

## 令和4年度 第3回福岡地方最低賃金審議会 資料目次(その1)

資料 1	福岡地方最低賃金審議会 第52期委員名簿	1
<b>[福岡県最低賃金 関連]</b>		
資料 2	福岡県最低賃金専門部会 委員名簿	3
資料 3	福岡地方最低賃金審議会 福岡県最低賃金専門部会運営規程	5
資料 4	生活保護と最低賃金(厚生労働省・福岡労働局)	9
資料 5	令和4年 賃金改定状況調査結果(厚生労働省)	17
資料 6	令和4年 福岡県賃金実態調査結果(福岡労働局)	27
資料 7	賃金分布に関する資料	55
資料 8	福岡県最低賃金額・影響率及び未満率(過去5年間)	99
資料 9	月例経済報告【令和3年7月】(内閣府)	101
資料 10	令和4年度 地域別最低賃金額改定の目安について(答申)	



福岡地方最低賃金審議会  
第52期委員名簿

資料番号  
NO. 1

(令和3年4月1日任命：五十音順)  
(令和3年5月28日任命) ※1  
(令和3年6月23日任命) ※2  
(令和3年7月19日任命) ※3  
(令和4年7月22日任命) ※4

区分	氏名	現職	
公益代表委員	高田 壘朱華	弁護士	
	富山 敦	弁護士	
	平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授	
	◎平木 真朗	西南学院大学 商学部 准教授	
	○丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授	
労働者代表委員	河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長	
	黒崎 美紀	安川電機労働組合 中央執行委員	※3
	小陳 武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長	
	野中 篤志	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長	
	浜田 紀子	UAゼンセン 福岡県支部 次長	
使用者代表委員	金子 亮輔	イオン九州株式会社 人事教育部長	
	小島 良俊	福岡県商工会連合会 専務理事	※2
	松本 恭子	福岡県商工会議所連合会 専務理事	※4
	中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事	※1
	吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事	

(注)◎は会長、○は会長代理である



福岡県最低賃金専門部会 委員名簿

(令和4年7月21日任命：五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表委員	ひらい きわこ 平井 佐和子	西南学院大学法学部 教授
	ひらき しんお 平木 真朗	西南学院大学商学部 准教授
	まるたに こうすけ 丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	かわむら としあき 河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長
	こじん たけし 小陳 武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長
	はまだ のりこ 浜田 紀子	UAゼンセン福岡県支部 次長
使用者代表委員	なかむら としたか 中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事
	まつもと きょうこ 松本 恭子	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	よしおか ひでき 吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注)◎は部会長、○は部会長代理である



## 福岡地方最低賃金審議会 福岡県最低賃金専門部会運営規程

## (規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## (会議の招集)

- 第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。
  - 3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

## (小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

## (委員の欠席)

- 第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。
  - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、そ

の旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)



第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和3年3月16日から施行する。



## 生活保護と最低賃金の比較について

(生活保護及び最低賃金は令和2年度(ただし、住宅扶助実績値は令和元年度)のデータを使用)

## I 前提

- 若年単身 生活保護基準18歳～19歳・単身世帯
- 福岡

- 県内最上級地 福岡市, 北九州市 1級地-2

- 県内最下級地 3級地-2

- 冬季加算地区 福岡県(全域) VI区

- 県内級地別人口

- ・ 1級地-1: 0人 福岡県内該当なし
- ・ 1級地-2: 2,551,421人 福岡市, 北九州市
- ・ 2級地-1: 303,316人 久留米市
- ・ 2級地-2: 1,477,600人 大牟田市, 直方市, 飯塚市, 田川市 ほか
- ・ 3級地-1: 376,395人
- ・ 3級地-2: 426,482人

計 5,135,214人

\* 令和2年年国勢調査(人口等基本統計)による市町村別人口

## II 生活保護(人口加重平均)

(1) 生活扶助基準(令和2年度)

① 第1類費及び第2類費(冬季加算を除く)

$$\begin{aligned} & (73,830 \text{円} \times \underline{2,551,421 \text{人}} + 71,460 \text{円} \times \underline{303,316 \text{人}} + 71,460 \text{円} \times \underline{1,477,600} \\ & \text{人} + 68,430 \text{円} \times \underline{376,395 \text{人}} + 66,940 \text{円} \times \underline{426,482 \text{人}}) \div \underline{5,135,214 \text{人}} \\ & = \underline{72,040 \text{円}} \textcircled{1} \end{aligned}$$

② 第2類費のうち冬季加算(1か月平均)

冬季加算地区: VI区

$$2,630 \text{円} \times 5 \div 12 = \underline{1,096 \text{円}} \textcircled{2}$$

③ 期末一時扶助費

級地別

$$1 \text{級地} - 2 : 13,520 \text{円} \div 12 = 1,127 \text{円}$$

$$2 \text{級地} - 1 : 12,880 \text{円} \div 12 = 1,073 \text{円}$$

$$2 \text{級地} - 2 : 12,250 \text{円} \div 12 = 1,021 \text{円}$$

$$3 \text{級地} - 1 : 11,610 \text{円} \div 12 = 968 \text{円}$$

$$3 \text{級地} - 2 : 10,970 \text{円} \div 12 = 914 \text{円}$$

$$\begin{aligned} & (1,127 \text{円} \times \underline{2,551,421 \text{人}} + 1,073 \text{円} \times \underline{303,316 \text{人}} + 1,021 \text{円} \times \underline{1,477,600 \text{人}} \\ & + 968 \text{円} \times \underline{376,395 \text{人}} + 914 \text{円} \times \underline{426,482 \text{人}}) \div \underline{5,135,214 \text{人}} \\ & = \underline{1,063 \text{円}} \textcircled{3} \end{aligned}$$

生活扶助基準 (①+②+③)

$$\underline{72,040 \text{ 円}} \text{ ①} + \underline{1,096 \text{ 円}} \text{ ②} + \underline{1,063 \text{ 円}} \text{ ③} = \underline{74,199 \text{ 円}} \text{ ④}$$

## (2) 住宅扶助

### ①住宅扶助実績値(令和元年度)

世帯数 i) 北九州市 : 15,095 世帯      ii) 福岡市 : 27,212 世帯  
iii) 久留米市 : 4,168 世帯  
iv) 福岡県 : 28,831 世帯 (指定都市(福岡市, 北九州市) 及び中核市(久留米市) 分を含まない)

計 : 75,306 世帯 (i ~ iv)

\* 「2019 年被保護者調査 年次調査〔個別〕第 3-10 表 (1 人)」より抽出  
住宅扶助実績値

i) 北九州市 : 21,024.7 円      ii) 福岡市 : 30,532.8 円  
iii) 久留米市 : 23,992.1 円  
iv) 福岡県 : 19,160.1 円 (指定都市(福岡市, 北九州市) 及び中核市(久留米市) 分を含まない)

\* 「2019 年被保護者調査 年次調査〔個別〕第 3-10 表 (1 人)」より抽出  
(21,024.7 円 × 15,095 世帯 + 30,532.8 円 × 27,212 世帯 + 23,992.1 円 × 4,168 世帯 + 19,160.1 円 × 28,831 世帯) ÷ 75,306 世帯 = 23,911 円 ⑤

## (3) 生活扶助基準+住宅扶助

生活扶助基準+住宅扶助実績値

$$= \underline{74,199 \text{ 円}} \text{ ④} + \underline{23,911 \text{ 円}} \text{ ⑤} = \underline{98,110 \text{ 円 (生活保護)}}$$

## III 最低賃金との比較

- 時給 842 円 (令和 2 年福岡県最低賃金額) で月 173.8 時間 (週 40 時間) 働いた場合の 1 ヶ月の収入 (手取額) は、

$$842 \text{ 円} \times 173.8 \text{ 時間} \times 0.817 \text{ (可処分所得割合)} = \underline{119,559 \text{ 円 (最低賃金)}}$$

\* 「可処分所得割合」とは、月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

- 生活保護 - 最低賃金 (※手取額) = 98,110 円 - 119,559 円 = △21,449 円  
となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。この差額を 173.8 時間で割って 1 時間あたりとし、0.817 で割って手取額から額面に換算すると、

$$\underline{\triangle 21,449 \text{ 円}} \div 173.8 \text{ 時間} \div 0.817 = \underline{\triangle 151 \text{ 円/時間}} \text{ (小数点以下四捨五入) となる。}$$

**参 考**

**1 級地 - 2 福岡市 での最低賃金との比較**

(生活保護及び最低賃金は令和 2 年度 (ただし、住宅扶助実績値は令和元年度) のデータを使用)

$$\begin{aligned} & \text{生活扶助基準 (1・2 類費 (冬季加算を除く) + 第 2 類費のうち冬季加算 + 期末一時扶助費) + 住宅扶助実績値} \\ & = (73,830 \text{ 円} + 1,096 \text{ 円} + 1,127 \text{ 円}) + 30,532.8 \text{ 円} = 106,586 \text{ 円} \end{aligned}$$

**最賃との比較**

$$\begin{aligned} & \text{生活保護 - 最低賃金 (※手取額)} \\ & = 106,586 \text{ 円} - 119,559 \text{ 円} = \underline{\underline{\Delta 12,973 \text{ 円}}} \end{aligned}$$

なお、1 時間あたりでの差額は、

$$-12,973 \text{ 円} \div 173.8 \div 0.817 = \underline{\underline{\Delta 91 \text{ 円/時間}}} \text{ (小数点以下四捨五入)}$$



# 生活保護制度の概要

## ○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
  - ⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

### 最低生活の保障

#### ① 資産、能力等をすべて活用することが保護の前提

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・扶養義務者からの扶養
- ・年金、手当等の社会保障給付 等



- ◇ 保護の開始時に調査  
(預貯金、扶養義務者の状況及び扶養能力、年金、手当等の額、傷病の状況等を踏まえた就労の可否等)
- ◇ 保護適用後にも届出を義務付け

#### ② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。  
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

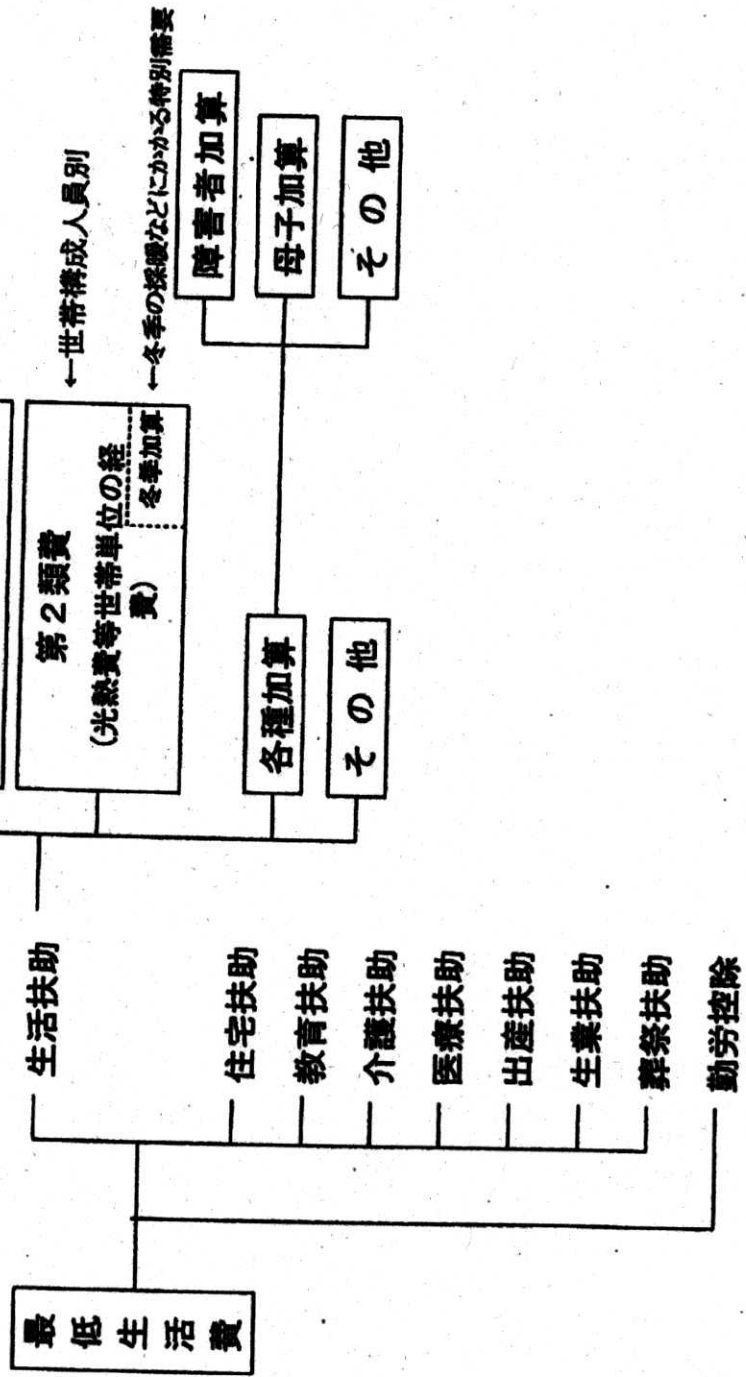
支給される保護費

### 自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導、病院入院者の在宅への復帰促進 等

# 最低生活費の体系

- 最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。





中央最低賃金審議会において示された比較方法

# 最低賃金と生活保護の比較

## 【最低賃金】

### 最低賃金額で働いたときの手取額

税金(所得税・住民税)  
 社会保険料(年金、健保、雇用保険)  
◎社会保険料は本人負担分

賃金総額 × 可処分所得割合

◎可処分所得割合は、最低賃金が最も低い県において、給与から控除される税・社会保険料を機械的に計算している。  
 (29年度の審議では、0.832を使用)

最低賃金額で法定労働時間(※)働いたときの賃金総額

※週40時間 ÷ 7日 × 365日 ÷ 12か月 = 173.8時間

## 【生活保護】

### 若年単身世帯の生活保護

(注)高卒後働いてすぐの年齢を想定

実績値	アパート等の家賃 (住宅扶助)	都道府県内の人口による加重平均
	年末に増加する食費等(世帯人員ごと) (生活扶助基準の期末一時扶助(※))	
	光熱水費等の世帯単位で消費する 生活費(世帯人員ごと) (生活扶助基準の第2類費) 冬季加算(※)を含む	
	食費等の個人単位で消費する 生活費(年齢ごと) (生活扶助基準の第1類費)	



比較

※1か月あたりの平均額



## 令和4年賃金改定状況調査結果

## &lt; 調査の概要 &gt;

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
  - (ア) 製造業
  - (イ) 卸売業, 小売業
  - (ウ) 学術研究, 専門・技術サービス業
  - (エ) 宿泊業, 飲食サービス業
  - (オ) 生活関連サービス業, 娯楽業
  - (カ) 医療, 福祉
  - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

## 3. 調査事業所

- (1) 数 15,861 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

## 4. 集計労働者 30,533 人

## 5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

## (1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和4年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和4年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和2年度分、令和3年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和4年1月～6月〕

## (2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和3年6月分、令和4年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和3年6月分、令和4年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和3年6月分、令和4年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業					
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所			
			7月以降に賃金改定を予定する事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を予定する事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を予定する事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を予定する事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所		
A	100.0	36.8	2.0	45.7	15.5	30.4	3.1	50.2	16.3	35.9	2.7	47.8	13.6	100.0	41.3	1.1	38.8	18.8
B	100.0	34.7	0.5	50.4	14.5	37.3	0.5	45.6	16.6	27.7	0.3	57.3	14.7	100.0	35.8	0.9	47.1	16.2
C	100.0	37.7	1.1	45.9	15.2	37.4	0.8	45.1	16.8	32.1	1.3	50.3	16.2	100.0	49.4	0.0	41.7	8.9
D	100.0	39.2	1.2	45.7	13.9	42.7	0.0	41.8	15.5	33.5	2.0	49.7	14.9	100.0	51.3	0.0	37.3	11.4
計	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	35.1	1.6	46.9	16.4	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3
R3年	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	33.3	0.7	51.8	14.2	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業(他に分類されないもの)					
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所			
			7月以降に賃金改定を予定する事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を予定する事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を予定する事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を予定する事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所		
A	100.0	30.7	0.9	48.3	20.2	24.3	1.1	54.0	20.7	59.7	1.2	28.9	10.2	100.0	36.9	2.6	49.9	10.7
B	100.0	25.5	0.8	57.6	16.1	24.1	1.2	59.7	15.0	63.0	0.0	28.1	8.9	100.0	42.6	0.0	44.9	12.6
C	100.0	27.7	0.0	53.2	19.1	24.9	2.5	55.6	17.0	69.3	0.5	19.8	10.4	100.0	39.9	2.7	46.0	11.5
D	100.0	29.4	0.6	54.1	15.9	30.9	0.6	56.1	12.4	64.1	0.6	22.8	12.5	100.0	41.6	2.4	45.8	10.2
計	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	25.4	1.4	55.9	17.3	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2
R3年	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	19.7	4.2	61.7	14.3	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業 小売業	学術研 究・専門・ 技術サー ビス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業 小売業	学術研 究・専門・ 技術サー ビス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業 小売業	学術研 究・専門・ 技術サー ビス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	3.7	3.3	3.3	4.5	5.1	3.8	3.2	3.1	-15.5	-9.0	-12.7	-16.3	-19.6	-16.7	-45.8	-15.4	1.0	0.7	0.9	1.7	1.4	0.7	1.4	0.7
B	3.1	3.0	3.2	3.3	3.7	3.3	2.6	3.3	-14.7	-2.0	-8.5	-11.6	-30.0	-15.0			1.0	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	1.7	1.4
C	3.5	3.7	3.0	4.1	4.2	2.3	3.2	4.4	-10.8	-6.5	-5.8		-21.9	-18.6	-9.4	1.2	1.3	0.9	2.0	1.2	0.0	2.1	1.5	
D	3.9	4.6	3.0	3.4	4.9	7.4	3.0	4.2	-23.0		-15.6		-50.0	-21.5	-13.8	1.3	2.0	0.7	1.7	1.1	2.2	1.9	0.9	
計	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1
R 3 年	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.3%	2.5%	4.5%	0.64	1.4%	2.3%	4.0%	0.57	1.5%	2.2%	3.6%	0.48	1.5%	3.0%	4.3%	0.47
B	1.0	2.0	4.1	0.78	1.1	2.0	4.0	0.73	1.0	1.9	4.2	0.84	1.4	2.3	3.6	0.48
C	1.0	2.1	4.0	0.71	1.5	2.6	4.0	0.48	1.0	2.0	3.2	0.55	1.2	2.9	4.4	0.55
D	1.0	2.0	3.9	0.73	1.2	2.0	5.8	1.15	1.0	1.7	3.5	0.74	1.0	1.5	3.5	0.83
計	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56
R 3 年	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数
A	2.0%	4.0%	7.8%	0.73	1.8%	3.0%	5.0%	0.53	1.0%	2.0%	4.0%	0.75	1.0%	2.0%	3.7%	0.68
B	1.1	2.5	5.0	0.78	1.1	2.1	5.5	1.05	1.0	1.6	3.2	0.69	1.0	2.0	4.1	0.78
C	1.0	2.7	5.3	0.80	1.0	2.0	3.0	0.50	0.9	1.6	4.0	0.97	1.0	2.6	5.0	0.77
D	1.0	2.4	4.6	0.75	1.4	4.7	5.8	0.47	1.0	2.0	3.5	0.63	1.4	2.5	4.5	0.62
計	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74
R 3 年	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =  $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業(他に分類されないもの)	
	1時間当たり 賃金額		1時間当たり 賃金額		1時間当たり 賃金額		1時間当たり 賃金額		1時間当たり 賃金額		1時間当たり 賃金額		1時間当たり 賃金額		1時間当たり 賃金額	
	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月
男	1,521	1,543	1,583	1,610	1,544	1,559	1,863	1,897	1,247	1,268	1,332	1,349	1,488	1,517	1,690	1,712
	1.4	0.5	1.7	1.4	1.0	0.5	1.8	-1.1	1.7	-0.3	1.3	0.6	1.3	1.9	1.3	1.3
B	1,348	1,365	1,443	1,465	1,310	1,322	1,487	1,509	1,100	1,110	1,132	1,125	1,514	1,546	1,420	1,437
	1.3	0.1	1.5	0.0	0.9	0.0	1.5	-1.0	0.9	0.7	-0.6	-0.2	2.1	0.4	0.4	0.4
女	1,257	1,277	1,264	1,284	1,286	1,307	1,463	1,477	1,023	1,031	1,125	1,145	1,331	1,356	1,367	1,382
	1.6	0.5	1.6	1.4	1.6	1.6	1.0	1.1	0.8	0.5	1.8	1.8	1.9	1.9	0.8	0.8
D	1,202	1,225	1,267	1,284	1,200	1,221	1,518	1,528	974	995	1,178	1,181	1,226	1,264	1,273	1,296
	1.9	0.3	1.3	1.3	1.8	0.6	0.7	0.5	2.2	-0.3	0.3	0.3	3.1	0.3	0.3	0.3
計	1,371	1,392	1,431	1,454	1,374	1,391	1,666	1,691	1,116	1,133	1,218	1,228	1,412	1,443	1,487	1,507
	1.5	0.4	1.6	1.6	1.2	0.4	1.5	-0.5	1.5	0.1	0.8	0.8	2.2	0.8	0.8	0.8
男	1,746	1,768	1,807	1,830	1,746	1,760	2,039	2,069	1,355	1,368	1,502	1,544	1,790	1,817	1,869	1,898
	1.3	0.8	1.3	1.3	0.8	0.9	1.5	-1.1	1.0	-0.7	2.8	2.8	1.5	2.7	1.7	1.5
B	1,548	1,558	1,597	1,618	1,511	1,514	1,769	1,800	1,276	1,292	1,301	1,279	1,856	1,873	1,559	1,565
	0.6	-0.3	1.3	1.3	0.2	-0.4	1.8	-1.1	1.3	1.2	-1.7	-1.7	0.9	0.9	-0.1	0.4
女	1,444	1,456	1,456	1,468	1,471	1,489	1,716	1,739	1,136	1,177	1,287	1,298	1,567	1,595	1,512	1,515
	0.8	0.2	0.8	0.8	1.2	1.0	1.3	0.6	3.6	0.3	0.1	0.1	1.8	1.8	1.5	1.5
D	1,382	1,400	1,424	1,434	1,360	1,373	1,728	1,725	1,131	1,134	1,206	1,207	1,471	1,489	1,398	1,428
	1.3	0.2	0.7	0.7	1.0	0.9	-0.2	0.7	3.6	-1.1	0.9	0.9	1.2	0.1	0.1	0.1
計	1,578	1,594	1,624	1,643	1,569	1,581	1,880	1,903	1,256	1,272	1,360	1,375	1,713	1,737	1,641	1,659
	1.0	0.4	1.2	1.2	0.8	0.8	1.2	1.2	1.3	-0.2	1.1	1.1	1.4	1.4	1.3	1.3
男	1,351	1,375	1,204	1,241	1,345	1,363	1,703	1,741	1,192	1,216	1,242	1,249	1,447	1,476	1,424	1,440
	1.8	0.4	3.1	3.1	1.3	1.3	2.2	2.2	2.0	-0.1	0.6	0.6	2.0	0.8	0.8	0.8
B	1,199	1,221	1,152	1,183	1,145	1,162	1,248	1,265	1,028	1,034	1,067	1,063	1,448	1,485	1,221	1,256
	1.8	1.8	2.7	2.7	1.5	1.5	1.4	1.4	0.6	0.6	-0.4	-0.4	2.6	2.6	0.5	0.5
女	1,128	1,151	1,013	1,041	1,125	1,148	1,224	1,249	976	988	1,088	1,116	1,296	1,322	1,122	1,148
	2.0	0.6	2.8	2.8	2.0	2.0	2.0	2.7	1.2	0.4	2.6	2.6	2.0	0.8	0.8	0.8
D	1,077	1,102	1,000	1,026	1,054	1,082	1,269	1,270	916	930	1,091	1,076	1,200	1,239	1,102	1,119
	2.3	0.6	2.6	2.6	2.7	2.7	0.4	0.1	1.5	0.1	-1.4	-1.4	3.3	0.3	0.3	0.3
計	1,220	1,244	1,115	1,146	1,197	1,218	1,466	1,493	1,055	1,071	1,145	1,151	1,369	1,400	1,257	1,279
	2.0	0.5	2.8	2.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	0.2	0.5	0.5	2.3	0.7	0.7	0.9



第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計			製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業			宿泊業、飲食サービス業			生活関連サービス業、娯楽業			医療、福祉			サービス業（他に分類されないもの）											
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率									
	R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月			
一般 パート 計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
一般	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
	A	1,738	1,761	1.3	0.7	1,742	1,769	1.5	1.3	1,786	1,799	0.7	0.7	1,940	1,975	1.8	-0.8	1,527	1,548	1.4	-1.7	1,512	1,533	1.4	1.4	1,584	1,612	1.8	1.8	1,870	1,889	1.0	1.5
一般	B	1,536	1,557	1.4	-0.1	1,549	1,573	1.5	0.0	1,525	1,535	0.7	-0.1	1,595	1,627	2.0	-1.0	1,370	1,385	1.1	0.9	1,288	1,278	-0.8	-0.5	1,642	1,683	2.5	0.9	1,544	1,554	0.6	-0.9
	C	1,420	1,441	1.5	0.4	1,357	1,378	1.5	1.5	1,480	1,502	1.5	0.0	1,563	1,579	1.0	1.3	1,257	1,251	-0.5	1.4	1,264	1,296	2.5	0.1	1,419	1,451	2.3	0.7	1,478	1,489	0.7	-0.7
	D	1,324	1,351	2.0	0.5	1,342	1,362	1.5	1.2	1,336	1,361	1.9	0.6	1,591	1,603	0.8	0.7	1,117	1,167	4.5	-0.5	1,252	1,263	0.9	0.1	1,300	1,339	3.0	0.9	1,335	1,354	1.4	0.4
パート	計	1,548	1,571	1.5	0.5	1,547	1,570	1.5	1.0	1,580	1,597	1.1	0.4	1,768	1,787	1.6	-0.3	1,353	1,372	1.4	-0.1	1,369	1,384	1.1	0.6	1,496	1,531	2.3	1.2	1,613	1,629	1.0	0.3
	A	1,223	1,245	1.8	0.3	1,139	1,165	2.3	2.4	1,178	1,195	1.4	0.2	1,461	1,491	2.1	-3.8	1,146	1,169	2.0	0.2	1,080	1,093	1.2	-0.4	1,408	1,439	2.2	0.7	1,241	1,268	2.2	0.2
	B	1,072	1,085	1.2	0.4	1,071	1,090	1.8	0.3	1,032	1,046	1.4	0.2	1,173	1,172	-0.1	-0.7	999	1,008	0.9	0.6	999	993	-0.6	0.3	1,287	1,302	1.2	-0.2	1,128	1,165	3.3	2.3
パート	C	1,007	1,024	1.7	0.4	974	994	2.1	1.0	997	1,018	2.1	0.7	1,055	1,065	0.9	0.1	949	962	1.4	-0.2	960	965	0.5	-1.0	1,167	1,180	1.1	1.0	1,030	1,060	2.9	2.2
	D	974	989	1.5	-0.2	986	994	0.8	-1.5	969	984	1.5	0.7	1,064	1,071	0.7	-0.4	903	909	0.7	-0.1	1,033	1,019	-1.4	-3.4	1,053	1,088	3.3	-1.2	1,032	1,068	3.5	2.6
	計	1,106	1,123	1.5	0.2	1,066	1,088	2.1	1.1	1,069	1,085	1.5	0.4	1,257	1,265	0.6	-1.7	1,028	1,043	1.5	0.2	1,025	1,028	0.3	-0.8	1,298	1,319	1.6	0.3	1,140	1,171	2.7	0.8

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	82.0	4.3	1.1	12.5
B	100.0	80.2	7.6	1.5	10.7
C	100.0	82.3	5.2	2.7	9.8
D	100.0	74.9	8.7	3.2	13.2
計	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6
R3年	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業				
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5		
	A	100.0	14.8	1.7	11.8	62.9	8.7	100.0	15.7	0.8	11.8	63.7	7.9	100.0	12.9	2.1	10.5	67.4	7.2	
B	100.0	12.7	1.7	15.1	62.6	7.9	100.0	12.1	5.0	13.8	59.5	9.6	100.0	12.6	1.0	17.3	62.3	6.8		
C	100.0	17.0	1.6	13.8	61.3	6.3	100.0	21.3	1.5	13.0	59.9	4.3	100.0	18.0	1.3	13.2	62.4	5.1		
D	100.0	14.2	0.9	13.9	62.7	8.2	100.0	13.2	0.6	13.8	59.1	13.3	100.0	13.8	0.4	14.2	62.8	8.8		
計	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9		
R3年	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5		

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)				
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5		
	A	100.0	15.3	2.1	11.2	59.3	12.0	100.0	15.9	2.7	13.9	58.3	9.1	100.0	14.5	1.7	6.2	67.8	9.9	
B	100.0	11.7	1.1	17.0	61.1	9.0	100.0	11.1	2.9	10.0	69.9	6.0	100.0	19.7	0.0	17.2	58.7	4.3		
C	100.0	16.8	1.2	16.4	57.1	8.5	100.0	9.3	1.6	15.0	61.6	12.6	100.0	22.9	2.6	21.6	43.9	8.9		
D	100.0	11.5	1.1	11.3	66.0	10.1	100.0	14.3	3.3	20.1	61.8	0.4	100.0	22.0	0.0	23.1	41.6	13.4		
計	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1		
R3年	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5		

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定  
 事由2 昨年は1~6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定  
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定  
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定  
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

## 付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

### 1 パートタイム労働者比率

(%)

令和3年	令和4年
40.1	40.9

### 2 男女別労働者数比率

(%)

	令和3年	令和4年
男性	42.1	42.0
女性	57.9	58.0

### 3 年間所定労働日数 (事業所平均)

(日)

令和2年度	令和3年度
243.3	242.9

令和4年  
福岡県貸金実態調査結果  
(地域別最低貸金用)

福岡労働局労働基準部監督課貸金室

## 目次

1	調査の概要	1
2	調査対象産業表	4
3	産業別・規模別・地区別 事業所数及び労働者数	6
4	賃金統計用語の解説について	7
5	令和4年調査結果	
(1)	賃金分布表(1)、賃金分布グラフ(地域最賃対象産業、一般・パート)	8
(2)	賃金分布表(2)(地域最賃対象産業、規模別、全地区)	12
(3)	賃金分布表(3)(地域最賃対象産業、規模別、全地区、パートのみ)	14
(4)	賃金分布表(4)(地域最賃対象産業、地区別、全規模)	16
(5)	賃金分布表(5)(地域最賃対象産業、地区別、全規模、パートのみ)	18
(6)	福岡県最低賃金額と1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	20
(7)	1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(産業別)	22
(8)	産業別 規模別・地区別 未満率	25
6	最低賃金に関する基礎調査票	26

## 調査の概要

## 1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

## 2 調査区域

福岡県全域

## 3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E (製造業)

常用労働者 100 人未満規模の民営事業所

G (情報通信業のうち新聞業、出版業)

常用労働者 100 人未満規模の民営事業所

I (卸売業、小売業)

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

M (宿泊業、飲食サービス業)

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

P (医療、福祉)

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

L, N, R (サービス業 (学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業 (他に分類されないもの)))

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

のうち一定の方法により抽出した事業所とした。

## 4 調査対象期間及び労働者

令和4年6月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

但し、30人以上の規模の事業所については全労働者の1/2を調査対象労働者とした。

なお、パート (パートタイム労働者) とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が、当該事業所における一般的な所定労働時間数又は所定労働日数より少ない労働者のことをいう。

## 5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は1,419事業所に対して通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」の628事業所分についてデータベースソフトを用いて



集計を行った。

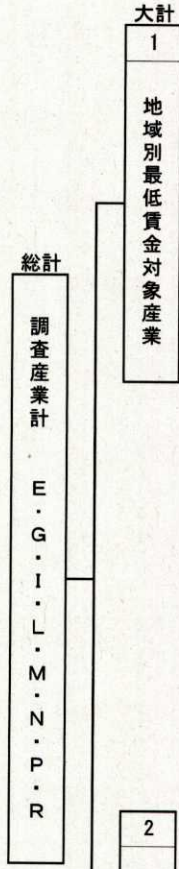
なお、当調査は一部の事業所を対象としたものであるため、集計に際しては、産業、規模及び地域ごとに母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

## 6 集計項目

産業別、就業形態別、事業所規模別、地区別の所定内賃金階級別労働者数

# 最低賃金に関する基礎調査対象産業表(令和4年)

中 計		明 細	
0	調査対象外	00	調査対象外
1	特定最低賃金適用除外労働者	01	年齢・業務による適用除外労働者
2	E 製造業	02	製造業 (産業分類番号) E09, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18 19, 20, 21, 224, 225, 229, 23, 24, 25 26, 27, 313, 3191, 32
3	G 情報通信業	03	新聞業、出版業 G413, 414
4	I 卸売業・小売業	04	卸売業 150, 51, 52, 53, 54, 55
		05	小売業 156, 57, 58, 59, 60, 61 (除<561, 5911)
5	L 学術研究、専門・技術サービス業	06	学術研究、専門・技術サービス業 L71, 72, 73, 74
6	M 宿泊業、飲食サービス業	07	宿泊業 M75
		08	飲食サービス業 M76, 77
7	N 生活関連サービス業、娯楽業	09	生活関連サービス業、娯楽業 N78, 79, 80
8	P 医療、福祉	10	医療 P83
		11	福祉 P85
9	R サービス業 (他に分類されないもの)	12	サービス業 (他に分類されないもの) R88, 89, 90, 91, 92, 95
10	鉄鋼業	13	製鉄業 E221
		14	製鋼・製鋼圧延業 E222
		15	製鋼を行わない鋼材製造業 E223
11	電気機械器具製造業	16	電子部品・デバイス・電子回路製造業 E28
		17	電気機械器具製造業 E29
		18	情報通信機械器具製造業 E30
12	輸送用機械器具製造業	19	自動車・同附属品製造業 E311
		20	鉄道車両・同部分品製造業 E312
		21	上記以外の輸送用機械器具製造業 E314, 315, 3199
13	百貨店、総合スーパー	22	百貨店、総合スーパー (従業者が常時50人以上) 1561
14	自動車(新車)小売業	23	自動車(新車)小売業 15911



日本標準産業分類一覧表(関係分)

地 域 別 最 低 賃 金 対 象 産 業			
E	製造業	M	宿泊業, 飲食サービス業
9	食料品製造業	75	宿泊業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	76	飲食店
11	繊維工業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)		
13	家具・装備品製造業	P	医療, 福祉
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	83	医療業
15	印刷・同関連産業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
16	化学工業		
17	石油製品・石炭製品製造業	L	学術研究, 専門・技術サービス業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	71	学術・開発研究機関
19	ゴム製品製造業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	73	広告業
21	窯業・土石製品製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
224	表面処理鋼材製造業		
225	鉄素形材製造業	N	生活関連サービス業, 娯楽業
229	その他の鉄鋼業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
23	非鉄金属製造業	79	その他の生活関連サービス業
24	金属製品製造業	80	娯楽業
25	はん用機械器具製造業		
26	生産用機械器具製造業	R	サービス業(他に分類されないもの)
27	業務用機械器具製造業	88	廃棄物処理業
313	船舶製造・修理業, 船用機関製造業	89	自動車整備業
3191	自転車・同部分品製造業	90	機械等修理業(別掲を除く)
32	その他の製造業	91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
G	情報通信業	95	その他のサービス業
413	新聞業		
414	出版業		
I	卸売・小売業	特 定 最 低 賃 金 対 象 産 業	
50	各種商品卸売業	E	製造業
51	繊維・衣服等卸売業	221	製鉄業
52	飲食料品卸売業	222	製鋼・製鋼圧延業
53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	223	製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
54	機械器具卸売業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
55	その他の卸売業	29	電気機械器具製造業
569	その他の各種商品小売業	30	情報通信機械器具製造業
57	織物・衣服・身の回り品小売業	311	自動車・同附属品製造業
58	飲食料品小売業	312	鉄道車両・同部分品製造業
5912	中古自動車小売業	314	航空機・同附属品製造業
5913	自動車部分品・附属品小売業	315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
5914	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)	3199	他に分類されない輸送用機械器具製造業
592	自転車小売業		
593	機械器具小売業(自動車, 自転車を除く)	I	卸売・小売業
60	その他の小売業	561	百貨店, 総合スーパー
61	無店舗小売業	5911	自動車(新車)小売業
アルファベット……………大分類		数字上2桁……………中分類	
		数字上3、4桁……………小分類、細分類	

## 令和4年 産業別・地区別・規模別 事業所数及び労働者数

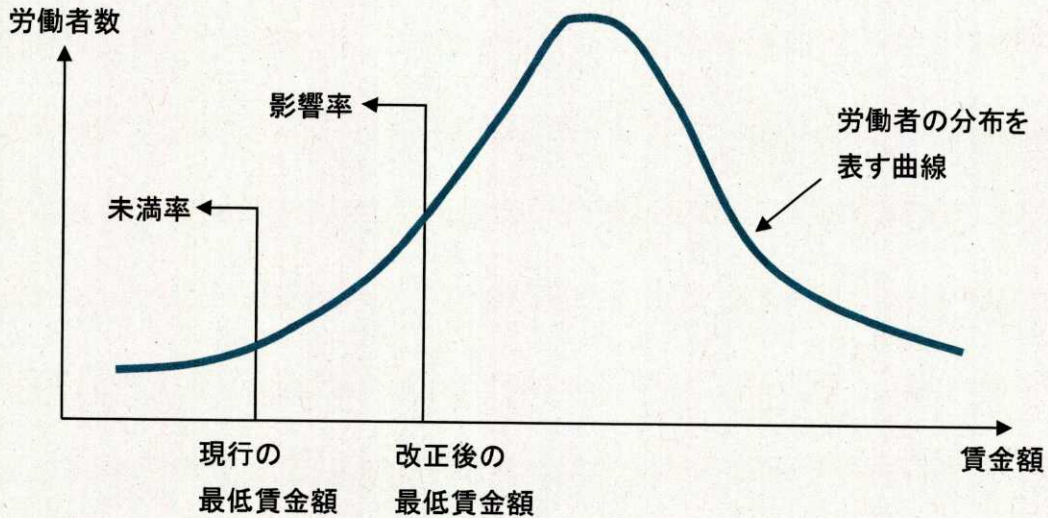
	規模計		1～9人規模		10～29人規模		30～99人規模	
	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
製 造 業	7,924	101,846 (15,240)	5,030	19,785	1,972	34,052	922	48,009
卸売・小売業	36,172	234,804 (91,210)	28,317	108,769	7,855	126,035		
飲食店、宿泊業	15,608	109,975 (76,291)	11,908	47,182	3,700	62,793		
医療、福祉	13,526	118,123 (44,695)	9,393	46,428	4,133	71,695		
サービス業	19,386	106,388 (28,909)	16,211	55,954	3,175	50,434		
福 岡	46,437	335,602 (122,701)	35,602	141,295	10,548	179,373	287	14,934
北 九 州	22,081	159,654 (64,404)	16,829	67,122	4,971	77,818	281	14,714
筑 後	17,051	121,307 (45,777)	13,173	49,807	3,654	59,547	224	11,953
筑 豊	7,047	54,573 (23,463)	5,255	19,894	1,662	28,271	130	6,408
合 計	92,616	671,136 (256,345)	70,859	278,118	20,835	345,009	922	48,009

※ 表中の事業所数は、「事業所母集団データベース(令和2年次フレーム)」に基づく母集団数である。

※ 表中労働者数の括弧内の数は、パートで内数である。

## 賃金統計用語の解説について

### ○ 未満率及び影響率のイメージ図



### ○ 第1・20分位数

集計対象のデータ（数値）を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1（=5%）の順位（位置）にある数値

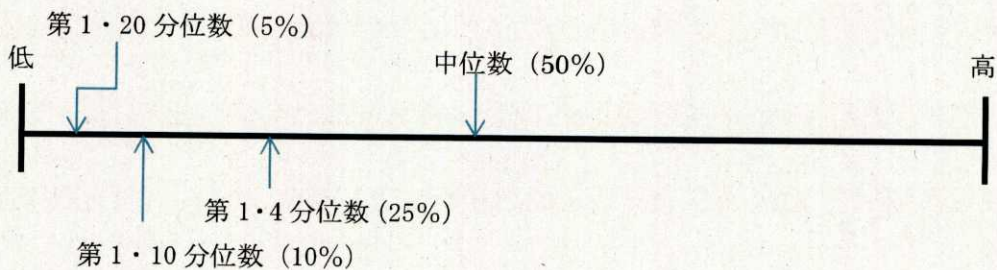
### ○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1（=10%）の順位（位置）、4分の1（=25%）の順位（位置）にある数値

### ○ 中位数

同様に、2分の1（=50%）の順位（位置）にある数値 ※平均値とは異なる

【すべての対象データを小さい順（低い方から高い方）に横に並べたイメージ図】



## 賃金分布表(1)

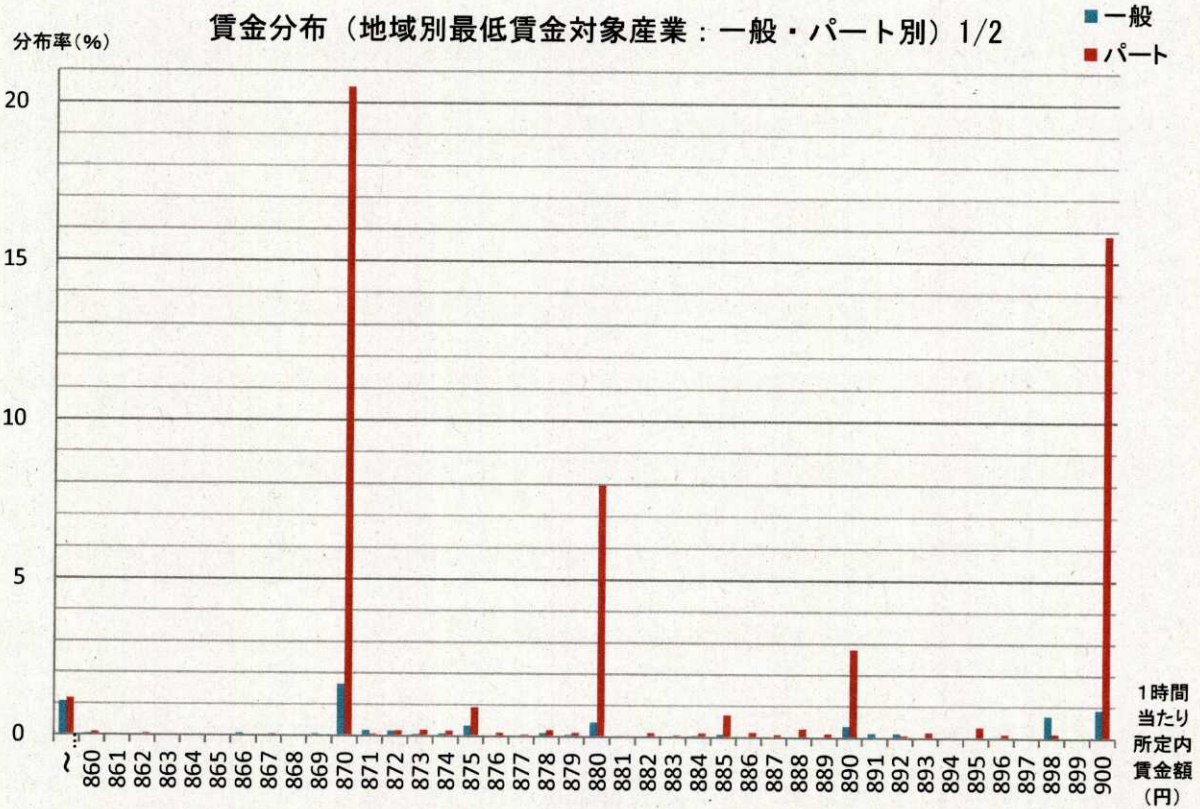
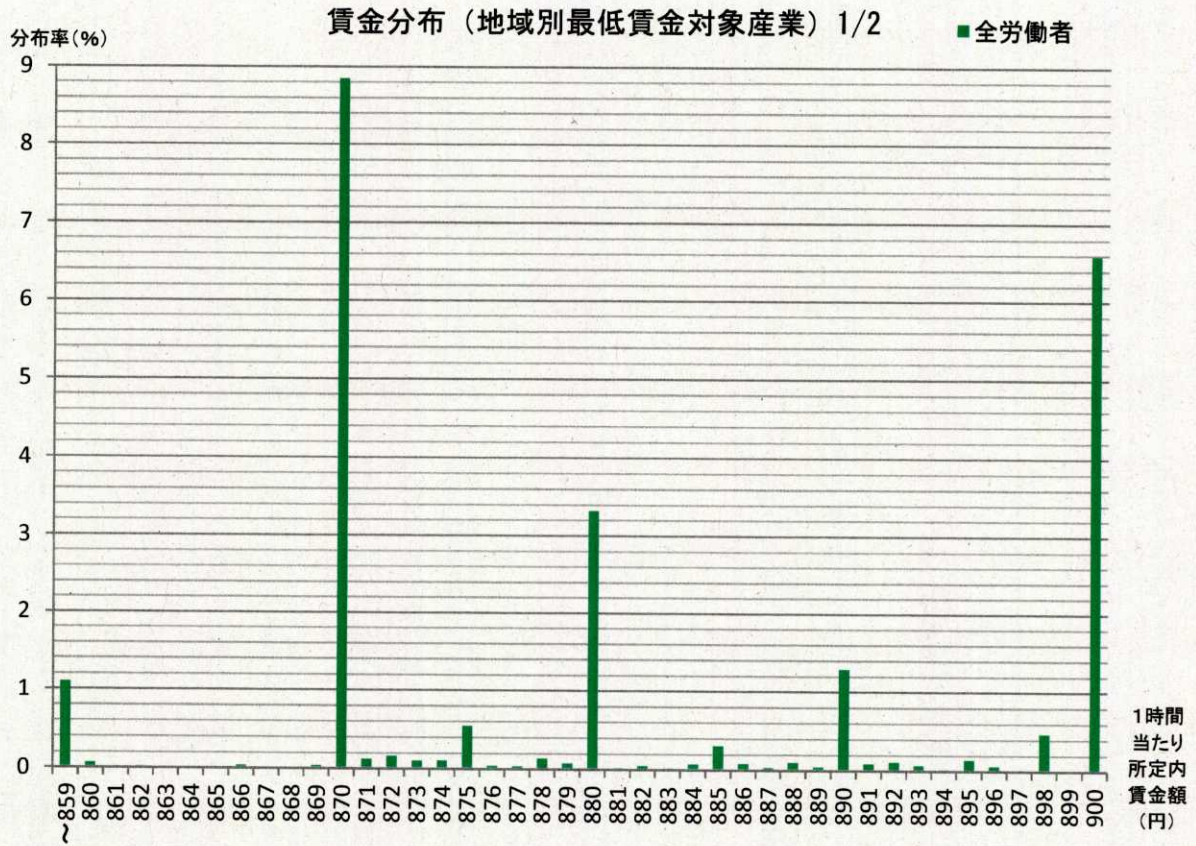
## 令和4年 地域別最低賃金対象産業 就業形態別、全地区

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～859	7,370	1.1	1.1	4,387	1.1	1.1	2,983	1.2	1.2
860	408	0.1	1.2	174	0.0	1.1	234	0.1	1.3
861	0	0.0	1.2	0	0.0	1.1	0	0.0	1.3
862	117	0.0	1.2	0	0.0	1.1	117	0.0	1.3
863	0	0.0	1.2	0	0.0	1.1	0	0.0	1.3
864	0	0.0	1.2	0	0.0	1.1	0	0.0	1.3
865	0	0.0	1.2	0	0.0	1.1	0	0.0	1.3
866	226	0.0	1.2	226	0.1	1.2	0	0.0	1.3
867	96	0.0	1.2	0	0.0	1.2	96	0.0	1.3
868	0	0.0	1.2	0	0.0	1.2	0	0.0	1.3
869	211	0.0	1.3	211	0.1	1.2	0	0.0	1.3
870	59,364	8.8	10.1	6,806	1.6	2.8	52,558	20.5	21.8
871	806	0.1	10.2	683	0.2	3.0	124	0.0	21.9
872	1,074	0.2	10.4	657	0.2	3.2	417	0.2	22.1
873	668	0.1	10.5	186	0.0	3.2	482	0.2	22.2
874	688	0.1	10.6	275	0.1	3.3	413	0.2	22.4
875	3,656	0.5	11.1	1,324	0.3	3.6	2,331	0.9	23.3
876	247	0.0	11.2	0	0.0	3.6	247	0.1	23.4
877	230	0.0	11.2	117	0.0	3.6	113	0.0	23.5
878	906	0.1	11.3	415	0.1	3.7	491	0.2	23.6
879	489	0.1	11.4	212	0.1	3.8	278	0.1	23.7
880	22,287	3.3	14.7	1,848	0.4	4.2	20,439	8.0	31.7
881	124	0.0	14.7	124	0.0	4.3	0	0.0	31.7
882	302	0.0	14.8	0	0.0	4.3	302	0.1	31.8
883	117	0.0	14.8	0	0.0	4.3	117	0.0	31.9
884	453	0.1	14.9	162	0.0	4.3	291	0.1	32.0
885	2,069	0.3	15.2	317	0.1	4.4	1,752	0.7	32.7
886	512	0.1	15.3	117	0.0	4.4	394	0.2	32.8
887	191	0.0	15.3	0	0.0	4.4	191	0.1	32.9
888	676	0.1	15.4	0	0.0	4.4	676	0.3	33.2
889	282	0.0	15.4	0	0.0	4.4	282	0.1	33.3
890	8,663	1.3	16.7	1,454	0.4	4.7	7,209	2.8	36.1
891	552	0.1	16.8	552	0.1	4.9	0	0.0	36.1
892	721	0.1	16.9	547	0.1	5.0	174	0.1	36.2
893	426	0.1	17.0	0	0.0	5.0	426	0.2	36.3
894	117	0.0	17.0	117	0.0	5.0	0	0.0	36.3
895	928	0.1	17.1	90	0.0	5.1	838	0.3	36.7
896	369	0.1	17.2	108	0.0	5.1	261	0.1	36.8
897	0	0.0	17.2	0	0.0	5.1	0	0.0	36.8
898	3,166	0.5	17.7	2,839	0.7	5.8	327	0.1	36.9
899	0	0.0	17.7	0	0.0	5.8	0	0.0	36.9
900	44,224	6.6	24.2	3,598	0.9	6.6	40,626	15.8	52.7

賃金分布表(1)

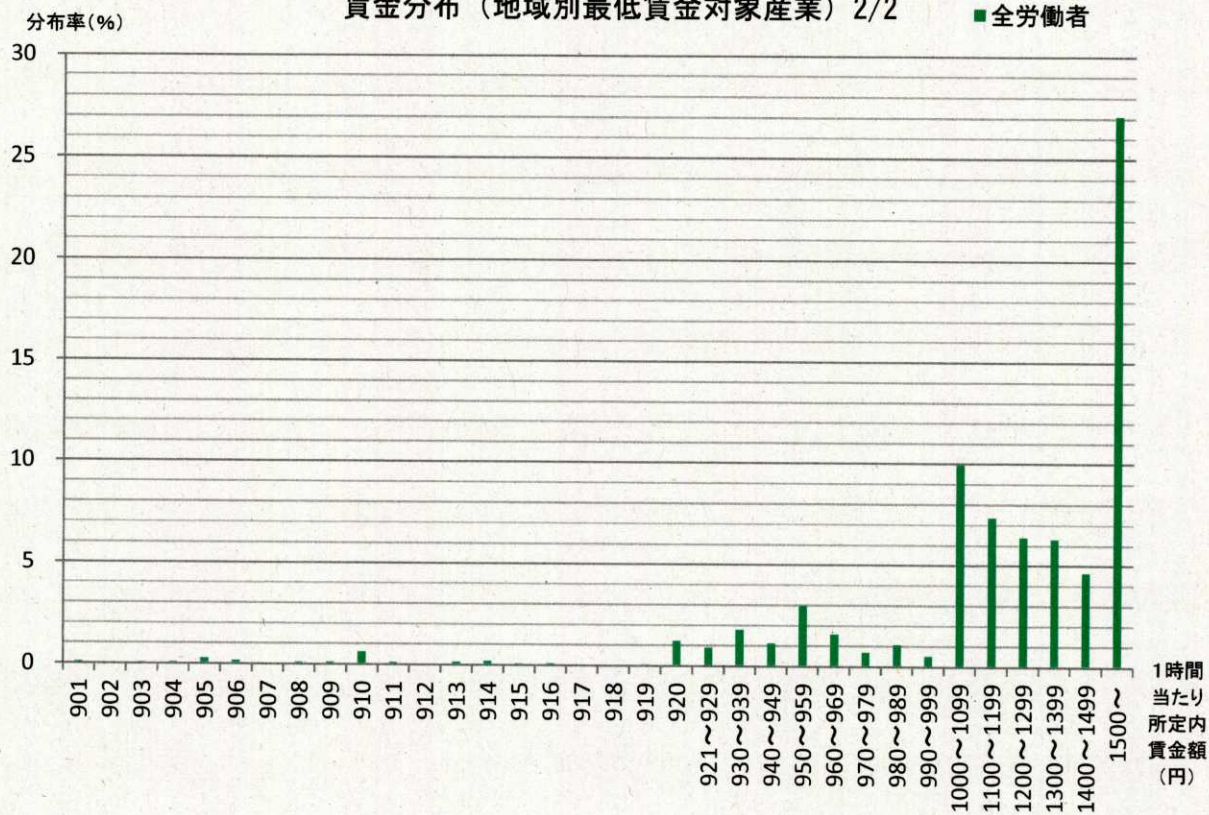
令和4年 地域別最低賃金対象産業 就業形態別、全地区

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
901	654	0.1	24.3	196	0.0	6.7	458	0.2	52.9
902	139	0.0	24.4	0	0.0	6.7	139	0.1	53.0
903	443	0.1	24.4	162	0.0	6.7	282	0.1	53.1
904	568	0.1	24.5	191	0.0	6.8	376	0.1	53.2
905	1,698	0.3	24.8	249	0.1	6.8	1,448	0.6	53.8
906	1,070	0.2	24.9	421	0.1	6.9	649	0.3	54.0
907	345	0.1	25.0	123	0.0	7.0	221	0.1	54.1
908	618	0.1	25.1	226	0.1	7.0	392	0.2	54.3
909	726	0.1	25.2	561	0.1	7.2	166	0.1	54.3
910	4,080	0.6	25.8	538	0.1	7.3	3,542	1.4	55.7
911	683	0.1	25.9	443	0.1	7.4	241	0.1	55.8
912	330	0.0	25.9	139	0.0	7.4	191	0.1	55.9
913	875	0.1	26.1	539	0.1	7.6	336	0.1	56.0
914	1,192	0.2	26.2	108	0.0	7.6	1,083	0.4	56.5
915	527	0.1	26.3	0	0.0	7.6	527	0.2	56.7
916	637	0.1	26.4	0	0.0	7.6	637	0.2	56.9
917	0	0.0	26.4	0	0.0	7.6	0	0.0	56.9
918	0	0.0	26.4	0	0.0	7.6	0	0.0	56.9
919	433	0.1	26.5	178	0.0	7.6	254	0.1	57.0
920	8,126	1.2	27.7	1,941	0.5	8.1	6,184	2.4	59.4
921 ~ 929	6,060	0.9	28.6	3,517	0.8	8.9	2,543	1.0	60.4
930 ~ 939	11,979	1.8	30.4	2,837	0.7	9.6	9,143	3.6	64.0
940 ~ 949	7,533	1.1	31.5	3,105	0.7	10.4	4,428	1.7	65.7
950 ~ 959	19,892	3.0	34.5	5,962	1.4	11.8	13,930	5.4	71.1
960 ~ 969	10,662	1.6	36.1	3,985	1.0	12.8	6,677	2.6	73.7
970 ~ 979	4,636	0.7	36.7	2,212	0.5	13.3	2,424	0.9	74.7
980 ~ 989	7,174	1.1	37.8	3,748	0.9	14.2	3,426	1.3	76.0
990 ~ 999	3,455	0.5	38.3	2,423	0.6	14.8	1,031	0.4	76.4
1,000 ~ 1,099	66,572	9.9	48.3	39,804	9.6	24.4	26,768	10.4	86.9
1,100 ~ 1,199	49,219	7.3	55.6	39,250	9.5	33.8	9,968	3.9	90.8
1,200 ~ 1,299	42,836	6.4	62.0	34,964	8.4	42.3	7,871	3.1	93.8
1,300 ~ 1,399	42,381	6.3	68.3	37,920	9.1	51.4	4,461	1.7	95.6
1,400 ~ 1,499	30,949	4.6	72.9	29,613	7.1	58.6	1,336	0.5	96.1
1,500 ~	181,913	27.1	100.0	171,888	41.4	100.0	10,025	3.9	100.0
計	671,136	100.0		414,791	100.0		256,345	100.0	
月平均賃金額	187,739			254,265			80,092		
月一人当たり労働時間数	133			165			80		
第1・20分位数	870			892			870		
第1・10分位数	870			943			870		
第1・4分位数	908			1,105			880		
中位数	1,113			1,385			900		
時間当たり平均額	1,343			1,546			1,015		

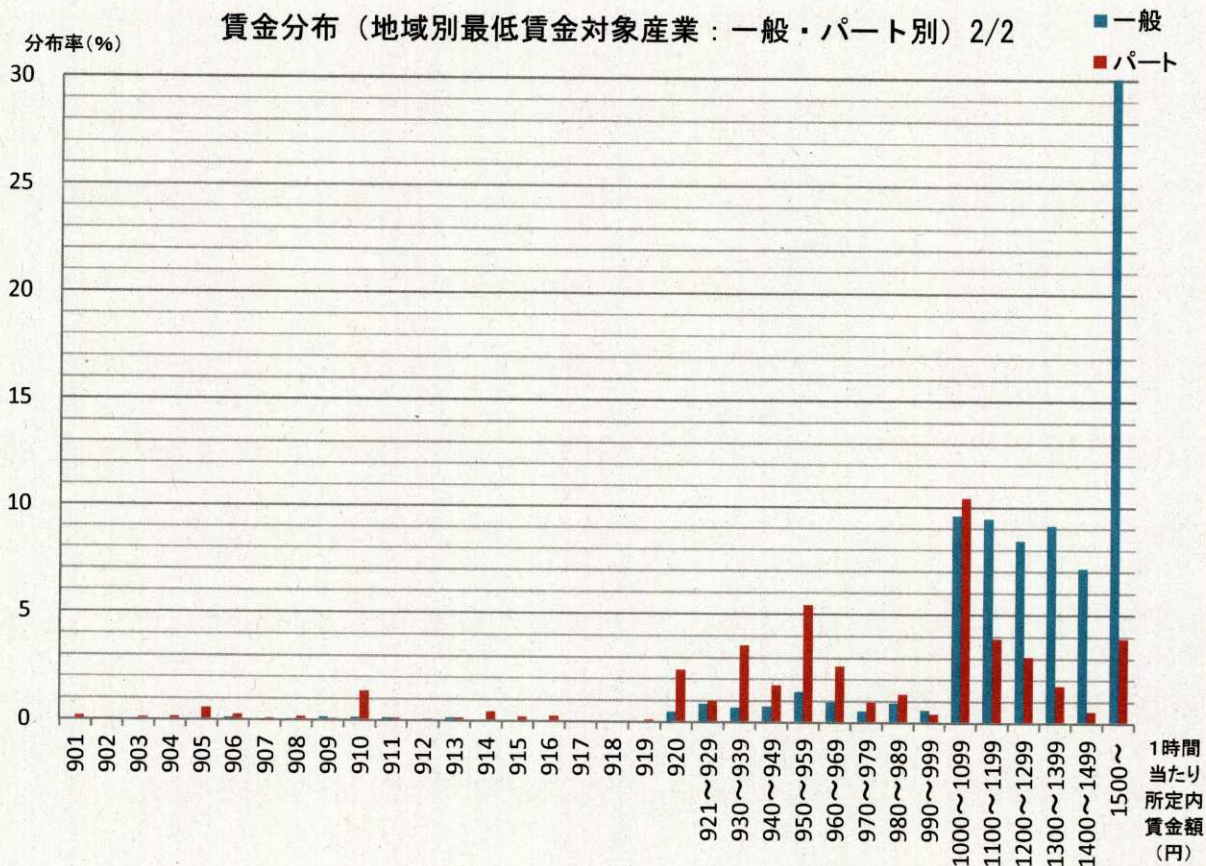




賃金分布（地域別最低賃金対象産業） 2/2



賃金分布（地域別最低賃金対象産業：一般・パート別） 2/2



賃金分布表(2)

## 令和4年 地域別最低賃金対象産業 規模別、全地区

1時間当たり 所定内賃金額	1~9人規模			10~29人規模			30~99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
~859	4,763	1.7	1.7	2,607	0.8	0.8	0	0.0	0.0
860	408	0.1	1.9	0	0.0	0.8	0	0.0	0.0
861	0	0.0	1.9	0	0.0	0.8	0	0.0	0.0
862	117	0.0	1.9	0	0.0	0.8	0	0.0	0.0
863	0	0.0	1.9	0	0.0	0.8	0	0.0	0.0
864	0	0.0	1.9	0	0.0	0.8	0	0.0	0.0
865	0	0.0	1.9	0	0.0	0.8	0	0.0	0.0
866	226	0.1	2.0	0	0.0	0.8	0	0.0	0.0
867	96	0.0	2.0	0	0.0	0.8	0	0.0	0.0
868	0	0.0	2.0	0	0.0	0.8	0	0.0	0.0
869	96	0.0	2.1	116	0.0	0.8	0	0.0	0.0
870	21,314	7.7	9.7	38,049	11.0	11.8	0	0.0	0.0
871	192	0.1	9.8	124	0.0	11.9	491	1.0	1.0
872	703	0.3	10.0	371	0.1	12.0	0	0.0	1.0
873	96	0.0	10.1	301	0.1	12.0	271	0.6	1.6
874	0	0.0	10.1	688	0.2	12.2	0	0.0	1.6
875	2,604	0.9	11.0	1,052	0.3	12.6	0	0.0	1.6
876	0	0.0	11.0	247	0.1	12.6	0	0.0	1.6
877	117	0.0	11.1	113	0.0	12.7	0	0.0	1.6
878	526	0.2	11.2	200	0.1	12.7	181	0.4	2.0
879	376	0.1	11.4	113	0.0	12.7	0	0.0	2.0
880	7,022	2.5	13.9	15,265	4.4	17.2	0	0.0	2.0
881	0	0.0	13.9	124	0.0	17.2	0	0.0	2.0
882	139	0.0	13.9	164	0.0	17.3	0	0.0	2.0
883	117	0.0	14.0	0	0.0	17.3	0	0.0	2.0
884	291	0.1	14.1	162	0.0	17.3	0	0.0	2.0
885	782	0.3	14.4	1,287	0.4	17.7	0	0.0	2.0
886	374	0.1	14.5	138	0.0	17.7	0	0.0	2.0
887	0	0.0	14.5	191	0.1	17.8	0	0.0	2.0
888	563	0.2	14.7	113	0.0	17.8	0	0.0	2.0
889	118	0.0	14.8	164	0.0	17.9	0	0.0	2.0
890	2,266	0.8	15.6	6,397	1.9	19.7	0	0.0	2.0
891	390	0.1	15.7	162	0.0	19.8	0	0.0	2.0
892	721	0.3	16.0	0	0.0	19.8	0	0.0	2.0
893	313	0.1	16.1	113	0.0	19.8	0	0.0	2.0
894	117	0.0	16.1	0	0.0	19.8	0	0.0	2.0
895	361	0.1	16.3	477	0.1	19.9	90	0.2	2.2
896	108	0.0	16.3	261	0.1	20.0	0	0.0	2.2
897	0	0.0	16.3	0	0.0	20.0	0	0.0	2.2
898	283	0.1	16.4	2,883	0.8	20.8	0	0.0	2.2
899	0	0.0	16.4	0	0.0	20.8	0	0.0	2.2
900	18,618	6.7	23.1	25,606	7.4	28.3	0	0.0	2.2

## 賃金分布表(2)

## 令和4年 地域別最低賃金対象産業 規模別、全地区

1時間当たり 所定内賃金額	1~9人規模			10~29人規模			30~99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
901	85	0.0	23.1	570	0.2	28.4	0	0.0	2.2
902	139	0.0	23.2	0	0.0	28.4	0	0.0	2.2
903	118	0.0	23.2	325	0.1	28.5	0	0.0	2.2
904	376	0.1	23.3	191	0.1	28.6	0	0.0	2.2
905	181	0.1	23.4	1,352	0.4	29.0	164	0.3	2.5
906	823	0.3	23.7	247	0.1	29.0	0	0.0	2.5
907	108	0.0	23.7	237	0.1	29.1	0	0.0	2.5
908	86	0.0	23.8	532	0.2	29.3	0	0.0	2.5
909	370	0.1	23.9	356	0.1	29.4	0	0.0	2.5
910	1,116	0.4	24.3	2,963	0.9	30.2	0	0.0	2.5
911	216	0.1	24.4	468	0.1	30.4	0	0.0	2.5
912	139	0.0	24.4	191	0.1	30.4	0	0.0	2.5
913	511	0.2	24.6	364	0.1	30.5	0	0.0	2.5
914	108	0.0	24.7	1,083	0.3	30.8	0	0.0	2.5
915	0	0.0	24.7	527	0.2	31.0	0	0.0	2.5
916	525	0.2	24.9	112	0.0	31.0	0	0.0	2.5
917	0	0.0	24.9	0	0.0	31.0	0	0.0	2.5
918	0	0.0	24.9	0	0.0	31.0	0	0.0	2.5
919	317	0.1	25.0	116	0.0	31.0	0	0.0	2.5
920	3,504	1.3	26.2	4,622	1.3	32.4	0	0.0	2.5
921 ~ 929	2,013	0.7	27.0	4,047	1.2	33.6	0	0.0	2.5
930 ~ 939	4,441	1.6	28.5	7,130	2.1	35.6	409	0.9	3.3
940 ~ 949	3,598	1.3	29.8	3,935	1.1	36.8	0	0.0	3.3
950 ~ 959	12,328	4.4	34.3	7,564	2.2	39.0	0	0.0	3.3
960 ~ 969	2,778	1.0	35.3	7,884	2.3	41.2	0	0.0	3.3
970 ~ 979	2,030	0.7	36.0	2,524	0.7	42.0	82	0.2	3.5
980 ~ 989	3,163	1.1	37.1	3,576	1.0	43.0	435	0.9	4.4
990 ~ 999	1,404	0.5	37.6	1,878	0.5	43.6	172	0.4	4.8
1,000 ~ 1,099	30,709	11.0	48.7	31,733	9.2	52.8	4,129	8.6	13.4
1,100 ~ 1,199	21,572	7.8	56.4	23,513	6.8	59.6	4,134	8.6	22.0
1,200 ~ 1,299	18,961	6.8	63.3	19,952	5.8	65.4	3,923	8.2	30.2
1,300 ~ 1,399	18,664	6.7	70.0	21,215	6.1	71.5	2,502	5.2	35.4
1,400 ~ 1,499	15,204	5.5	75.4	12,756	3.7	75.2	2,989	6.2	41.6
1,500 ~	68,312	24.6	100.0	85,562	24.8	100.0	28,039	58.4	100.0
計	278,118	100.0		345,009	100.0		48,009	100.0	
月平均賃金額	183,623			179,805			268,591		
月一人当たり労働時間数	132			130			159		
第1・20分位数	870			870			1,000		
第1・10分位数	872			870			1,050		
第1・4分位数	920			900			1,250		
中位数	1,110			1,060			1,596		
時間当たり平均額	1,313			1,313			1,733		

賃金分布表(3) 令和4年 地域別最低賃金対象産業 規模別、全地区(パートのみ)

1時間当たり 所定内賃金額	1~9人規模			10~29人規模			30~99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
~859	2,052	2.0	2.0	931	0.6	0.6	0	0.0	0.0
860	234	0.2	2.2	0	0.0	0.6	0	0.0	0.0
861	0	0.0	2.2	0	0.0	0.6	0	0.0	0.0
862	117	0.1	2.4	0	0.0	0.6	0	0.0	0.0
863	0	0.0	2.4	0	0.0	0.6	0	0.0	0.0
864	0	0.0	2.4	0	0.0	0.6	0	0.0	0.0
865	0	0.0	2.4	0	0.0	0.6	0	0.0	0.0
866	0	0.0	2.4	0	0.0	0.6	0	0.0	0.0
867	96	0.1	2.4	0	0.0	0.6	0	0.0	0.0
868	0	0.0	2.4	0	0.0	0.6	0	0.0	0.0
869	0	0.0	2.4	0	0.0	0.6	0	0.0	0.0
870	17,910	17.5	20.0	34,648	22.6	23.2	0	0.0	0.0
871	0	0.0	20.0	124	0.1	23.3	0	0.0	0.0
872	417	0.4	20.4	0	0.0	23.3	0	0.0	0.0
873	0	0.0	20.4	301	0.2	23.5	181	16.9	16.9
874	0	0.0	20.4	413	0.3	23.8	0	0.0	16.9
875	1,393	1.4	21.7	939	0.6	24.4	0	0.0	16.9
876	0	0.0	21.7	247	0.2	24.6	0	0.0	16.9
877	0	0.0	21.7	113	0.1	24.6	0	0.0	16.9
878	291	0.3	22.0	200	0.1	24.8	0	0.0	16.9
879	278	0.3	22.3	0	0.0	24.8	0	0.0	16.9
880	5,770	5.6	27.9	14,669	9.6	34.4	0	0.0	16.9
881	0	0.0	27.9	0	0.0	34.4	0	0.0	16.9
882	139	0.1	28.1	164	0.1	34.5	0	0.0	16.9
883	117	0.1	28.2	0	0.0	34.5	0	0.0	16.9
884	291	0.3	28.5	0	0.0	34.5	0	0.0	16.9
885	665	0.7	29.1	1,087	0.7	35.2	0	0.0	16.9
886	257	0.3	29.4	138	0.1	35.3	0	0.0	16.9
887	0	0.0	29.4	191	0.1	35.4	0	0.0	16.9
888	563	0.6	29.9	113	0.1	35.5	0	0.0	16.9
889	118	0.1	30.0	164	0.1	35.6	0	0.0	16.9
890	1,289	1.3	31.3	5,920	3.9	39.4	0	0.0	16.9
891	0	0.0	31.3	0	0.0	39.4	0	0.0	16.9
892	174	0.2	31.5	0	0.0	39.4	0	0.0	16.9
893	313	0.3	31.8	113	0.1	39.5	0	0.0	16.9
894	0	0.0	31.8	0	0.0	39.5	0	0.0	16.9
895	361	0.4	32.1	477	0.3	39.8	0	0.0	16.9
896	0	0.0	32.1	261	0.2	40.0	0	0.0	16.9
897	0	0.0	32.1	0	0.0	40.0	0	0.0	16.9
898	0	0.0	32.1	327	0.2	40.2	0	0.0	16.9
899	0	0.0	32.1	0	0.0	40.2	0	0.0	16.9
900	15,551	15.2	47.4	25,075	16.4	56.6	0	0.0	16.9

賃金分布表(3) 令和4年 地域別最低賃金対象産業 規模別、全地区(パートのみ)

1時間当たり 所定内賃金額	1~9人規模			10~29人規模			30~99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
901	0	0.0	47.4	458	0.3	56.9	0	0.0	16.9
902	139	0.1	47.5	0	0.0	56.9	0	0.0	16.9
903	118	0.1	47.6	164	0.1	57.0	0	0.0	16.9
904	376	0.4	48.0	0	0.0	57.0	0	0.0	16.9
905	96	0.1	48.1	1,352	0.9	57.9	0	0.0	16.9
906	649	0.6	48.7	0	0.0	57.9	0	0.0	16.9
907	108	0.1	48.8	113	0.1	57.9	0	0.0	16.9
908	86	0.1	48.9	306	0.2	58.1	0	0.0	16.9
909	166	0.2	49.1	0	0.0	58.1	0	0.0	16.9
910	778	0.8	49.8	2,764	1.8	60.0	0	0.0	16.9
911	117	0.1	49.9	124	0.1	60.0	0	0.0	16.9
912	0	0.0	49.9	191	0.1	60.2	0	0.0	16.9
913	86	0.1	50.0	251	0.2	60.3	0	0.0	16.9
914	0	0.0	50.0	1,083	0.7	61.0	0	0.0	16.9
915	0	0.0	50.0	527	0.3	61.4	0	0.0	16.9
916	525	0.5	50.5	112	0.1	61.4	0	0.0	16.9
917	0	0.0	50.5	0	0.0	61.4	0	0.0	16.9
918	0	0.0	50.5	0	0.0	61.4	0	0.0	16.9
919	139	0.1	50.7	116	0.1	61.5	0	0.0	16.9
920	1,988	1.9	52.6	4,196	2.7	64.3	0	0.0	16.9
921 ~ 929	532	0.5	53.1	2,011	1.3	65.6	0	0.0	16.9
930 ~ 939	3,164	3.1	56.2	5,979	3.9	69.5	0	0.0	16.9
940 ~ 949	2,172	2.1	58.3	2,255	1.5	71.0	0	0.0	16.9
950 ~ 959	8,839	8.6	67.0	5,091	3.3	74.3	0	0.0	16.9
960 ~ 969	1,405	1.4	68.4	5,272	3.4	77.7	0	0.0	16.9
970 ~ 979	590	0.6	69.0	1,833	1.2	78.9	0	0.0	16.9
980 ~ 989	2,071	2.0	71.0	1,355	0.9	79.8	0	0.0	16.9
990 ~ 999	424	0.4	71.4	607	0.4	80.2	0	0.0	16.9
1,000 ~ 1,099	13,354	13.1	84.5	13,010	8.5	88.7	404	37.7	54.6
1,100 ~ 1,199	4,827	4.7	89.2	5,141	3.4	92.1	0	0.0	54.6
1,200 ~ 1,299	3,524	3.4	92.6	4,348	2.8	94.9	0	0.0	54.6
1,300 ~ 1,399	2,110	2.1	94.7	2,149	1.4	96.3	202	18.9	73.5
1,400 ~ 1,499	386	0.4	95.1	950	0.6	96.9	0	0.0	73.5
1,500 ~	5,036	4.9	100.0	4,706	3.1	100.0	284	26.5	100.0
計	102,198	100.0		153,077	100.0		1,070	100.0	
月平均賃金額	77,622			81,263			148,470		
月一人当たり労働時間数	77			82			120		
第1・20分位数	870			870			873		
第1・10分位数	870			870			873		
第1・4分位数	880			880			1,000		
中位数	913			900			1,000		
時間当たり平均額	1,010			1,016			1,300		

賃金分布表(4)

## 令和4年 地域別最低賃金対象産業 地区別、全規模

1時間当たり 所定内賃金額	福 岡			北 九 州			筑 後			筑 豊		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～859	2,794	0.8	0.8	2,308	1.4	1.4	2,268	1.9	1.9	0	0.0	0.0
860	234	0.1	0.9	174	0.1	1.6	0	0.0	1.9	0	0.0	0.0
861	0	0.0	0.9	0	0.0	1.6	0	0.0	1.9	0	0.0	0.0
862	117	0.0	0.9	0	0.0	1.6	0	0.0	1.9	0	0.0	0.0
863	0	0.0	0.9	0	0.0	1.6	0	0.0	1.9	0	0.0	0.0
864	0	0.0	0.9	0	0.0	1.6	0	0.0	1.9	0	0.0	0.0
865	0	0.0	0.9	0	0.0	1.6	0	0.0	1.9	0	0.0	0.0
866	0	0.0	0.9	108	0.1	1.6	118	0.1	2.0	0	0.0	0.0
867	0	0.0	0.9	96	0.1	1.7	0	0.0	2.0	0	0.0	0.0
868	0	0.0	0.9	0	0.0	1.7	0	0.0	2.0	0	0.0	0.0
869	0	0.0	0.9	96	0.1	1.7	116	0.1	2.1	0	0.0	0.0
870	20,670	6.2	7.1	21,627	13.5	15.3	10,382	8.6	10.6	6,685	12.3	12.3
871	0	0.0	7.1	315	0.2	15.5	491	0.4	11.0	0	0.0	12.3
872	651	0.2	7.3	423	0.3	15.8	0	0.0	11.0	0	0.0	12.3
873	164	0.0	7.3	96	0.1	15.8	138	0.1	11.1	271	0.5	12.7
874	0	0.0	7.3	0	0.0	15.8	688	0.6	11.7	0	0.0	12.7
875	2,236	0.7	8.0	746	0.5	16.3	368	0.3	12.0	306	0.6	13.3
876	0	0.0	8.0	247	0.2	16.4	0	0.0	12.0	0	0.0	13.3
877	117	0.0	8.0	113	0.1	16.5	0	0.0	12.0	0	0.0	13.3
878	456	0.1	8.2	270	0.2	16.7	0	0.0	12.0	181	0.3	13.6
879	376	0.1	8.3	113	0.1	16.7	0	0.0	12.0	0	0.0	13.6
880	13,377	4.0	12.3	2,297	1.4	18.2	5,331	4.4	16.4	1,282	2.4	16.0
881	0	0.0	12.3	124	0.1	18.3	0	0.0	16.4	0	0.0	16.0
882	302	0.1	12.4	0	0.0	18.3	0	0.0	16.4	0	0.0	16.0
883	117	0.0	12.4	0	0.0	18.3	0	0.0	16.4	0	0.0	16.0
884	279	0.1	12.5	174	0.1	18.4	0	0.0	16.4	0	0.0	16.0
885	1,003	0.3	12.8	833	0.5	18.9	157	0.1	16.5	76	0.1	16.1
886	256	0.1	12.9	0	0.0	18.9	256	0.2	16.7	0	0.0	16.1
887	191	0.1	12.9	0	0.0	18.9	0	0.0	16.7	0	0.0	16.1
888	271	0.1	13.0	287	0.2	19.1	118	0.1	16.8	0	0.0	16.1
889	164	0.0	13.0	0	0.0	19.1	118	0.1	16.9	0	0.0	16.1
890	4,709	1.4	14.4	1,006	0.6	19.7	2,073	1.7	18.6	875	1.6	17.7
891	552	0.2	14.6	0	0.0	19.7	0	0.0	18.6	0	0.0	17.7
892	139	0.0	14.7	496	0.3	20.0	86	0.1	18.7	0	0.0	17.7
893	139	0.0	14.7	287	0.2	20.2	0	0.0	18.7	0	0.0	17.7
894	117	0.0	14.7	0	0.0	20.2	0	0.0	18.7	0	0.0	17.7
895	164	0.0	14.8	96	0.1	20.3	313	0.3	19.0	355	0.7	18.4
896	0	0.0	14.8	124	0.1	20.3	245	0.2	19.2	0	0.0	18.4
897	0	0.0	14.8	0	0.0	20.3	0	0.0	19.2	0	0.0	18.4
898	2,851	0.8	15.6	113	0.1	20.4	202	0.2	19.3	0	0.0	18.4
899	0	0.0	15.6	0	0.0	20.4	0	0.0	19.3	0	0.0	18.4
900	20,747	6.2	21.8	10,616	6.6	27.0	7,508	6.2	25.5	5,353	9.8	28.2

賃金分布表(4)

## 令和4年 地域別最低賃金対象産業 地区別、全規模

1時間当たり 所定内賃金額	福 岡			北 九 州			筑 後			筑 豊		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
901	446	0.1	21.9	124	0.1	27.1	85	0.1	25.6	0	0.0	28.2
902	139	0.0	22.0	0	0.0	27.1	0	0.0	25.6	0	0.0	28.2
903	325	0.1	22.1	0	0.0	27.1	118	0.1	25.7	0	0.0	28.2
904	568	0.2	22.2	0	0.0	27.1	0	0.0	25.7	0	0.0	28.2
905	191	0.1	22.3	219	0.1	27.3	439	0.4	26.1	848	1.6	29.7
906	0	0.0	22.3	1,070	0.7	27.9	0	0.0	26.1	0	0.0	29.7
907	0	0.0	22.3	345	0.2	28.1	0	0.0	26.1	0	0.0	29.7
908	191	0.1	22.4	226	0.1	28.3	115	0.1	26.2	86	0.2	29.9
909	200	0.1	22.4	285	0.2	28.5	241	0.2	26.4	0	0.0	29.9
910	1,638	0.5	22.9	641	0.4	28.9	993	0.8	27.2	808	1.5	31.4
911	216	0.1	23.0	237	0.1	29.0	231	0.2	27.4	0	0.0	31.4
912	330	0.1	23.1	0	0.0	29.0	0	0.0	27.4	0	0.0	31.4
913	341	0.1	23.2	226	0.1	29.2	222	0.2	27.5	86	0.2	31.5
914	0	0.0	23.2	1,192	0.7	29.9	0	0.0	27.5	0	0.0	31.5
915	527	0.2	23.3	0	0.0	29.9	0	0.0	27.5	0	0.0	31.5
916	463	0.1	23.5	174	0.1	30.0	0	0.0	27.5	0	0.0	31.5
917	0	0.0	23.5	0	0.0	30.0	0	0.0	27.5	0	0.0	31.5
918	0	0.0	23.5	0	0.0	30.0	0	0.0	27.5	0	0.0	31.5
919	139	0.0	23.5	178	0.1	30.1	116	0.1	27.6	0	0.0	31.5
920	3,542	1.1	24.6	1,110	0.7	30.8	2,284	1.9	29.5	1,190	2.2	33.7
921 ~ 929	1,741	0.5	25.1	2,633	1.6	32.5	1,541	1.3	30.8	144	0.3	34.0
930 ~ 939	7,642	2.3	27.4	1,779	1.1	33.6	2,235	1.8	32.6	324	0.6	34.6
940 ~ 949	3,411	1.0	28.4	2,405	1.5	35.1	592	0.5	33.1	1,124	2.1	36.6
950 ~ 959	11,173	3.3	31.7	2,338	1.5	36.6	5,370	4.4	37.6	1,011	1.9	38.5
960 ~ 969	6,581	2.0	33.7	1,977	1.2	37.8	1,458	1.2	38.8	647	1.2	39.7
970 ~ 979	2,607	0.8	34.4	1,243	0.8	38.6	462	0.4	39.1	323	0.6	40.3
980 ~ 989	2,819	0.8	35.3	1,367	0.9	39.4	1,763	1.5	40.6	1,224	2.2	42.5
990 ~ 999	1,725	0.5	35.8	905	0.6	40.0	305	0.3	40.8	519	1.0	43.5
1,000 ~ 1,099	29,308	8.7	44.5	18,082	11.3	51.3	13,350	11.0	51.8	5,832	10.7	54.1
1,100 ~ 1,199	22,491	6.7	51.2	15,408	9.7	61.0	7,814	6.4	58.3	3,505	6.4	60.6
1,200 ~ 1,299	22,012	6.6	57.8	10,789	6.8	67.7	7,622	6.3	64.6	2,413	4.4	65.0
1,300 ~ 1,399	23,742	7.1	64.9	9,066	5.7	73.4	6,291	5.2	69.8	3,282	6.0	71.0
1,400 ~ 1,499	15,301	4.6	69.4	6,689	4.2	77.6	6,522	5.4	75.1	2,437	4.5	75.5
1,500 ~	102,600	30.6	100.0	35,762	22.4	100.0	30,164	24.9	100.0	13,387	24.5	100.0
計	335,602	100.0		159,654	100.0		121,307	100.0		54,573	100.0	
月平均賃金額	198,048			172,525			184,732			175,530		
月一人当たり労働時間数	134			130			133			132		
第1・20分位数	870			870			870			870		
第1・10分位数	880			870			870			870		
第1・4分位数	928			900			900			900		
中位数	1,176			1,079			1,075			1,042		
時間当たり平均額	1,397			1,285			1,308			1,259		

賃金分布表(5) 令和4年 地域別最低賃金対象産業 地区別、全規模(パートのみ)

1時間当たり 所定内賃金額	福 岡			北 九 州			筑 後			筑 豊		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
~859	1,300	1.1	1.1	589	0.9	0.9	1,094	2.4	2.4	0	0.0	0.0
860	234	0.2	1.3	0	0.0	0.9	0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
861	0	0.0	1.3	0	0.0	0.9	0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
862	117	0.1	1.3	0	0.0	0.9	0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
863	0	0.0	1.3	0	0.0	0.9	0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
864	0	0.0	1.3	0	0.0	0.9	0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
865	0	0.0	1.3	0	0.0	0.9	0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
866	0	0.0	1.3	0	0.0	0.9	0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
867	0	0.0	1.3	96	0.1	1.1	0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
868	0	0.0	1.3	0	0.0	1.1	0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
869	0	0.0	1.3	0	0.0	1.1	0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
870	19,289	15.7	17.1	19,170	29.8	30.8	7,539	16.5	18.9	6,560	28.0	28.0
871	0	0.0	17.1	124	0.2	31.0	0	0.0	18.9	0	0.0	28.0
872	417	0.3	17.4	0	0.0	31.0	0	0.0	18.9	0	0.0	28.0
873	164	0.1	17.5	0	0.0	31.0	138	0.3	19.2	181	0.8	28.7
874	0	0.0	17.5	0	0.0	31.0	413	0.9	20.1	0	0.0	28.7
875	1,109	0.9	18.4	633	1.0	32.0	284	0.6	20.7	306	1.3	30.0
876	0	0.0	18.4	247	0.4	32.4	0	0.0	20.7	0	0.0	30.0
877	0	0.0	18.4	113	0.2	32.6	0	0.0	20.7	0	0.0	30.0
878	317	0.3	18.7	174	0.3	32.8	0	0.0	20.7	0	0.0	30.0
879	278	0.2	18.9	0	0.0	32.8	0	0.0	20.7	0	0.0	30.0
880	12,706	10.4	29.3	1,931	3.0	35.8	5,105	11.2	31.8	697	3.0	33.0
881	0	0.0	29.3	0	0.0	35.8	0	0.0	31.8	0	0.0	33.0
882	302	0.2	29.5	0	0.0	35.8	0	0.0	31.8	0	0.0	33.0
883	117	0.1	29.6	0	0.0	35.8	0	0.0	31.8	0	0.0	33.0
884	117	0.1	29.7	174	0.3	36.1	0	0.0	31.8	0	0.0	33.0
885	885	0.7	30.4	710	1.1	37.2	157	0.3	32.2	0	0.0	33.0
886	139	0.1	30.6	0	0.0	37.2	256	0.6	32.7	0	0.0	33.0
887	191	0.2	30.7	0	0.0	37.2	0	0.0	32.7	0	0.0	33.0
888	271	0.2	30.9	287	0.4	37.6	118	0.3	33.0	0	0.0	33.0
889	164	0.1	31.1	0	0.0	37.6	118	0.3	33.3	0	0.0	33.0
890	4,545	3.7	34.8	658	1.0	38.7	1,760	3.8	37.1	246	1.0	34.1
891	0	0.0	34.8	0	0.0	38.7	0	0.0	37.1	0	0.0	34.1
892	0	0.0	34.8	174	0.3	38.9	0	0.0	37.1	0	0.0	34.1
893	139	0.1	34.9	287	0.4	39.4	0	0.0	37.1	0	0.0	34.1
894	0	0.0	34.9	0	0.0	39.4	0	0.0	37.1	0	0.0	34.1
895	164	0.1	35.0	96	0.1	39.5	313	0.7	37.8	265	1.1	35.2
896	0	0.0	35.0	124	0.2	39.7	138	0.3	38.1	0	0.0	35.2
897	0	0.0	35.0	0	0.0	39.7	0	0.0	38.1	0	0.0	35.2
898	327	0.3	35.3	0	0.0	39.7	0	0.0	38.1	0	0.0	35.2
899	0	0.0	35.3	0	0.0	39.7	0	0.0	38.1	0	0.0	35.2
900	19,254	15.7	51.0	9,597	14.9	54.6	6,565	14.3	52.4	5,210	22.2	57.4



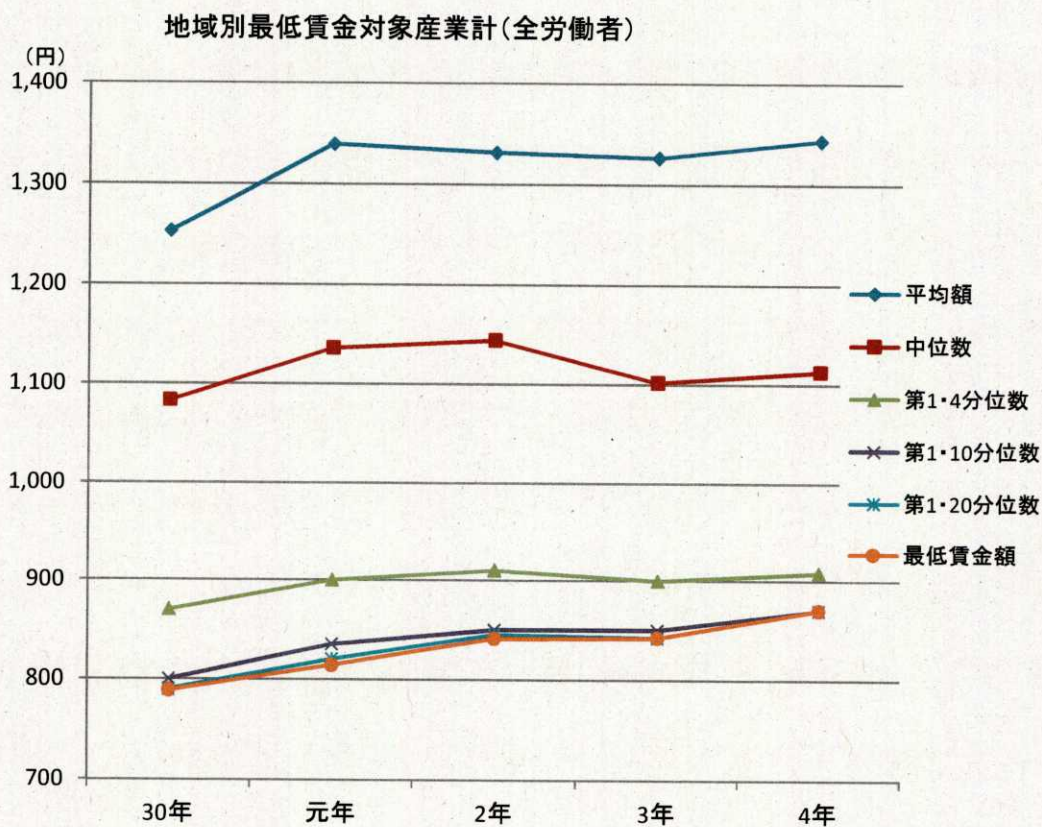
賃金分布表(5) 令和4年 地域別最低賃金対象産業 地区別、全規模(パートのみ)

1時間当たり 所定内賃金額	福 岡			北 九 州			筑 後			筑 豊		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
901	335	0.3	51.2	124	0.2	54.8	0	0.0	52.4	0	0.0	57.4
902	139	0.1	51.4	0	0.0	54.8	0	0.0	52.4	0	0.0	57.4
903	164	0.1	51.5	0	0.0	54.8	118	0.3	52.7	0	0.0	57.4
904	376	0.3	51.8	0	0.0	54.8	0	0.0	52.7	0	0.0	57.4
905	191	0.2	52.0	219	0.3	55.2	275	0.6	53.3	763	3.3	60.6
906	0	0.0	52.0	649	1.0	56.2	0	0.0	53.3	0	0.0	60.6
907	0	0.0	52.0	221	0.3	56.5	0	0.0	53.3	0	0.0	60.6
908	191	0.2	52.1	0	0.0	56.5	115	0.3	53.5	86	0.4	61.0
909	0	0.0	52.1	81	0.1	56.6	85	0.2	53.7	0	0.0	61.0
910	1,299	1.1	53.2	560	0.9	57.5	875	1.9	55.6	808	3.4	64.4
911	117	0.1	53.3	124	0.2	57.7	0	0.0	55.6	0	0.0	64.4
912	191	0.2	53.4	0	0.0	57.7	0	0.0	55.6	0	0.0	64.4
913	0	0.0	53.4	113	0.2	57.9	138	0.3	55.9	86	0.4	64.8
914	0	0.0	53.4	1,083	1.7	59.6	0	0.0	55.9	0	0.0	64.8
915	527	0.4	53.9	0	0.0	59.6	0	0.0	55.9	0	0.0	64.8
916	463	0.4	54.2	174	0.3	59.8	0	0.0	55.9	0	0.0	64.8
917	0	0.0	54.2	0	0.0	59.8	0	0.0	55.9	0	0.0	64.8
918	0	0.0	54.2	0	0.0	59.8	0	0.0	55.9	0	0.0	64.8
919	139	0.1	54.3	0	0.0	59.8	116	0.3	56.2	0	0.0	64.8
920	3,052	2.5	56.8	852	1.3	61.1	1,464	3.2	59.4	816	3.5	68.3
921 ~ 929	832	0.7	57.5	1,091	1.7	62.8	620	1.4	60.7	0	0.0	68.3
930 ~ 939	6,062	4.9	62.4	1,444	2.2	65.1	1,465	3.2	63.9	171	0.7	69.0
940 ~ 949	1,859	1.5	64.0	1,919	3.0	68.1	0	0.0	63.9	650	2.8	71.8
950 ~ 959	7,917	6.5	70.4	1,636	2.5	70.6	3,596	7.9	71.8	781	3.3	75.1
960 ~ 969	4,956	4.0	74.5	992	1.5	72.1	388	0.8	72.6	341	1.5	76.6
970 ~ 979	1,189	1.0	75.4	638	1.0	73.1	272	0.6	73.2	323	1.4	77.9
980 ~ 989	1,249	1.0	76.4	723	1.1	74.3	1,025	2.2	75.5	429	1.8	79.8
990 ~ 999	342	0.3	76.7	113	0.2	74.4	223	0.5	76.0	353	1.5	81.3
1,000 ~ 1,099	11,717	9.5	86.3	7,944	12.3	86.8	4,619	10.1	86.0	2,488	10.6	91.9
1,100 ~ 1,199	5,366	4.4	90.6	2,327	3.6	90.4	2,065	4.5	90.6	210	0.9	92.8
1,200 ~ 1,299	4,631	3.8	94.4	1,847	2.9	93.3	1,308	2.9	93.4	86	0.4	93.1
1,300 ~ 1,399	1,647	1.3	95.8	1,374	2.1	95.4	1,315	2.9	96.3	126	0.5	93.7
1,400 ~ 1,499	361	0.3	96.1	667	1.0	96.4	223	0.5	96.8	85	0.4	94.0
1,500 ~	4,845	3.9	100.0	2,306	3.6	100.0	1,475	3.2	100.0	1,399	6.0	100.0
計	122,701	100.0		64,404	100.0		45,777	100.0		23,463	100.0	
月平均賃金額	79,521			79,023			79,639			86,896		
月一人当たり労働時間数	80			80			81			84		
第1・20分位数	870			870			870			870		
第1・10分位数	870			870			870			870		
第1・4分位数	880			870			880			870		
中 位 数	900			900			900			900		
時間当たり平均額	989			1,078			993			1,022		

## 福岡県最低賃金額と1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

地域別最低賃金対象産業計(全労働者)

	30年	元年	2年	3年	4年	対前年比
平均額	1,253	1,339	1,331	1,326	1,343	+17
中位数	1,083	1,136	1,144	1,102	1,113	+11
第1・4分位数	870	900	910	900	908	+8
第1・10分位数	800	835	850	850	870	+20
第1・20分位数	790	820	845	842	870	+28
<b>最低賃金額</b>	<b>789</b>	<b>814</b>	<b>841</b>	<b>842</b>	<b>870</b>	+28
未満率	1.1%	1.2%	1.9%	1.3%	1.3%	±0
影響率	14.1%	11.4%	4.3%	16.0%		

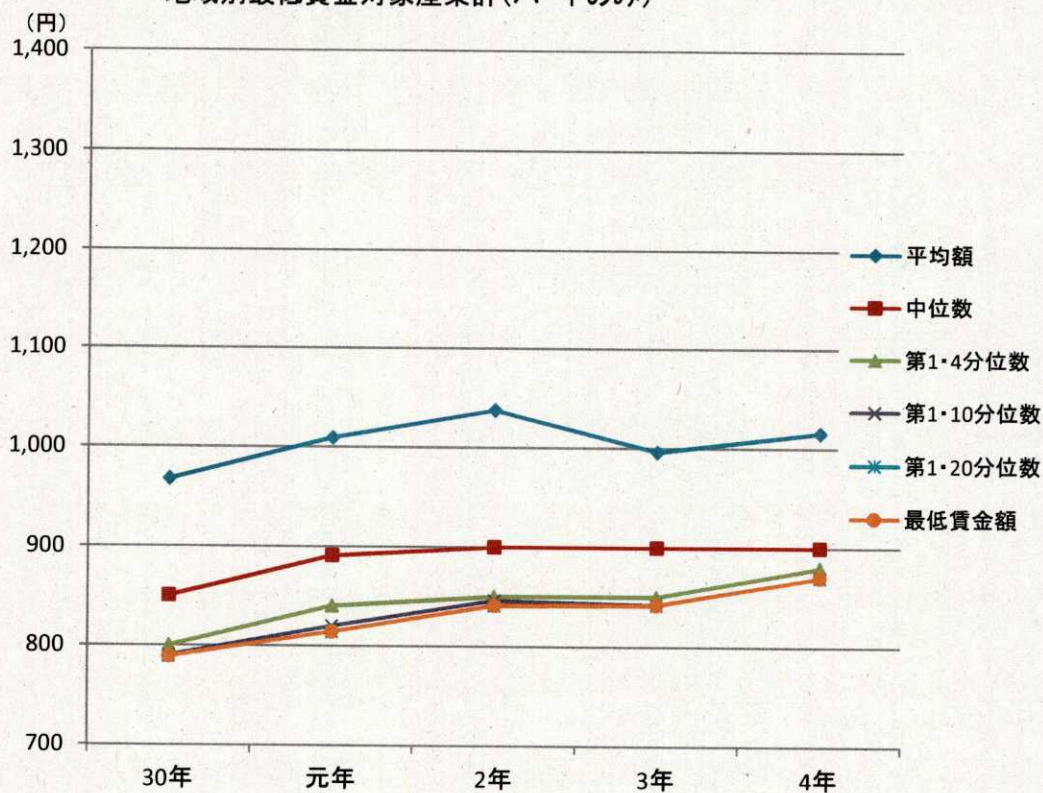


## 福岡県最低賃金額と1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

地域別最低賃金対象産業計(パートのみ)

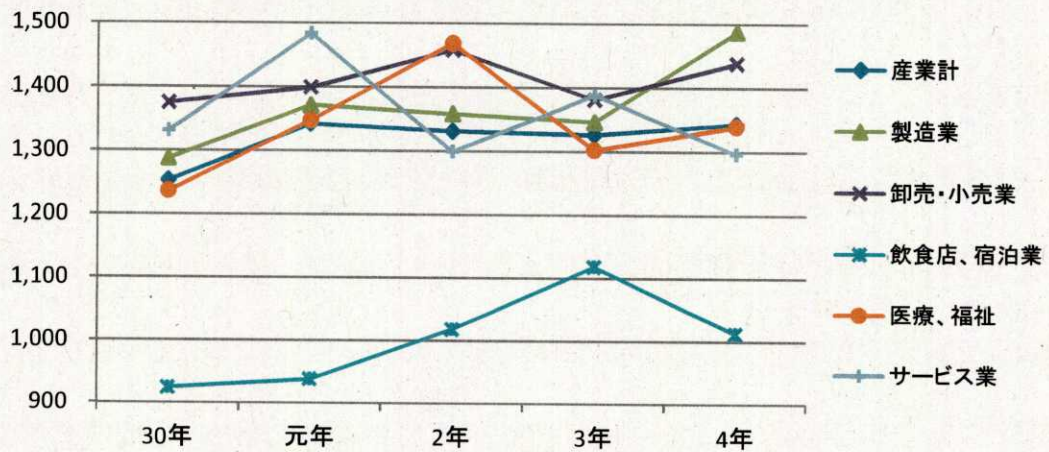
	30年	元年	2年	3年	4年	対前年比
平均額	968	1,009	1,037	996	1,015	+19
中位数	850	891	900	900	900	±0
第1・4分位数	800	840	850	850	880	+30
第1・10分位数	790	820	846	842	870	+28
第1・20分位数	789	814	841	842	870	+28
<b>最低賃金額</b>	<b>789</b>	<b>814</b>	<b>841</b>	<b>842</b>	<b>870</b>	+28
未満率	1.3%	1.3%	2.4%	1.4%	1.3%	-0.1
影響率	31.6%	25.3%	8.7%	34.2%		

地域別最低賃金対象産業計(パートのみ)

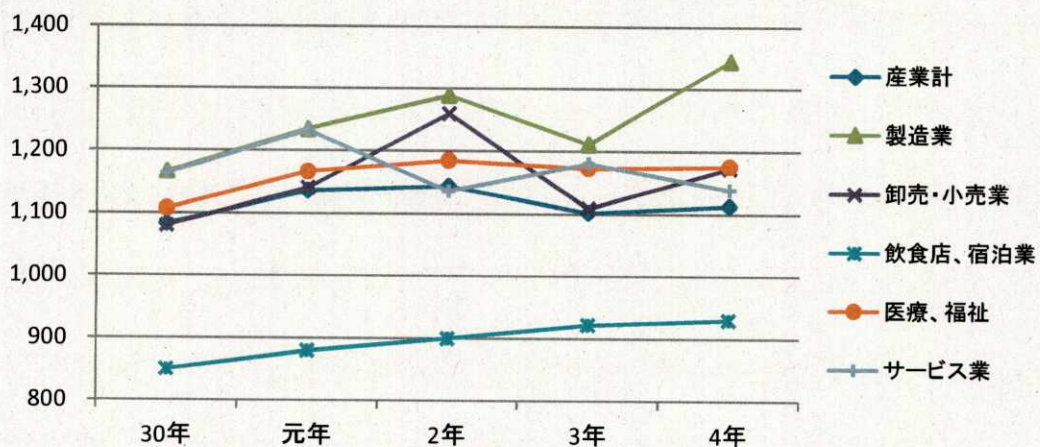


1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間) 地域別最低賃金該当産業別

産業計	平均額 (円)					対前年比
	30年	元年	2年	3年	4年	
産業計	1,253	1,342	1,331	1,326	1,343	+17
製造業	1,287	1,371	1,358	1,346	1,487	+141
卸売・小売業	1,375	1,399	1,458	1,381	1,438	+57
飲食店、宿泊業	924	938	1,018	1,118	1,012	-106
医療、福祉	1,236	1,347	1,468	1,302	1,339	+37
サービス業	1,331	1,483	1,299	1,388	1,296	-92

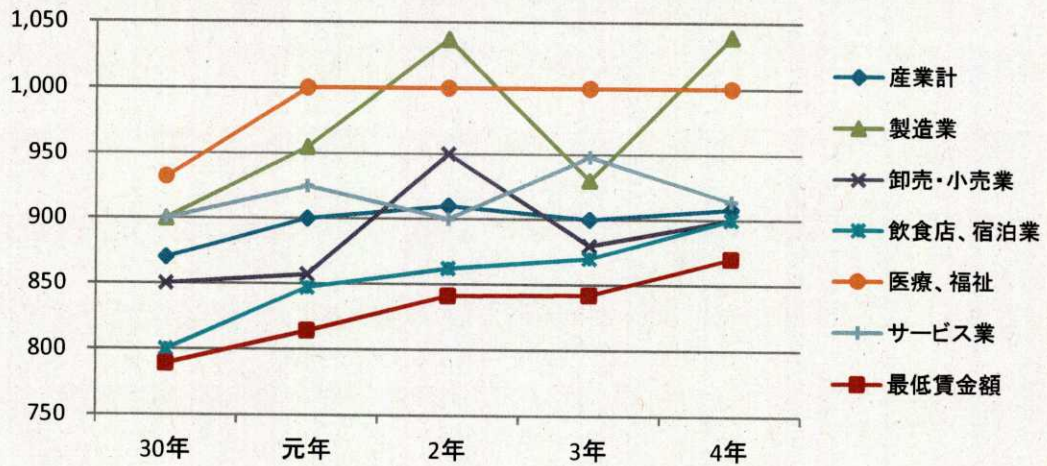


産業計	中位数 (円)					対前年比
	30年	元年	2年	3年	4年	
産業計	1,083	1,136	1,144	1,102	1,113	+11
製造業	1,167	1,234	1,288	1,211	1,344	+133
卸売・小売業	1,080	1,141	1,259	1,109	1,173	+64
飲食店、宿泊業	850	880	900	922	930	+8
医療、福祉	1,107	1,167	1,185	1,173	1,176	+3
サービス業	1,164	1,232	1,136	1,181	1,139	-42

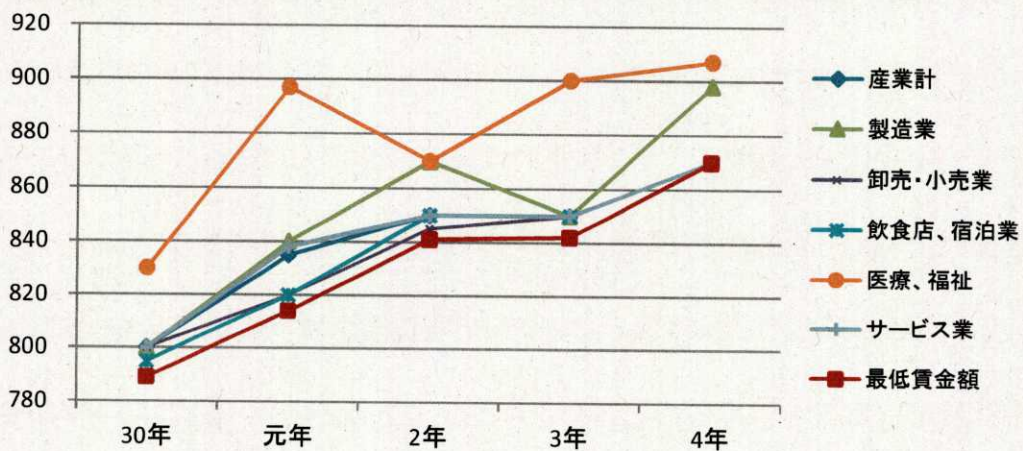


1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間) 地域別最低賃金該当産業別

	第1・4分位数(円)					対前年比
	30年	元年	2年	3年	4年	
産業計	870	900	910	900	908	+8
製造業	900	955	1,037	930	1,039	+109
卸売・小売業	850	857	950	880	900	+20
飲食店、宿泊業	800	847	862	870	900	+30
医療、福祉	932	1,000	1,000	1,000	1,000	±0
サービス業	900	925	900	948	914	-34
<b>最低賃金額</b>	<b>789</b>	<b>814</b>	<b>841</b>	<b>842</b>	<b>870</b>	<b>+28</b>

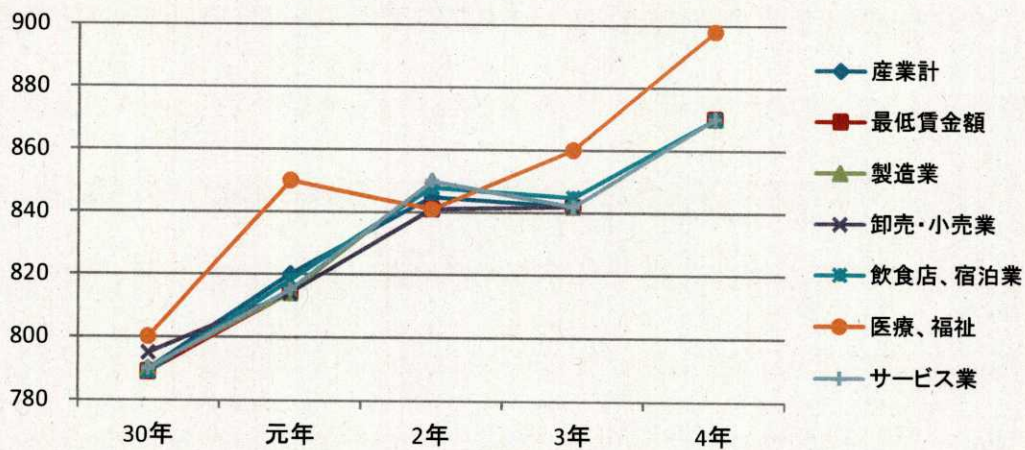


	第1・10分位数(円)					対前年比
	30年	元年	2年	3年	4年	
産業計	800	835	850	850	870	+20
製造業	800	840	870	850	898	+48
卸売・小売業	800	820	845	850	870	+20
飲食店、宿泊業	795	820	850	850	870	+20
医療、福祉	830	897	870	900	907	+7
サービス業	800	838	850	850	870	+20
<b>最低賃金額</b>	<b>789</b>	<b>814</b>	<b>841</b>	<b>842</b>	<b>870</b>	<b>+28</b>



1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間) 地域別最低賃金該当産業別

	第1・20分位数の推移(円)					対前年比
	30年	元年	2年	3年	4年	
産業計	790	820	845	842	870	+28
製造業	790	814	850	842	870	+28
卸売・小売業	795	814	841	842	870	+28
飲食店、宿泊業	789	818	848	845	870	+25
医療、福祉	800	850	841	860	898	+38
サービス業	790	815	850	842	870	+28
<b>最低賃金額</b>	<b>789</b>	<b>814</b>	<b>841</b>	<b>842</b>	<b>870</b>	+28



令和4年 産業別 規模別・地区別 未満率

	未 満 率				
	1 ~ 9 人	10 ~ 29 人	30 ~ 99 人	規 模 計	( 参 考 ) 令和3年規模計
産 業 計	2.1%	0.8%	0.0%	1.3%	1.3%
製 造 業	0.9%	0.3%	0.0%	0.3%	0.5%
卸売・小売業	1.6%	0.5%		1.0%	1.4%
飲 食 店 宿 泊 業	4.7%	0.0%		2.0%	2.0%
医 療、福 祉	0.2%	2.0%		1.3%	0.8%
サ ー ビ ス 業	2.6%	1.0%		1.8%	1.4%

	未 満 率				
	福 岡	北 九 州	筑 後	筑 豊	地 区 計
産 業 計	0.9%	1.7%	2.1%	0.0%	1.3%
製 造 業	0.4%	0.2%	0.4%	0.0%	0.3%
卸売・小売業	1.2%	0.7%	1.3%	0.0%	1.0%
飲 食 店 宿 泊 業	0.0%	2.0%	9.5%	0.0%	2.0%
医 療、福 祉	0.9%	3.0%	0.5%	0.0%	1.3%
サ ー ビ ス 業	1.6%	4.0%	0.6%	0.0%	1.8%

統計法に基づく一般統計調査

※国勢調査 番号	※市区町村番号	※事業所番号	※産業分類番号 大 中 小 細	※対象 区分

### 最低賃金に関する実態調査

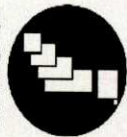
枚のうち 枚目

## 最低賃金に関する基礎調査票

(令和4年6月)

厚生労働省 (秘)

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。



政府統計

- [記入上の注意]
- ※欄は記入しないでください。
  - 令和4年6月1日現在 (ただし、2の(8)~(14)については実績ではなく、令和4年6月分の見込み)の状況を記入して下さい。
  - 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使ってください。 (太線) の中について記入して下さい。

1. 数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。  
 2. ○で囲む場合は、いずれか1つの数字を①のように○で囲んでください。  
 (注1) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含めます。  
 4. 事業主、社長、ロ、理事、取締役などの役員、ハ、家族従業員 (注II) 2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間の半分だけ働く場合は0.5日と教えてください。

1. 事業所に関する事項 (注)

事業所の労働者数(注1)  
(臨時、パートを含む)  
令和4年6月1日現在

男	女	計
人	人	人

2. 労働者に関する事項

[上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで記入してください。]

(1) 一連番号	(2) 労働者番号 <small>(番号、記号、氏名(オニシヤル)等どのような方法でも結構です。後、内容についてお尋ねすることとさせていただきます。)</small>	(3) 性別		(4) 業態	(5) 年齢	(6) 勤続年数						(7) 職種又は仕事の内容	(8) 基本給の賃金形態及び6月の基本給額				(9) 6月の所定労働日数を減算した場合に支給されるべき手当の月額				(13) 月の所定労働日数(注II)	(14) 1日の所定労働時間	業務処理								
		男	女			1年未満	1~2年	3~4年	5~9年	10~19年	20~29年		30年以上	月給	日給	時給	その他	精給手当	通勤手当	家族手当				その他の手当							
1		1	2	1	2	1	2	3	4	5	6		1	2	3																
2		1	2	1	2	1	2	3	4	5	6		1	2	3																
3		1	2	1	2	1	2	3	4	5	6		1	2	3																
4		1	2	1	2	1	2	3	4	5	6		1	2	3																
5		1	2	1	2	1	2	3	4	5	6		1	2	3																
6		1	2	1	2	1	2	3	4	5	6		1	2	3																
7		1	2	1	2	1	2	3	4	5	6		1	2	3																
8		1	2	1	2	1	2	3	4	5	6		1	2	3																
9		1	2	1	2	1	2	3	4	5	6		1	2	3																
0		1	2	1	2	1	2	3	4	5	6		1	2	3																

(注) 2枚目以降については、1. 事業所に関する事項は記入する必要はありません。



## 賃金分布に関する資料

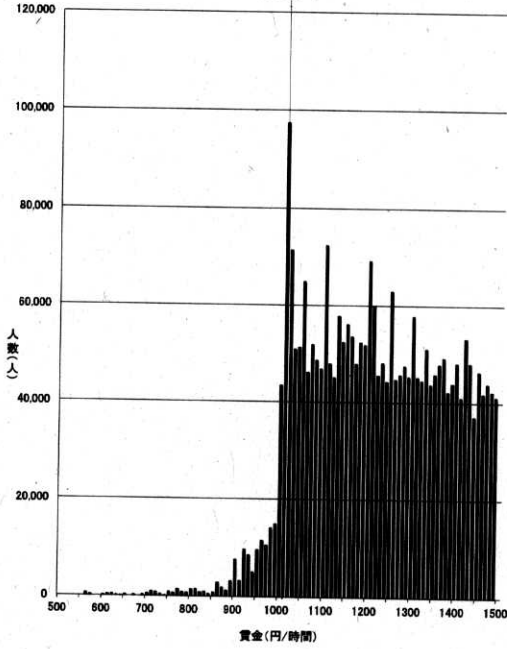
(都道府県別、総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	… 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	… 15
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	… 29



時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

東京(A)  
1013円

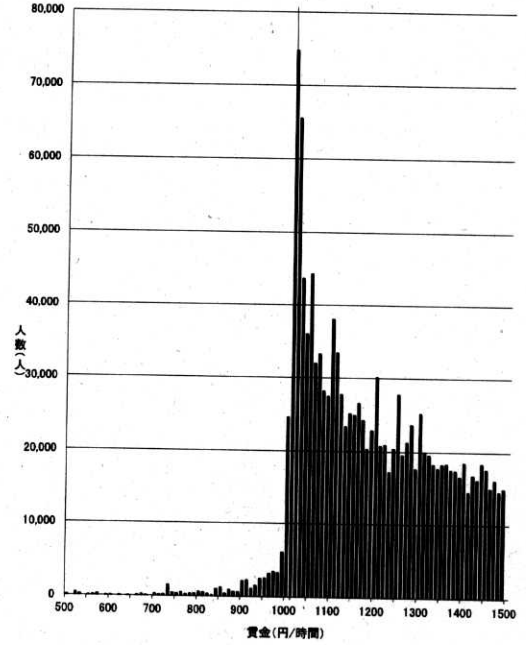


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川(A)  
1012円

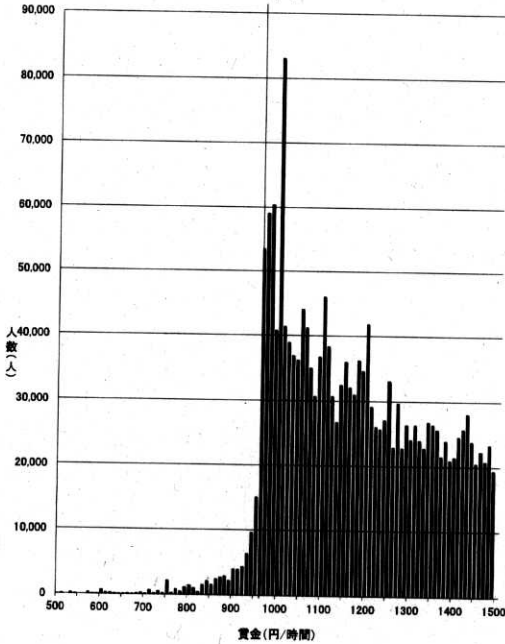


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)  
964円

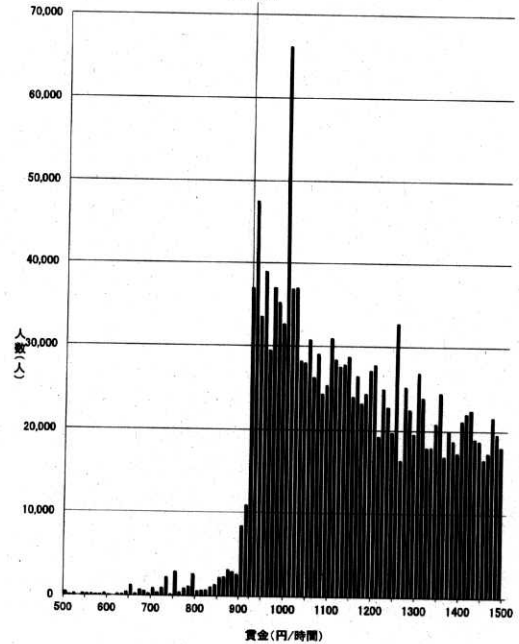


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知(A)  
927円

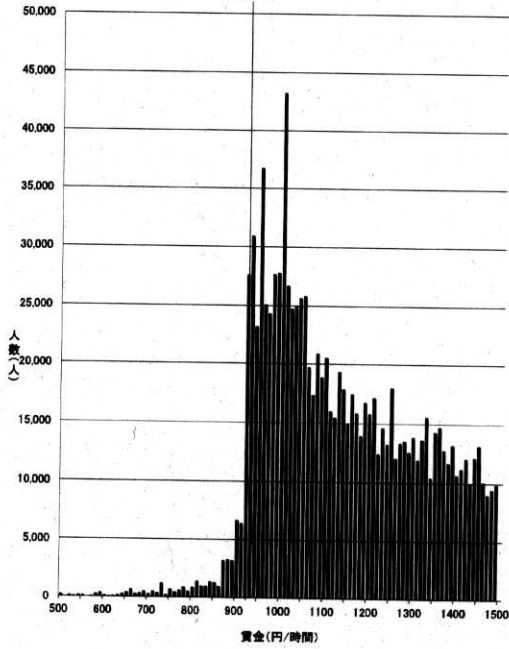


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)  
928円

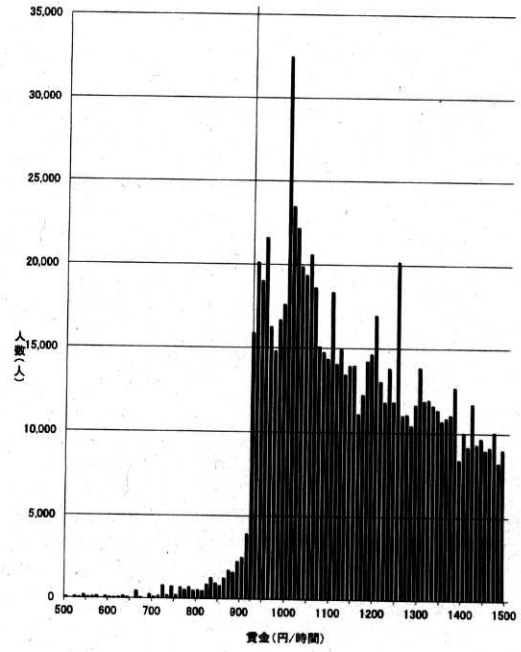


資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)  
925円



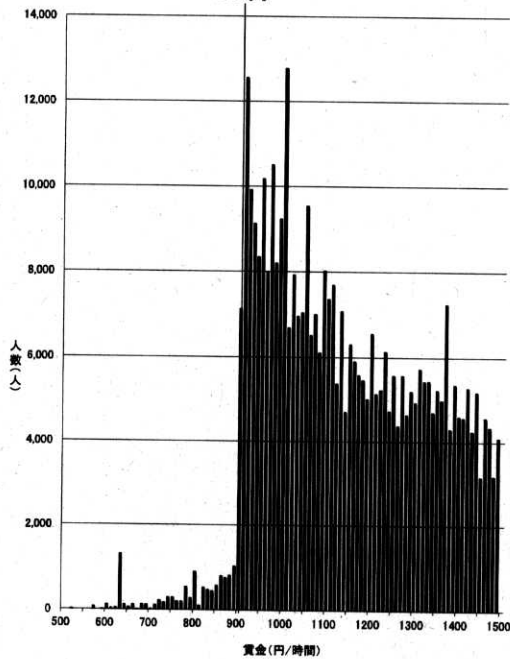
資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

909円



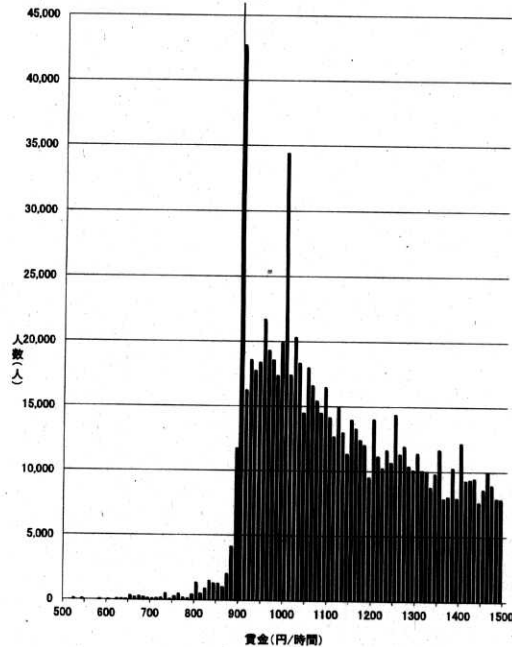
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

900円



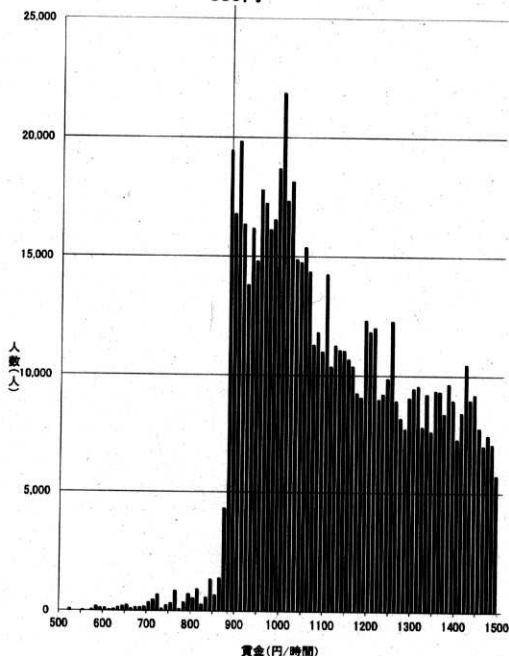
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

885円



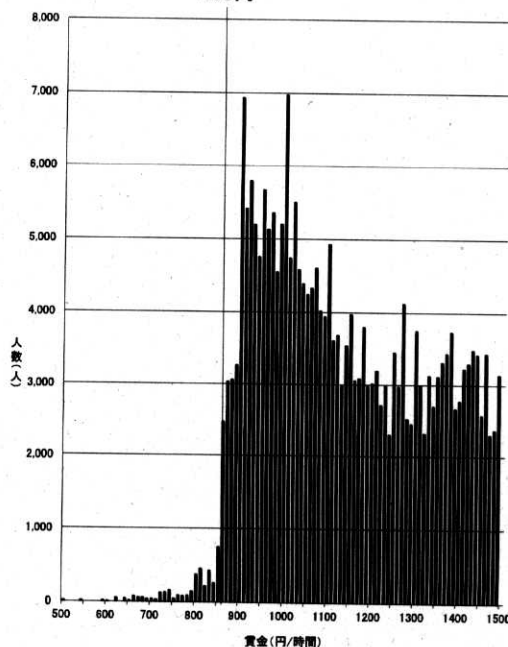
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

868円



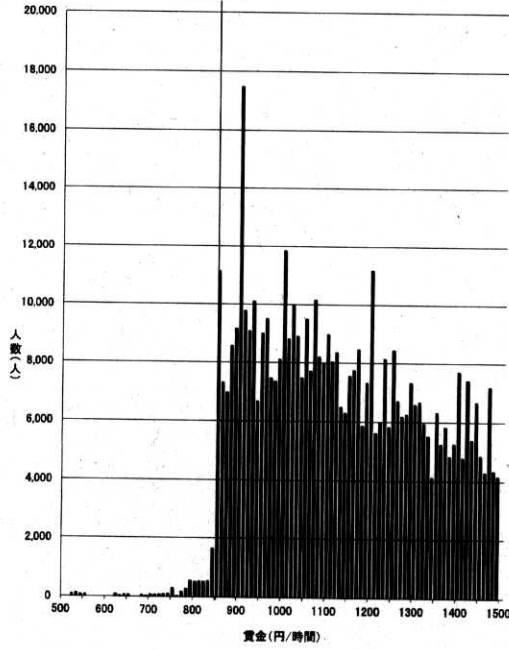
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

851円



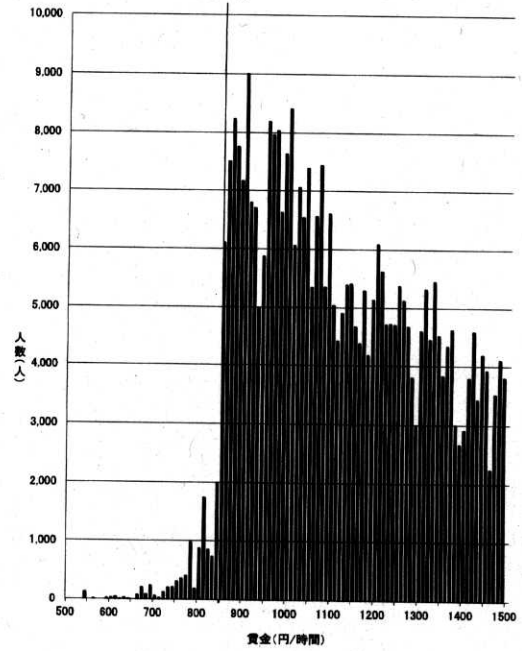
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

854円



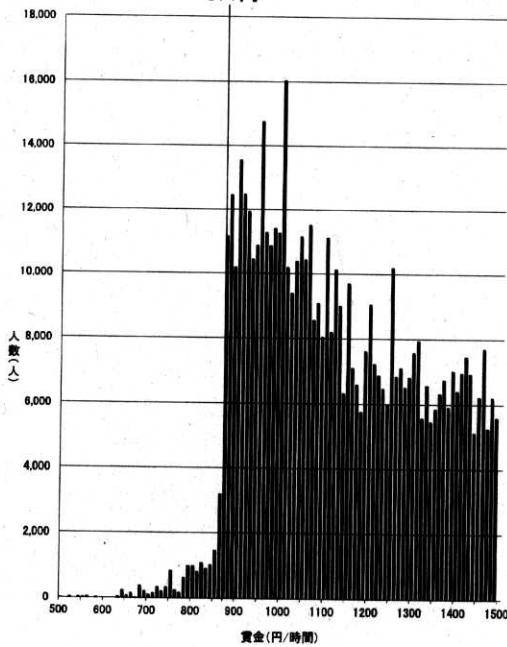
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

871円



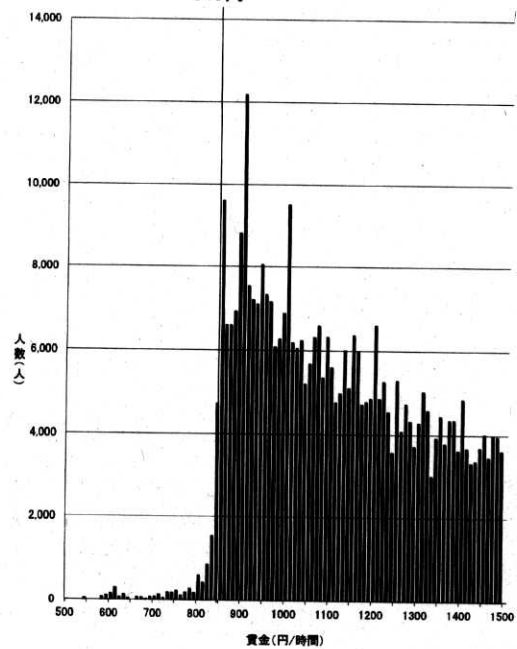
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

849円



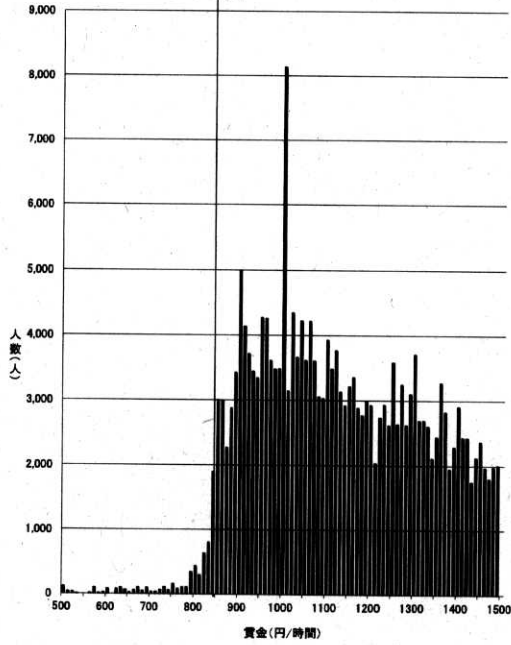
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

849円



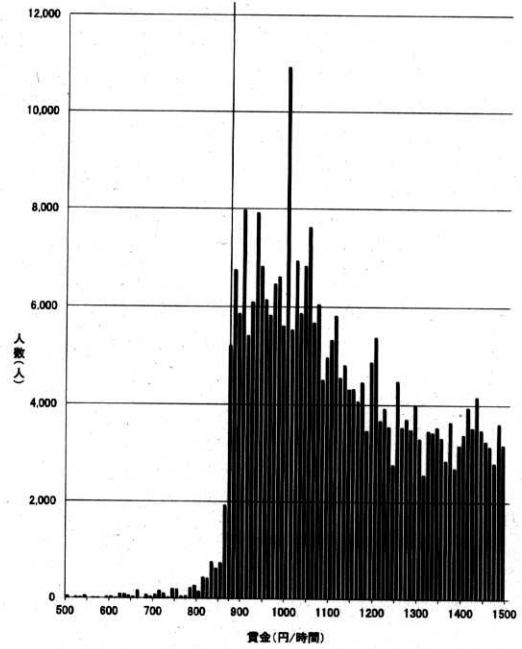
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

874円



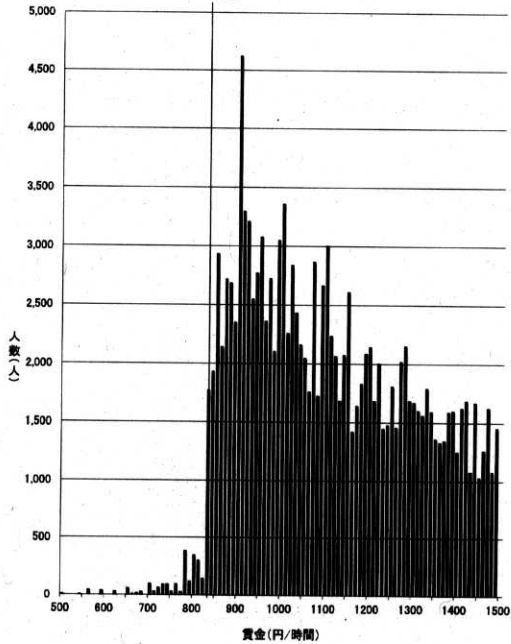
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

838円



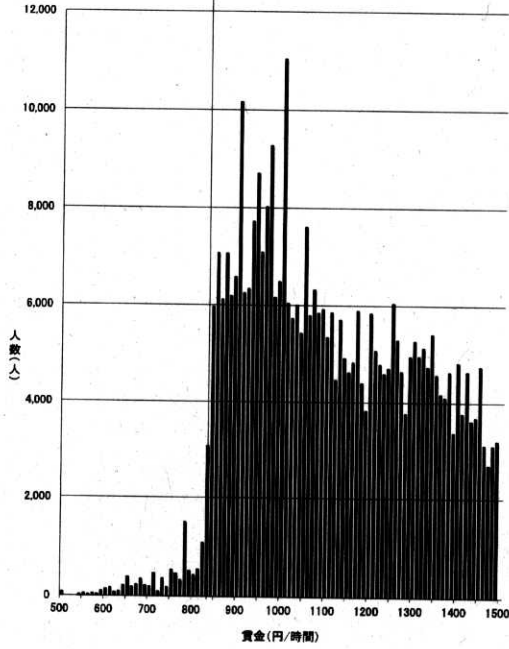
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(C)

837円



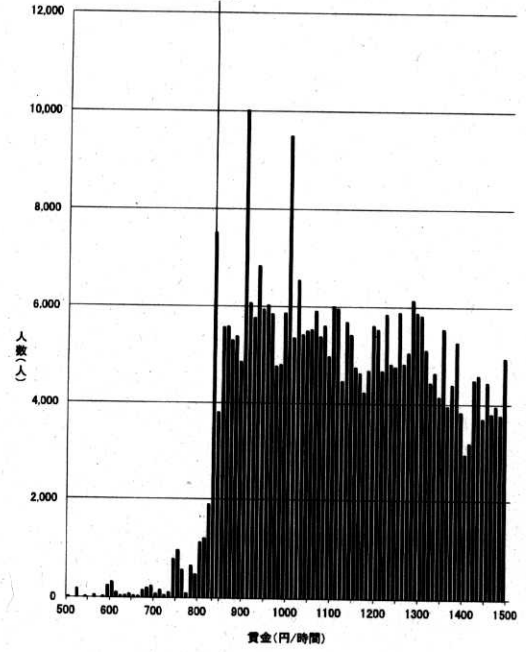
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(C)

834円



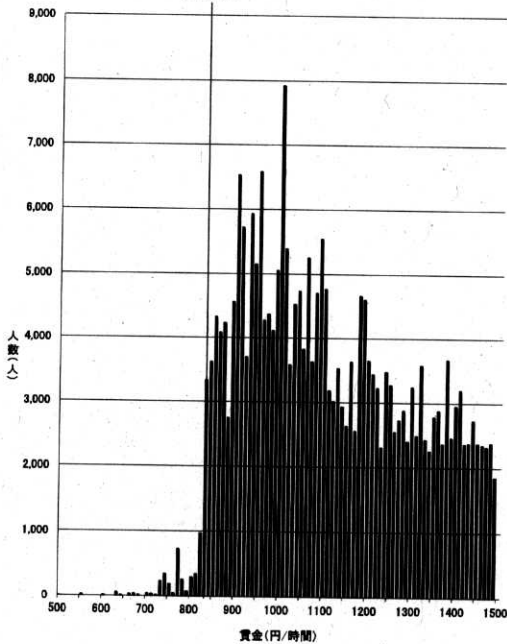
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(C)

833円



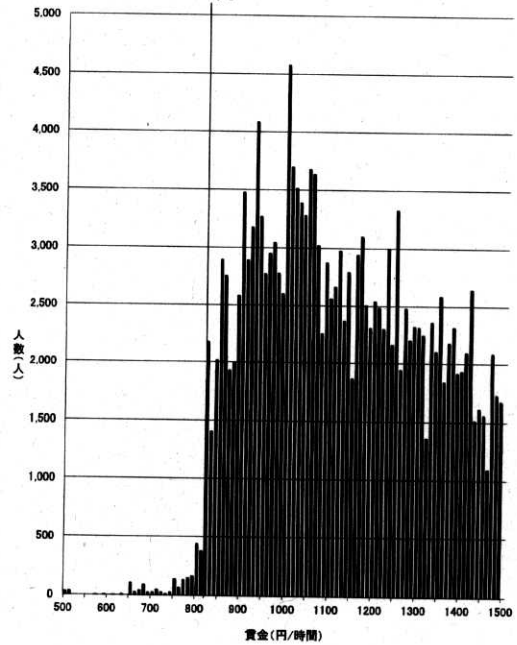
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(C)

820円



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

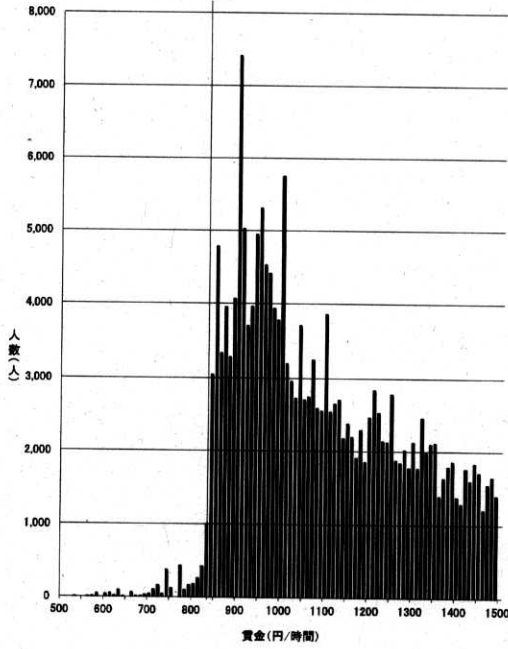
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計



奈良(C)

838円



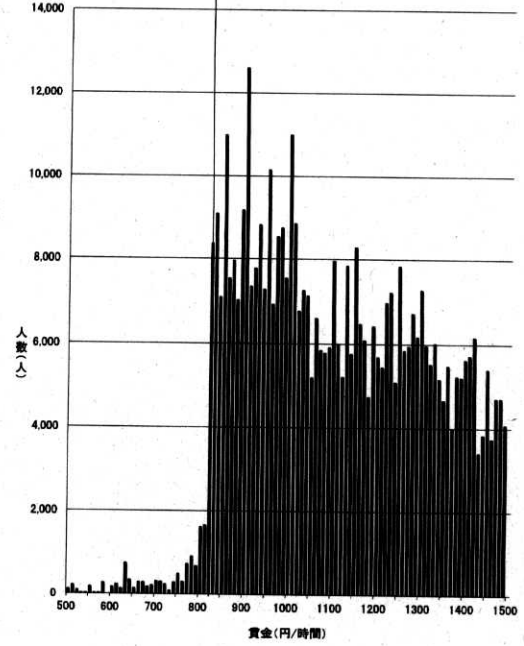
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(C)

825円



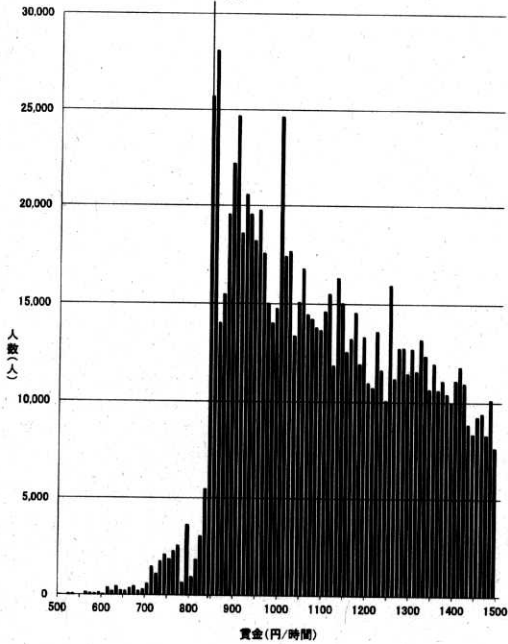
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(C)

842円



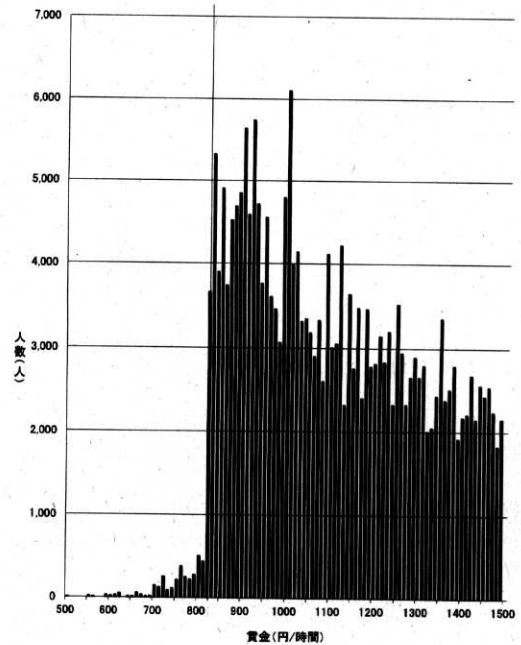
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(C)

829円



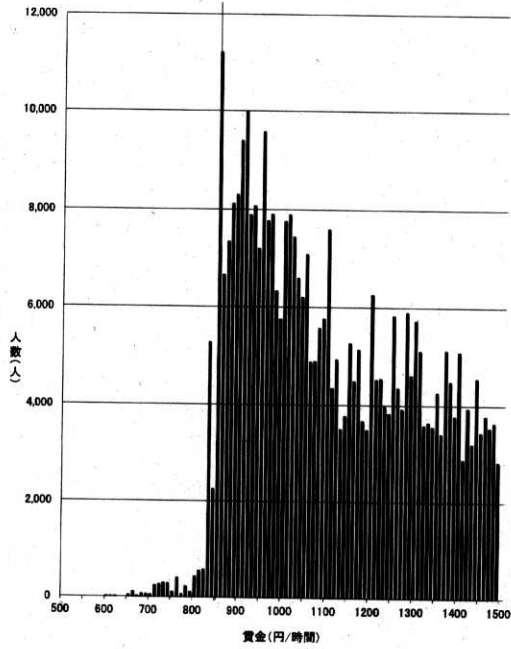
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(C)

852円



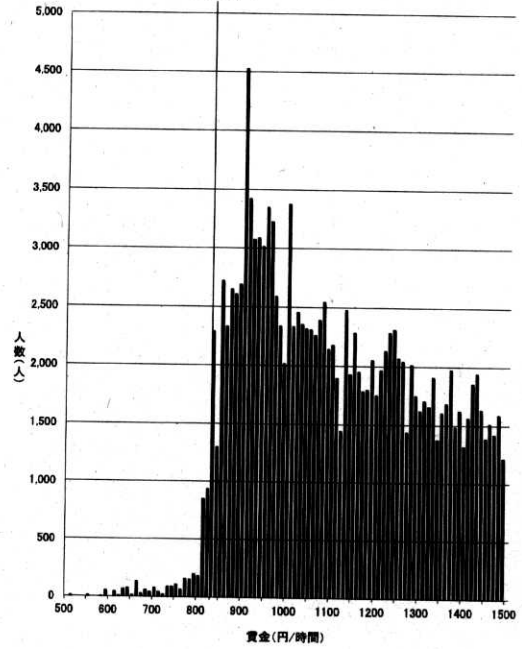
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(C)

830円



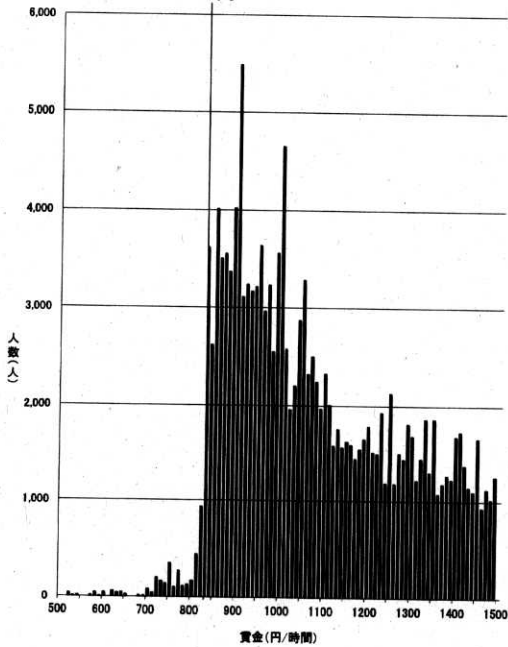
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(C)

831円



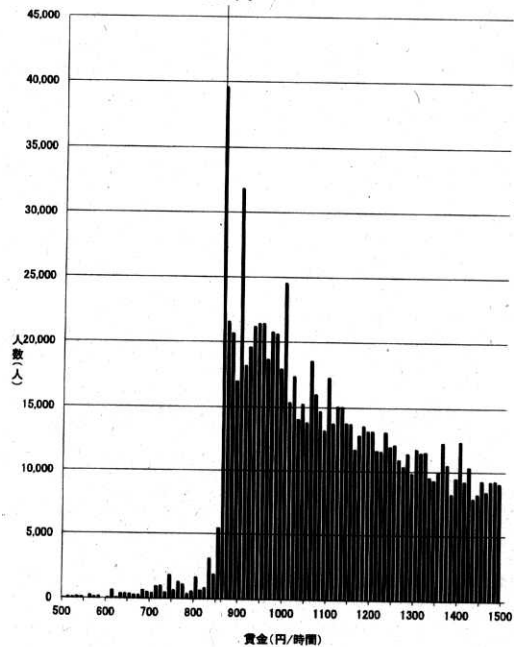
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(C)

861円

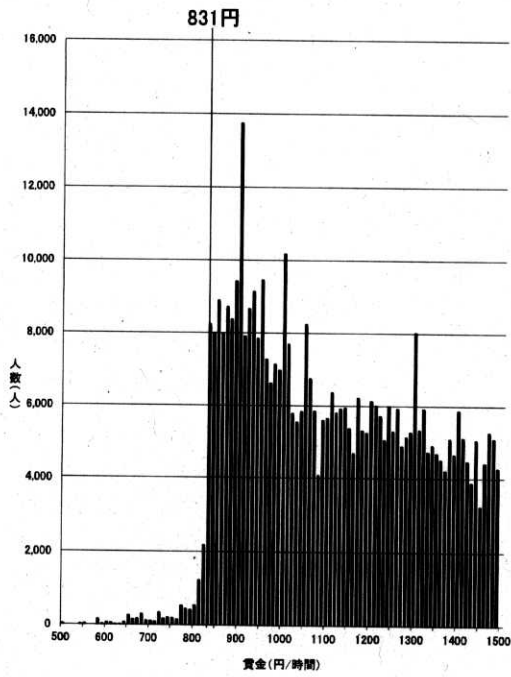


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(C)

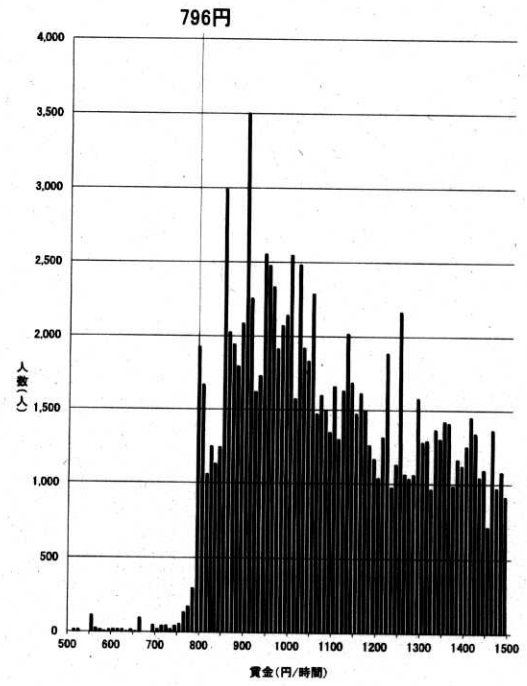


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(C)

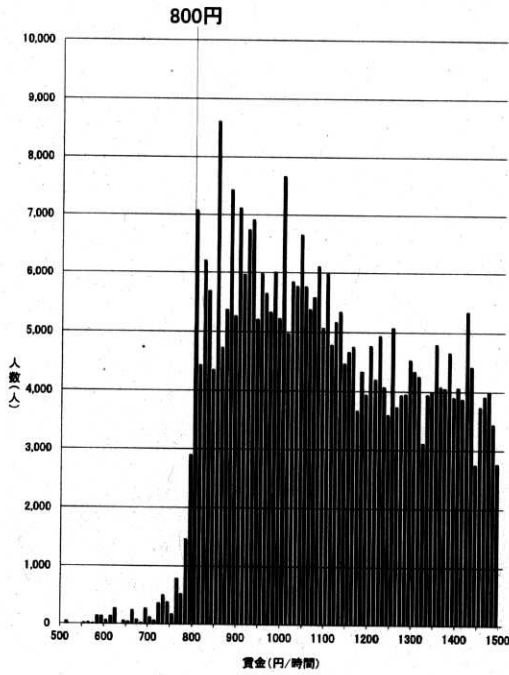


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(D)

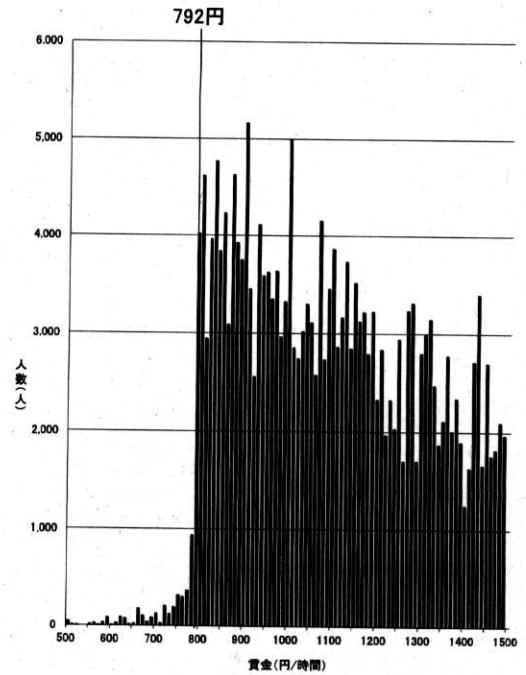


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(D)

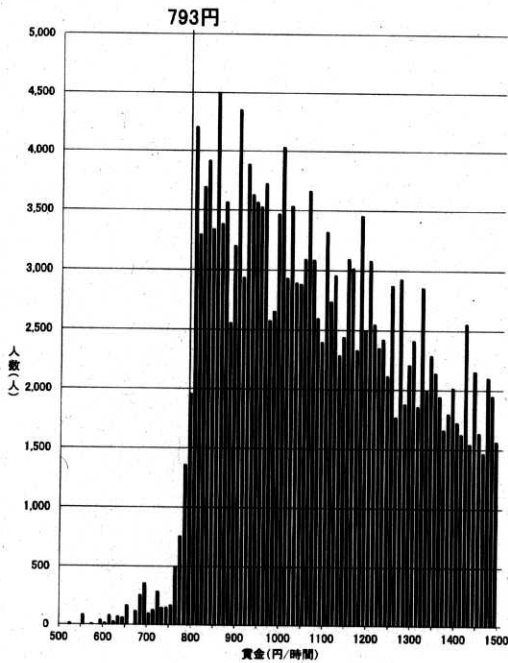


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(D)

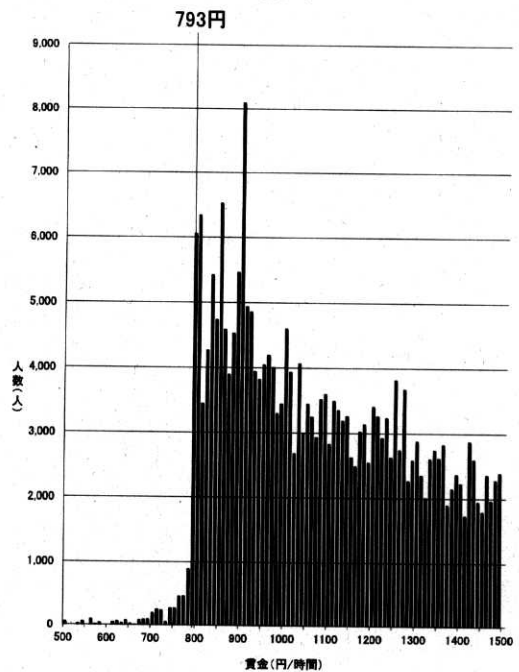


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(D)



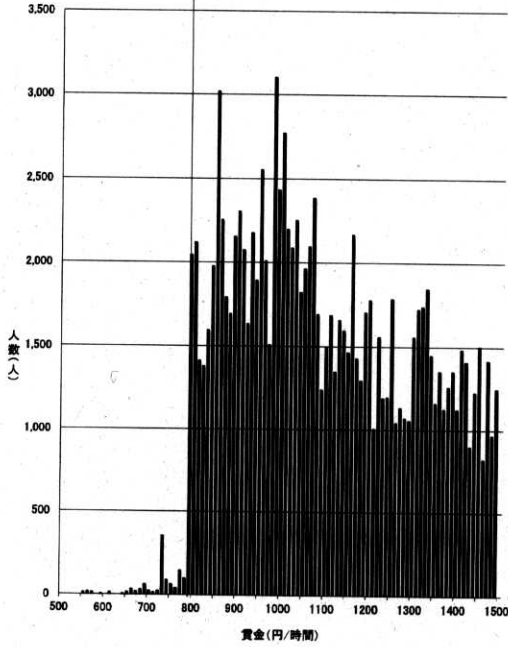
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(D)

792円



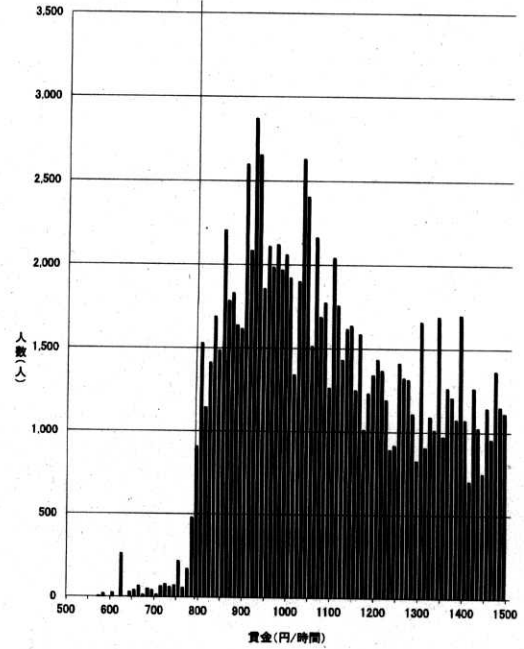
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(D)

792円



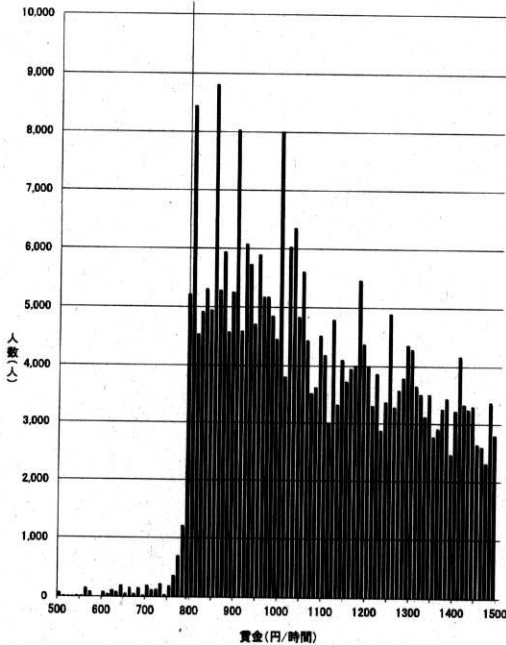
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(D)

793円



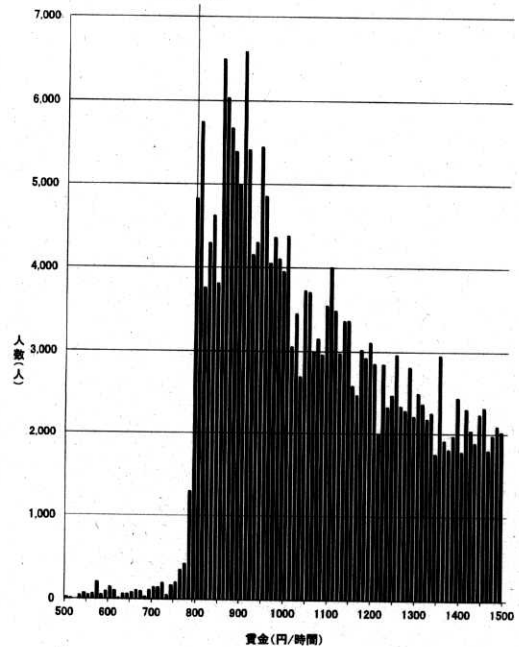
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(D)

793円



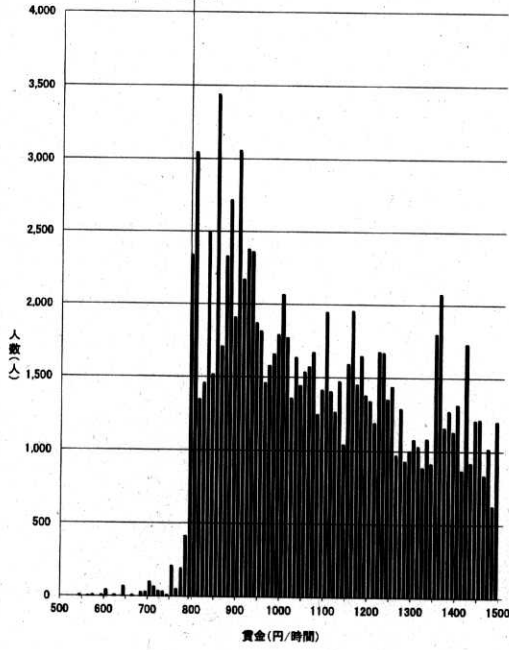
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(D)

792円



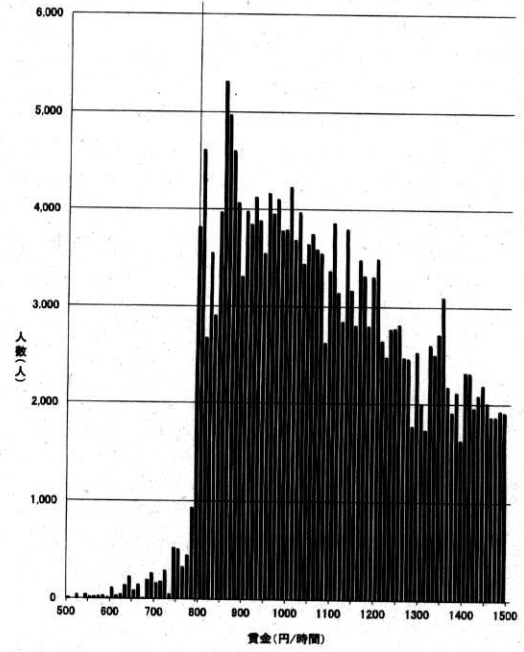
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(D)

793円



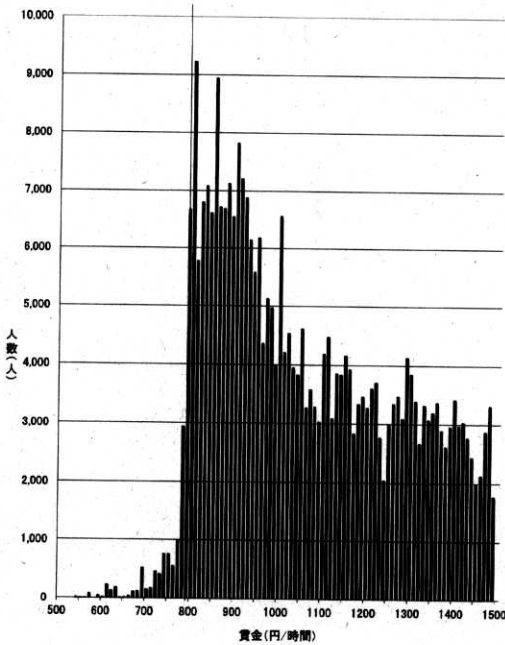
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(D)

793円



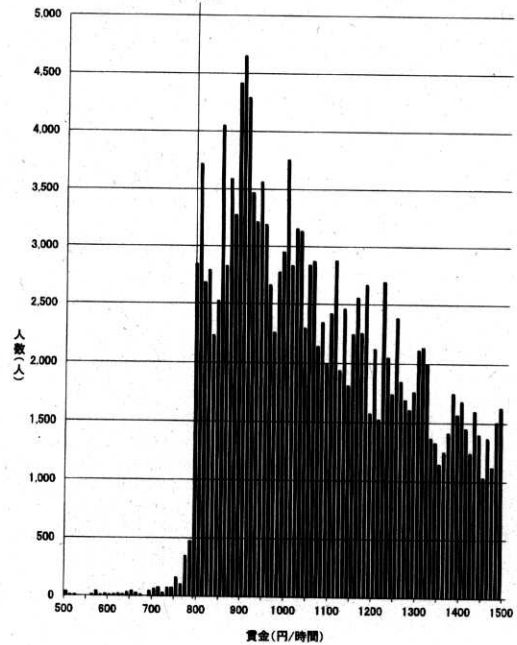
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(D)

792円

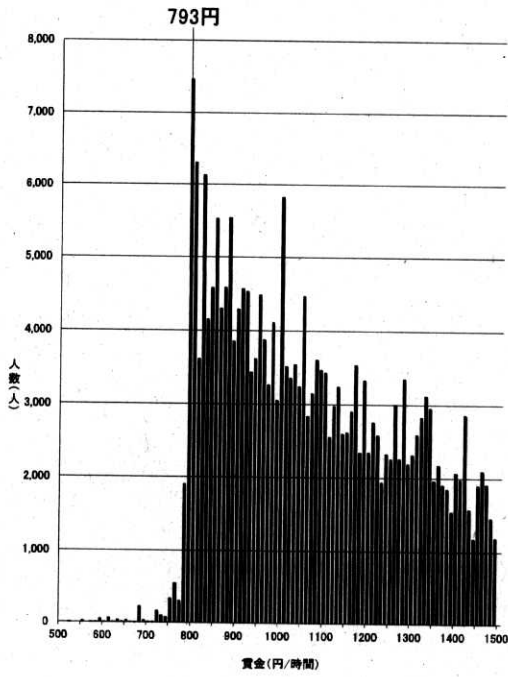


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(D)

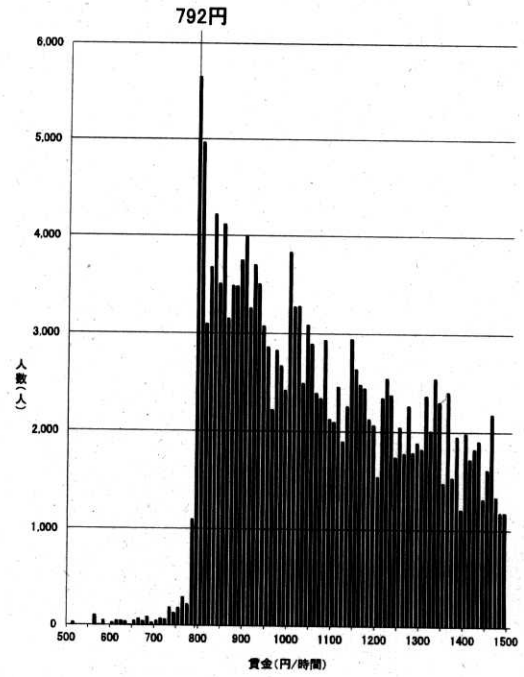


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(D)

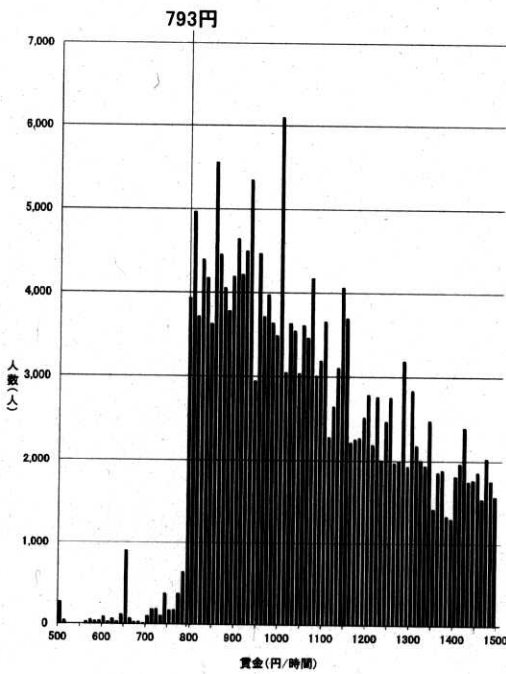


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(D)

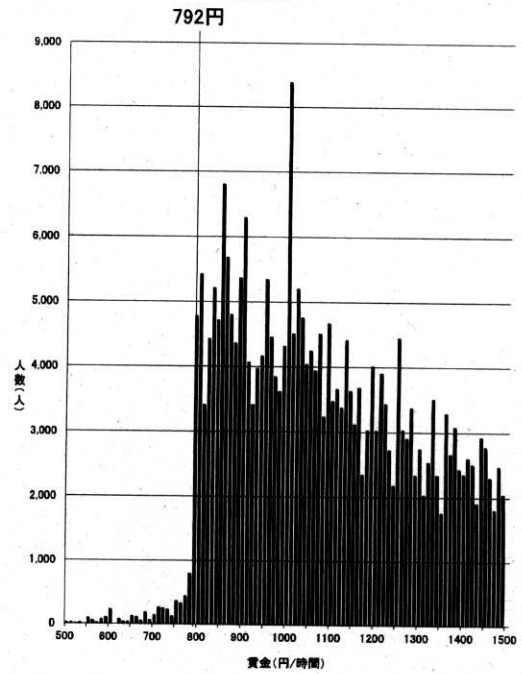


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計



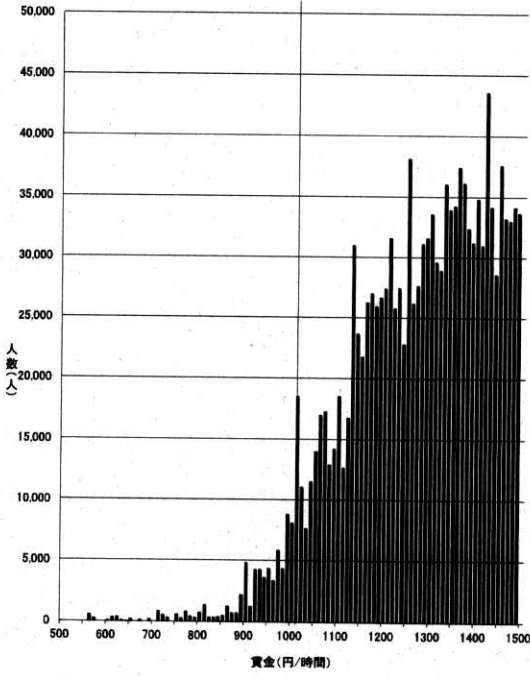


時間当たり賃金分布(一般労働者)

資料No. 4-2

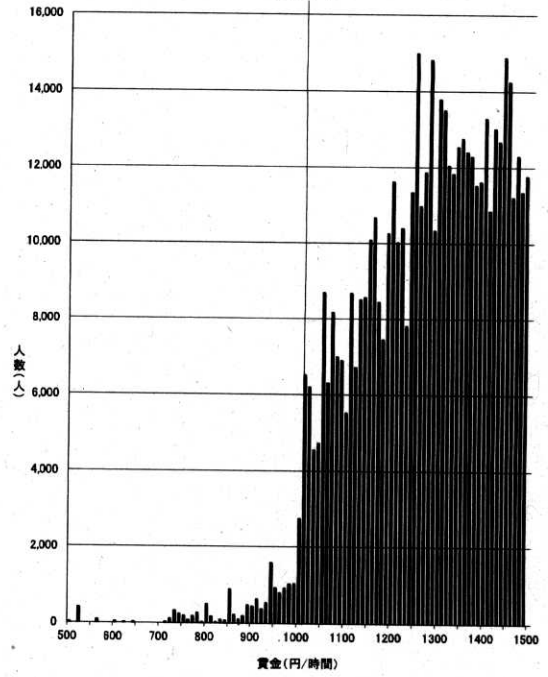
東京(A)

1013円



神奈川(A)

1012円



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

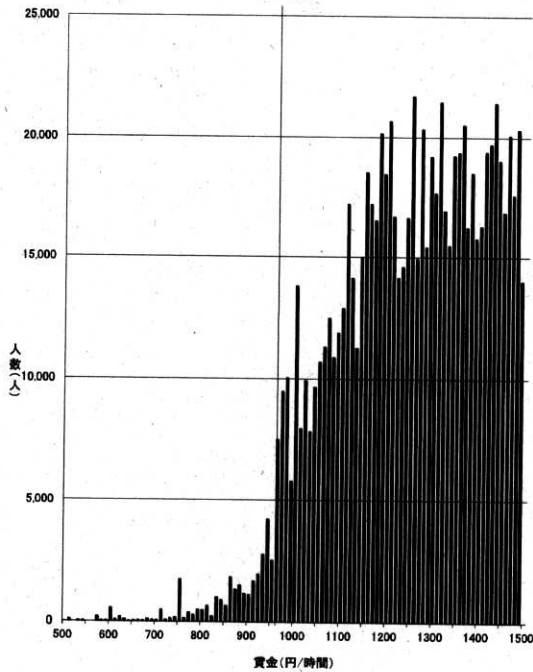
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

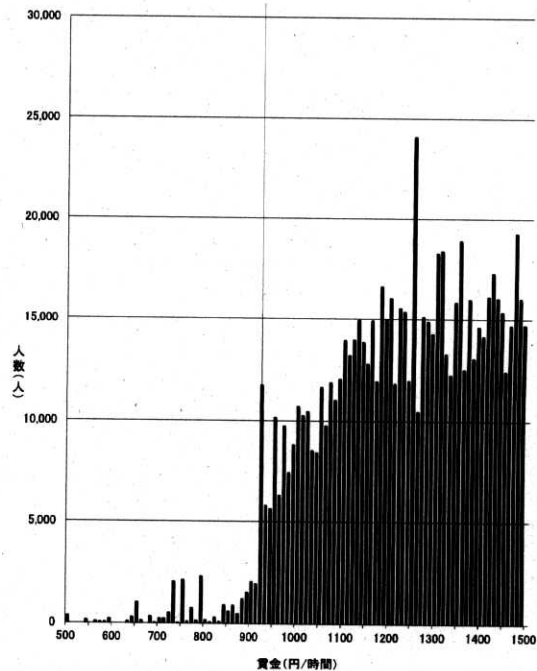
大阪(A)

964円



愛知(A)

927円



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

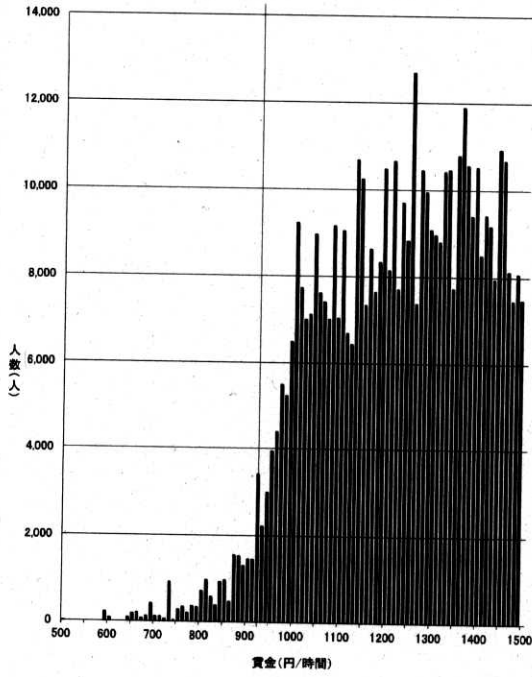
一般労働者

資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

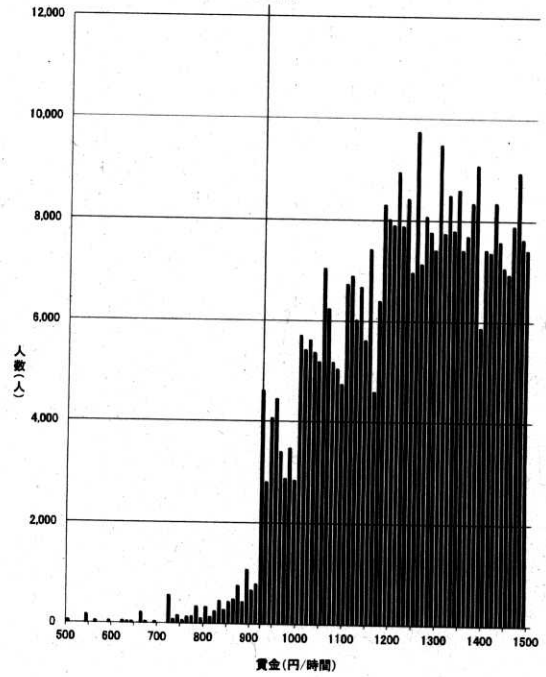
- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)  
928円



千葉(A)  
925円



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。  
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。  
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。  
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

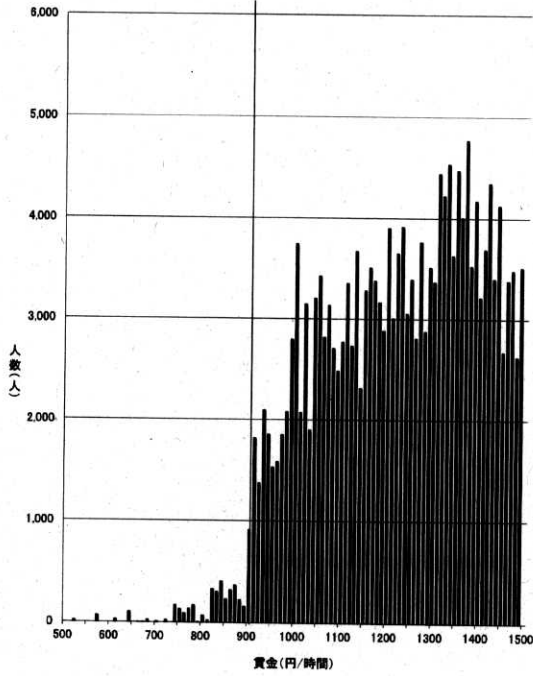
一般労働者

資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。  
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。  
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。  
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)  
909円

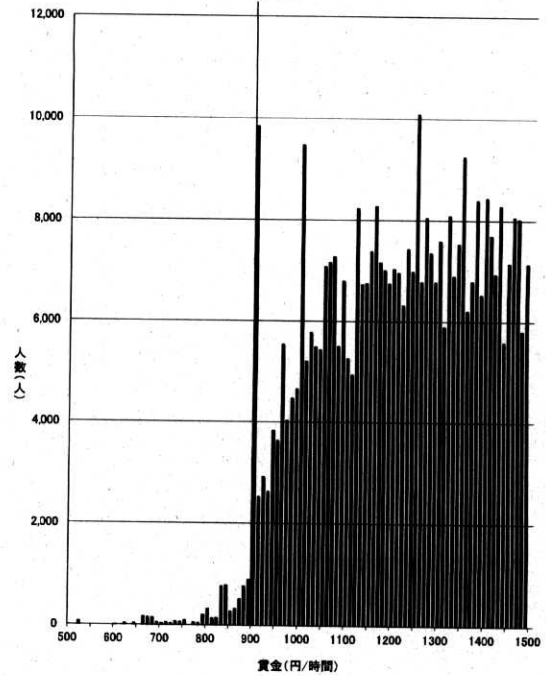


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)  
900円

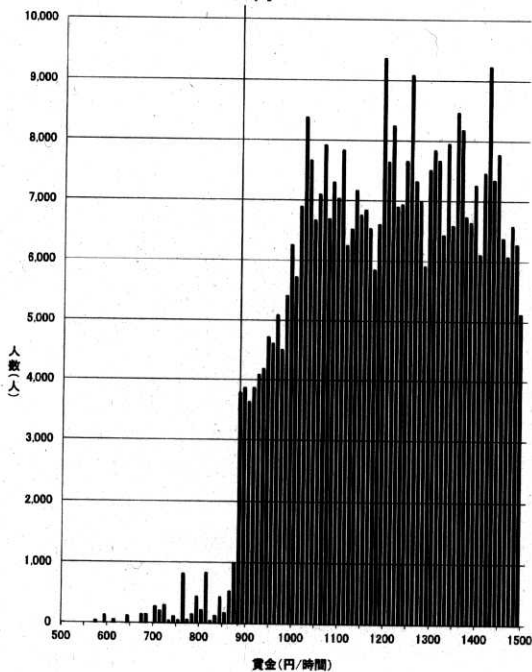


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)  
885円

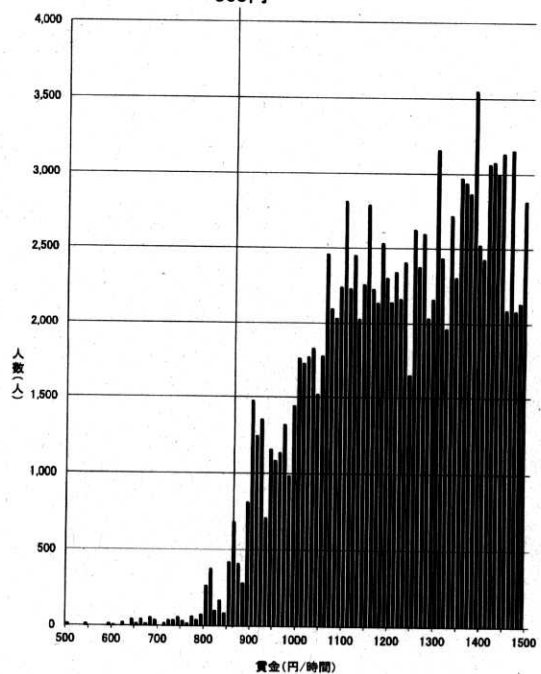


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)  
868円



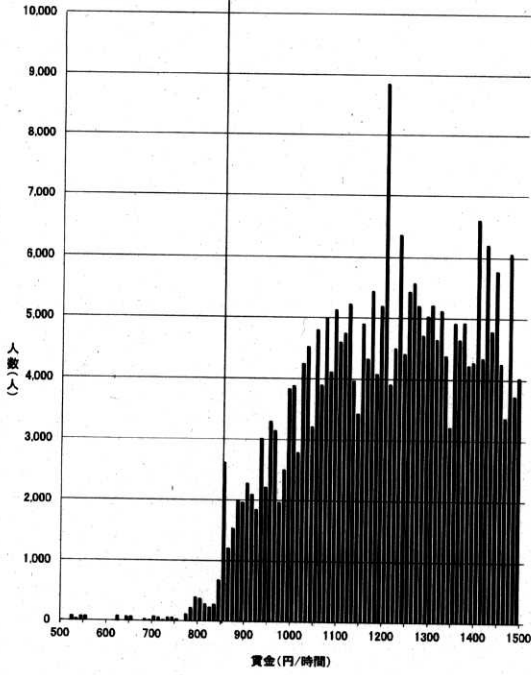
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

851円



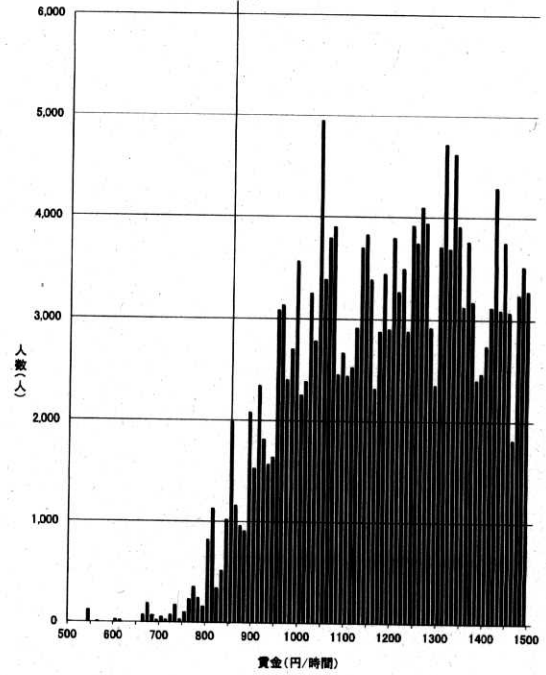
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

854円



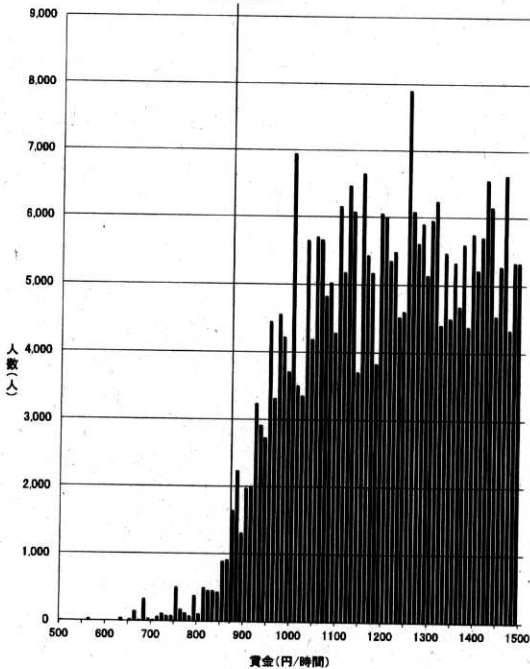
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

871円



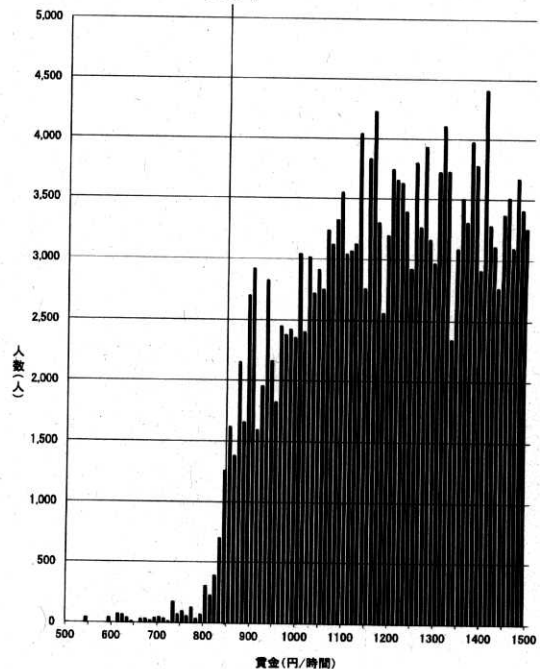
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

849円



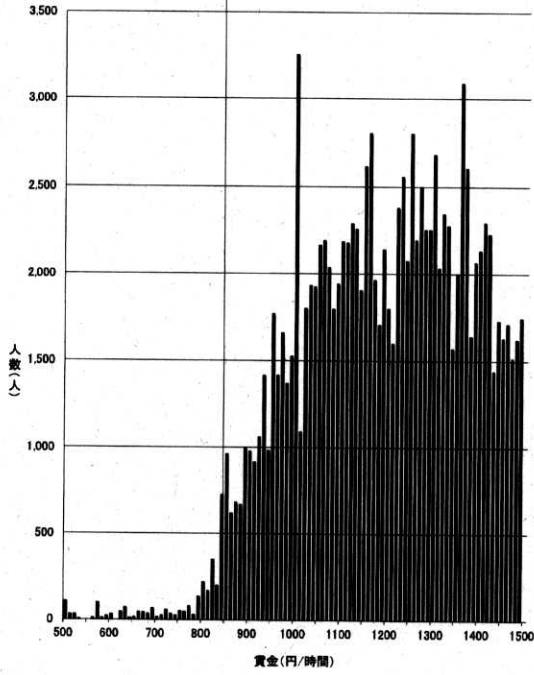
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

849円



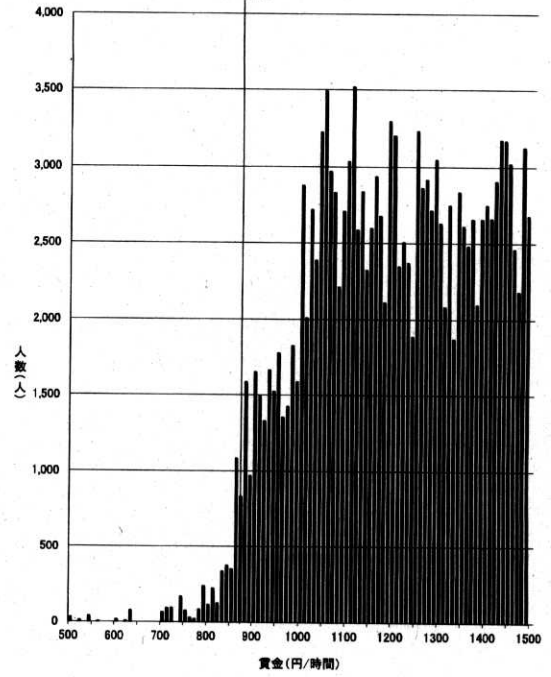
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

874円



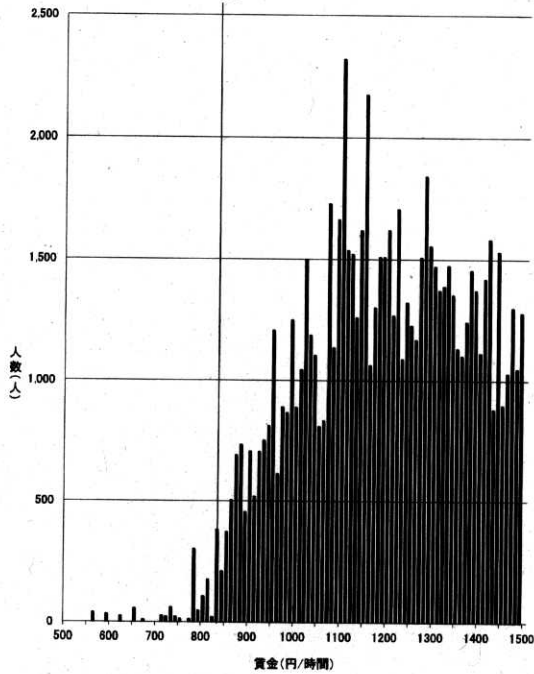
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

838円



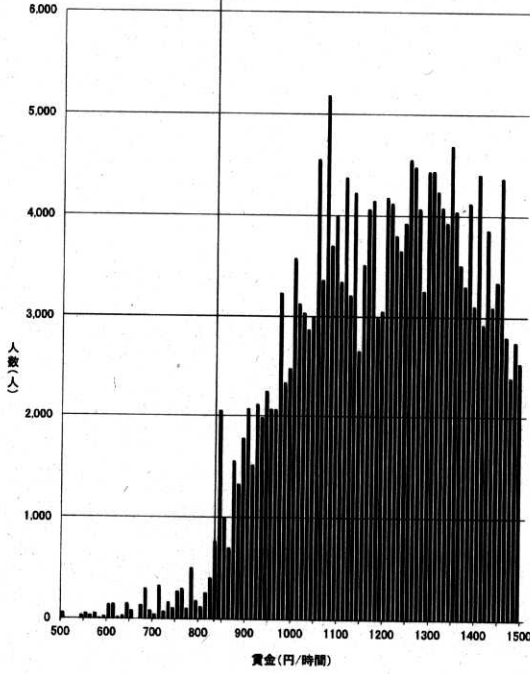
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(C)

837円



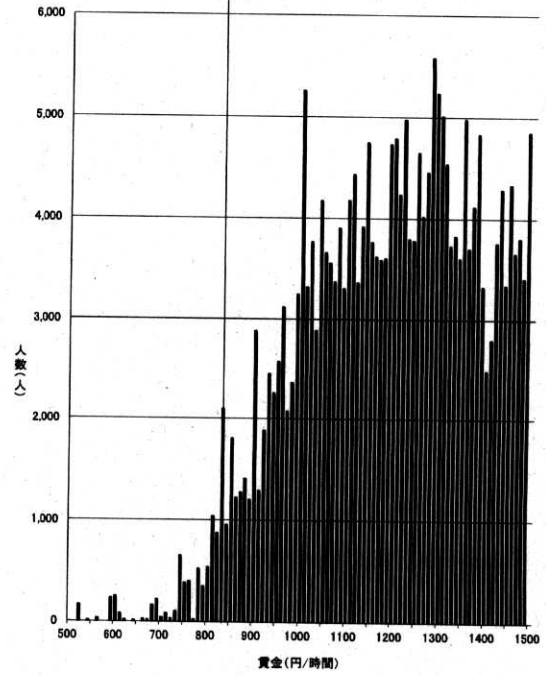
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(C)

834円



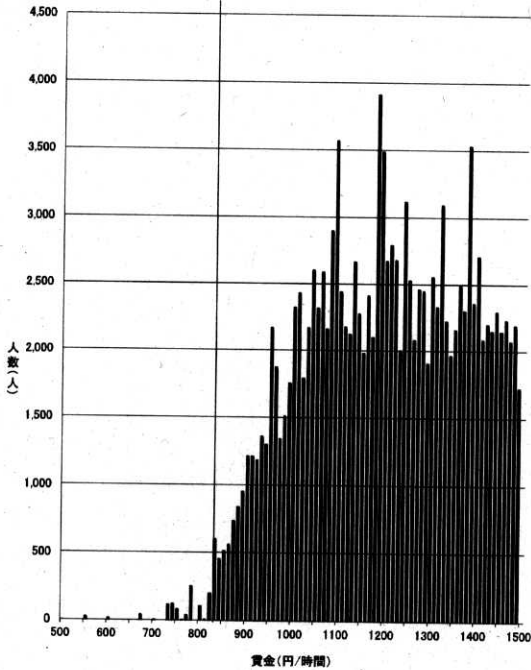
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(C)

833円



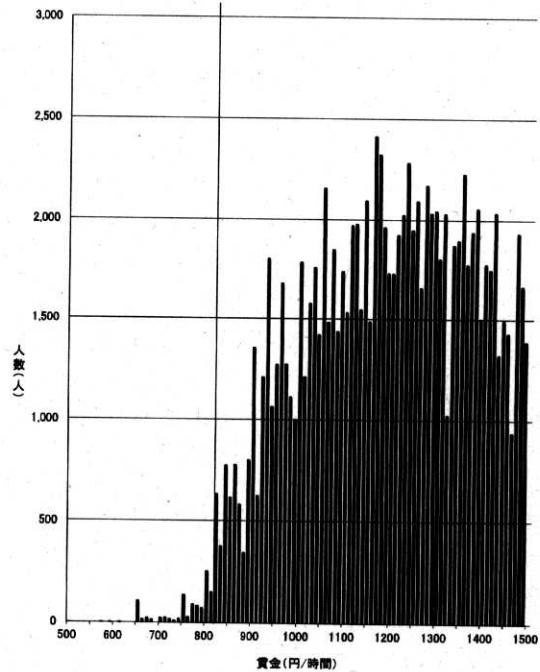
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(C)

820円



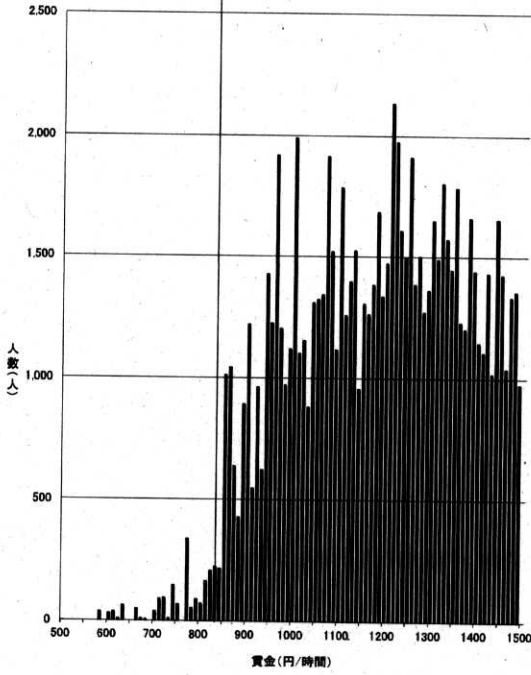
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(C)

838円



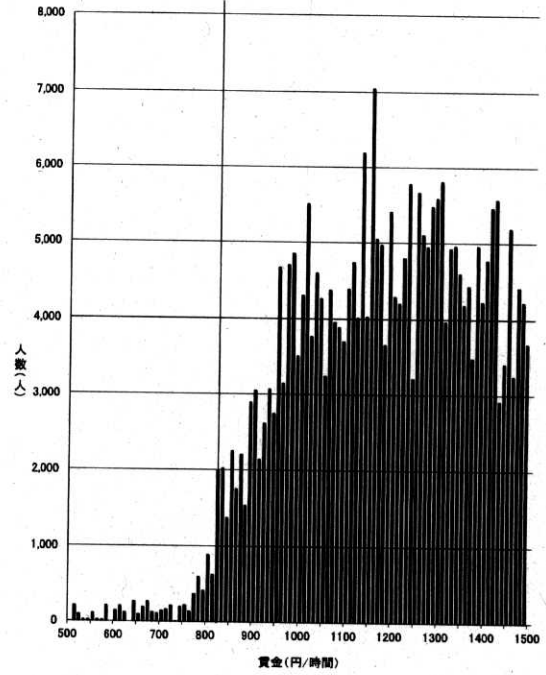
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(C)

825円



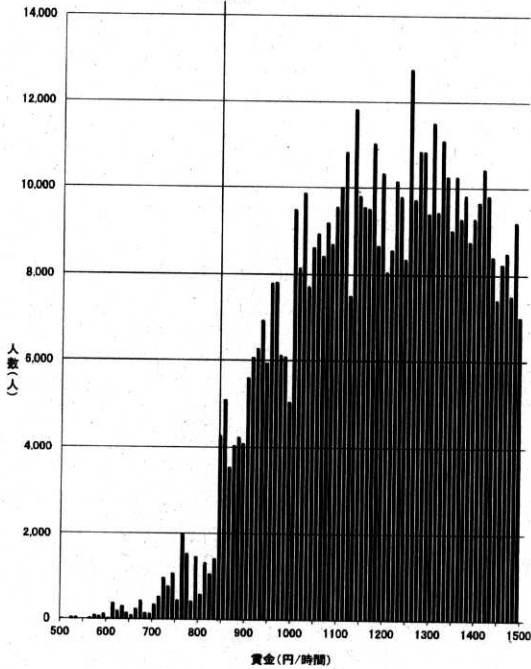
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(C)

842円



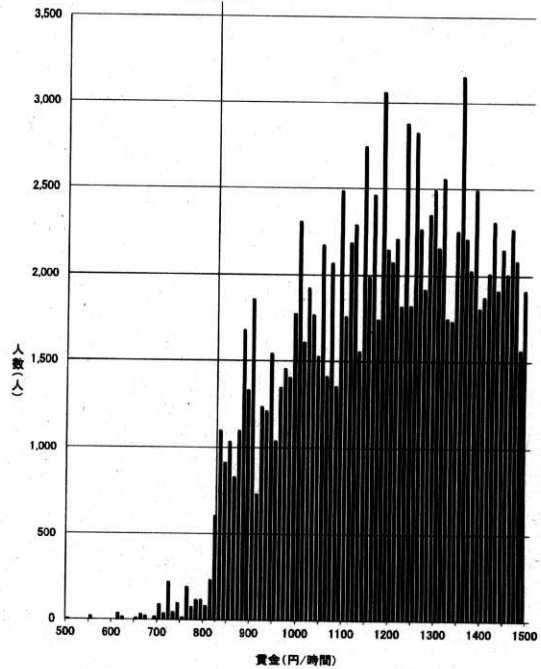
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(C)

829円

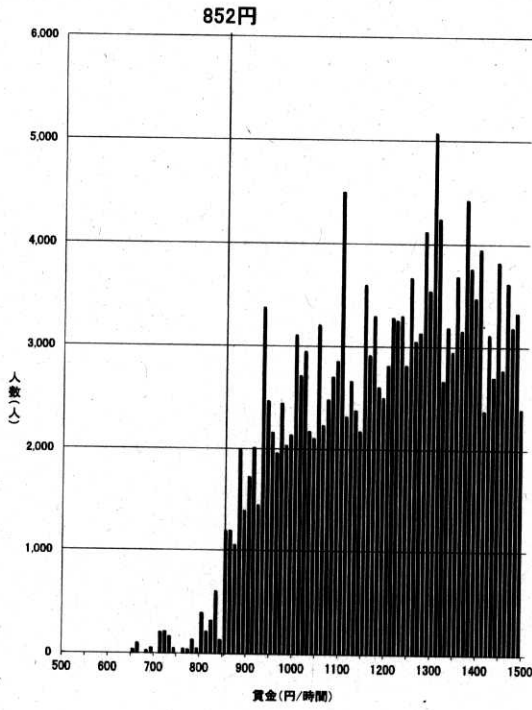


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(C)

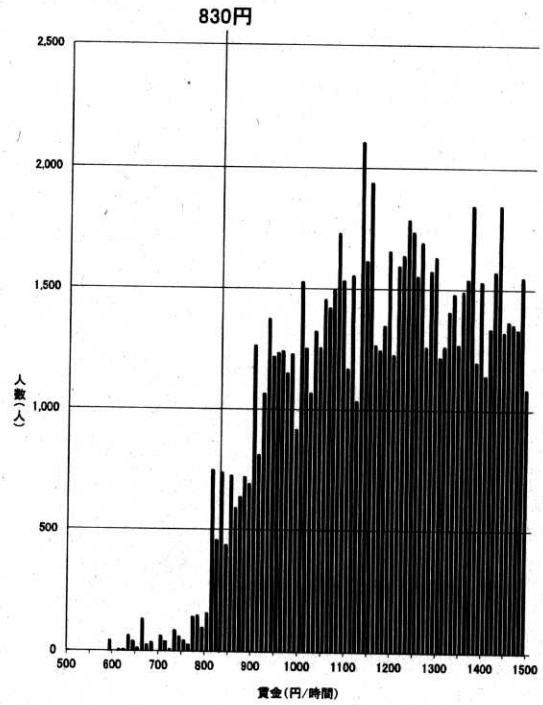


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(C)

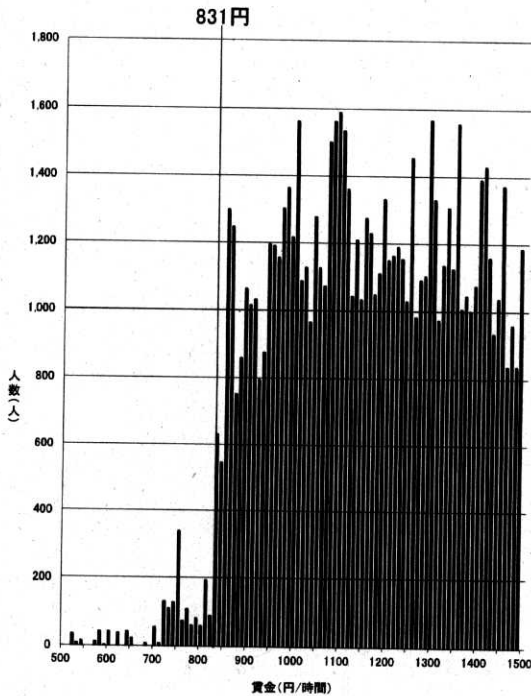


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(C)

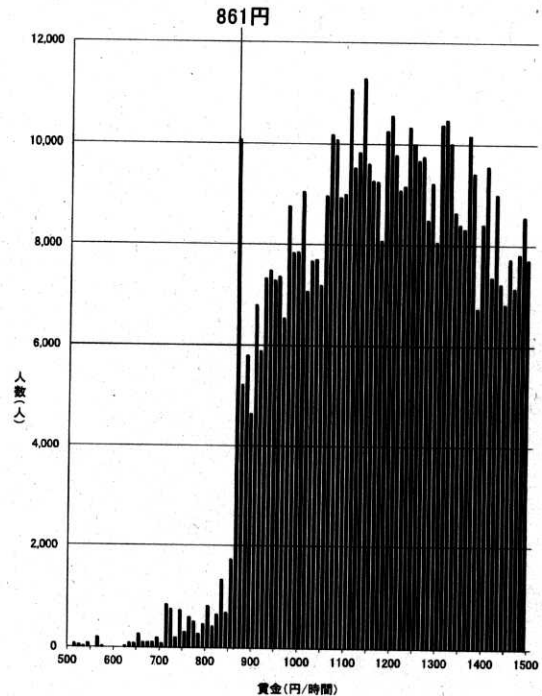


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(C)



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

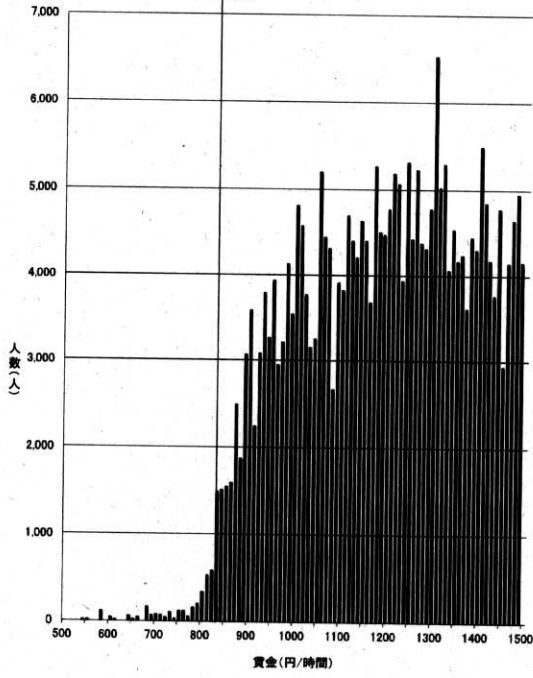
- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者



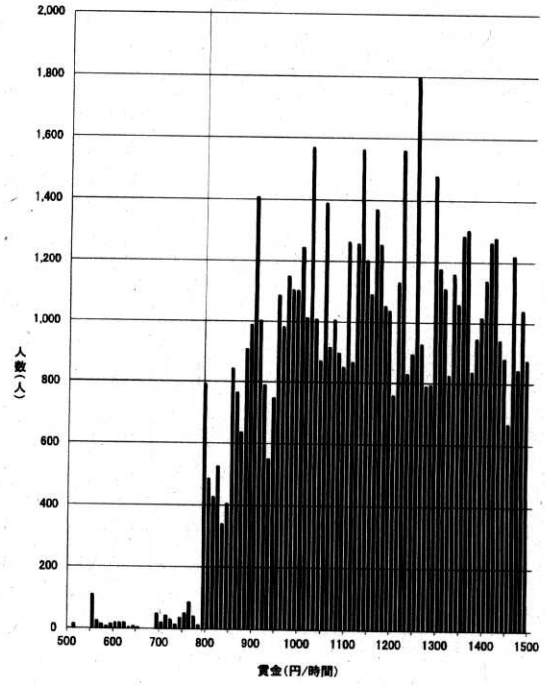
新潟(C)

831円



徳島(C)

796円



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

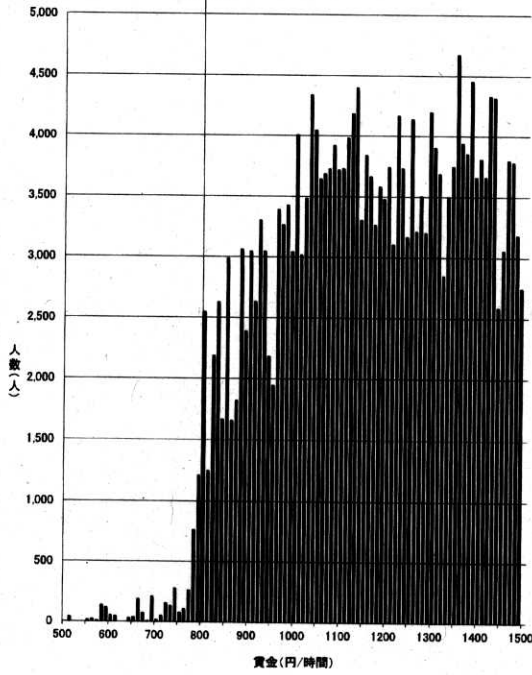
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(D)

800円



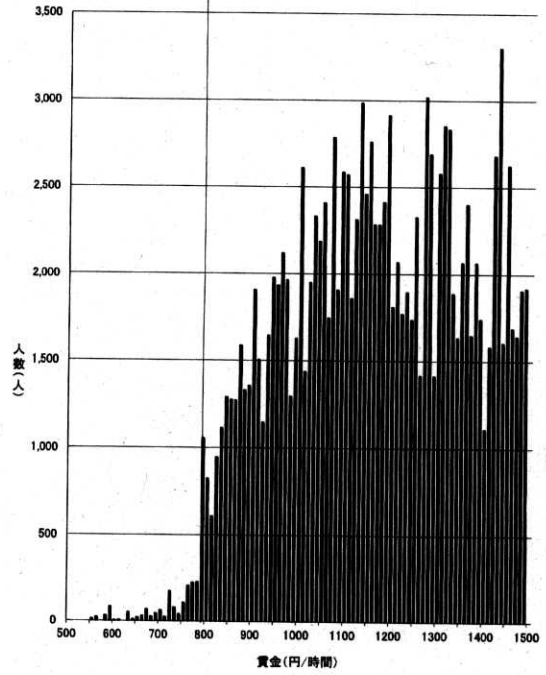
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(D)

792円



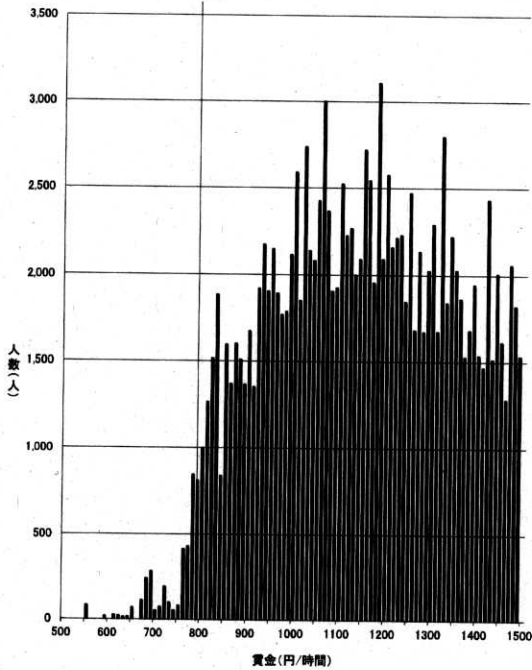
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(D)

793円



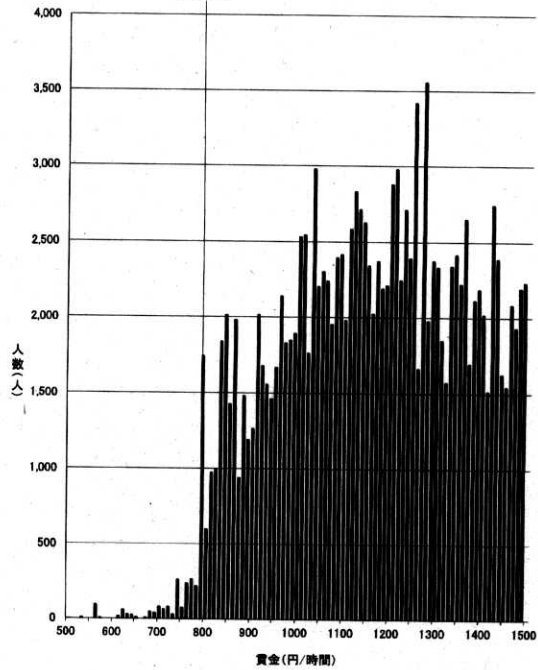
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(D)

793円



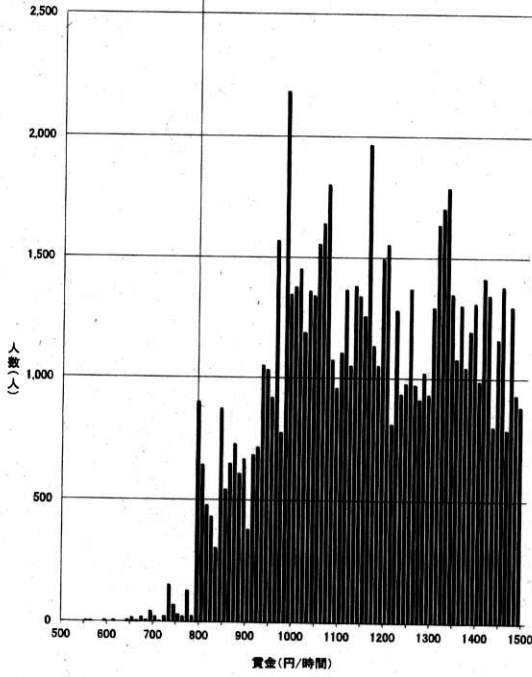
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(D)

792円



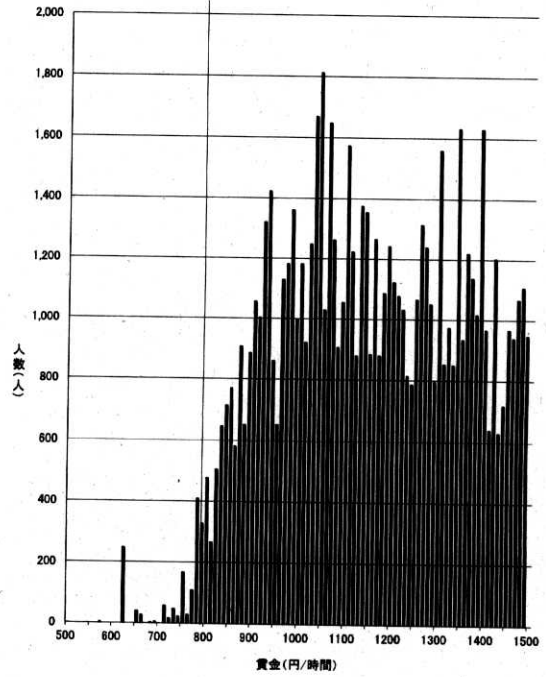
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(D)

792円



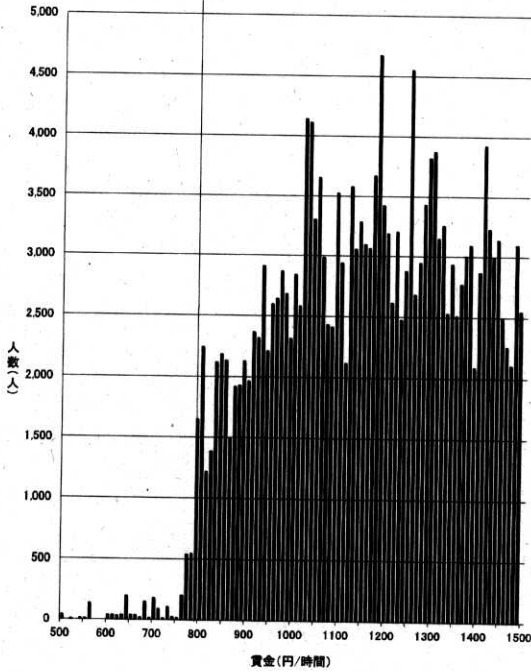
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(D)

793円



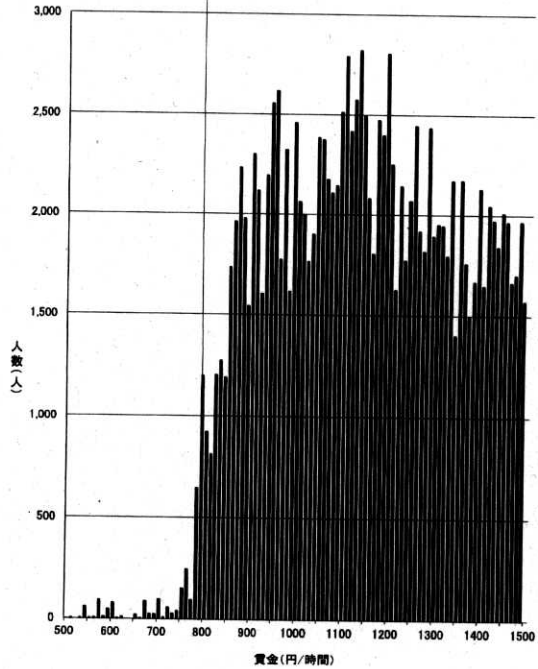
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(D)

793円



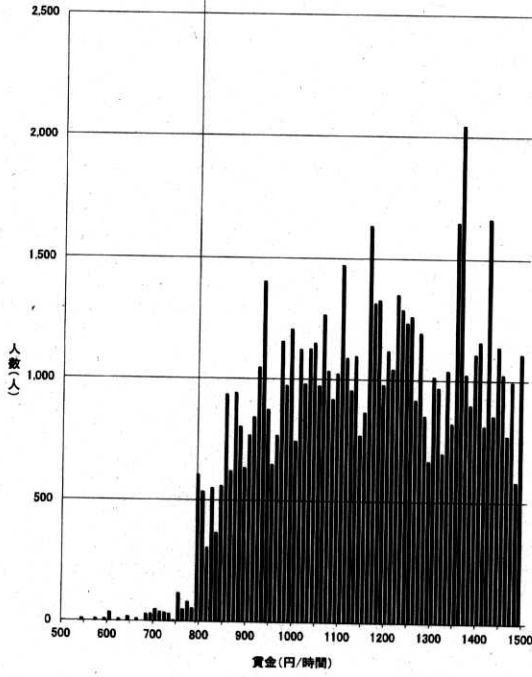
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(D)

792円



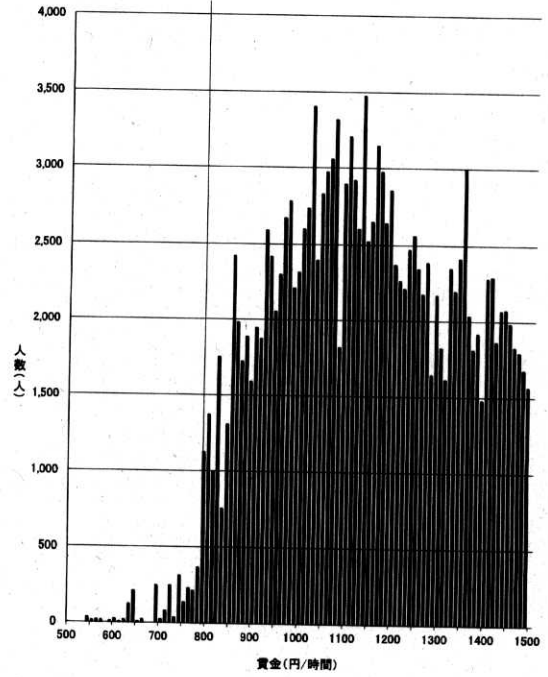
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(D)

793円



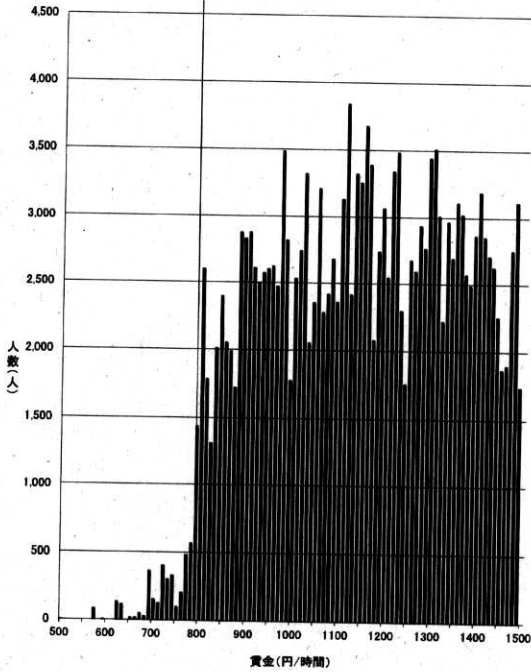
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(D)

793円



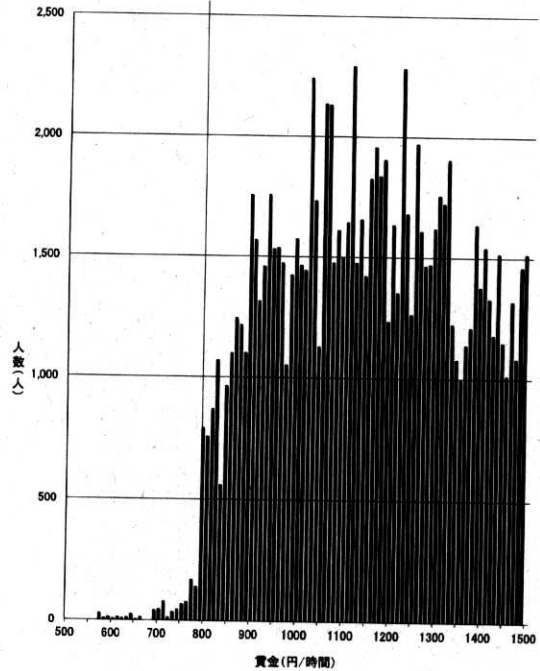
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(D)

792円



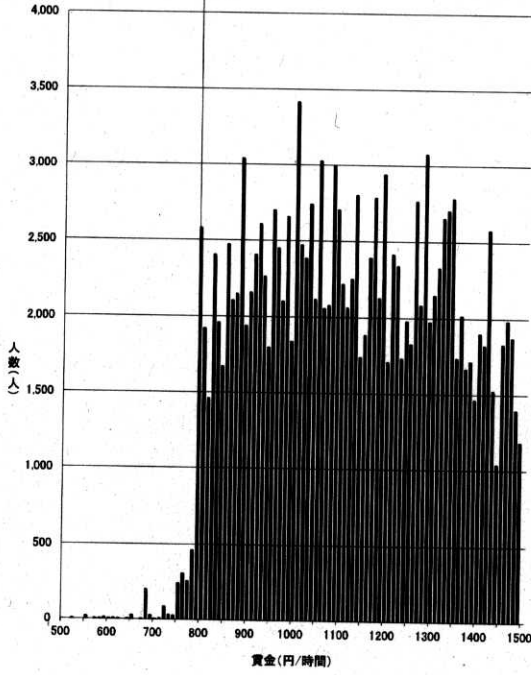
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(D)

793円



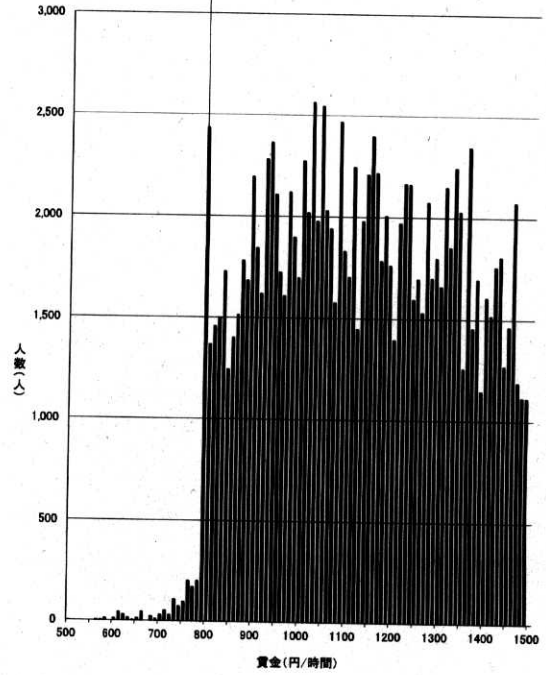
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(D)

792円



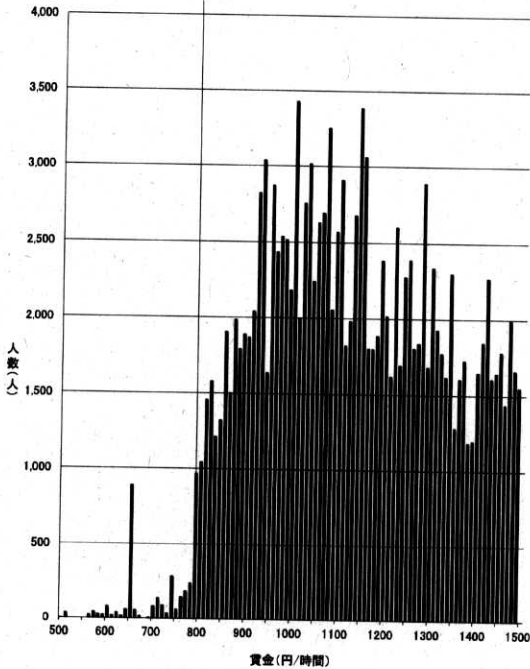
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(D)

793円



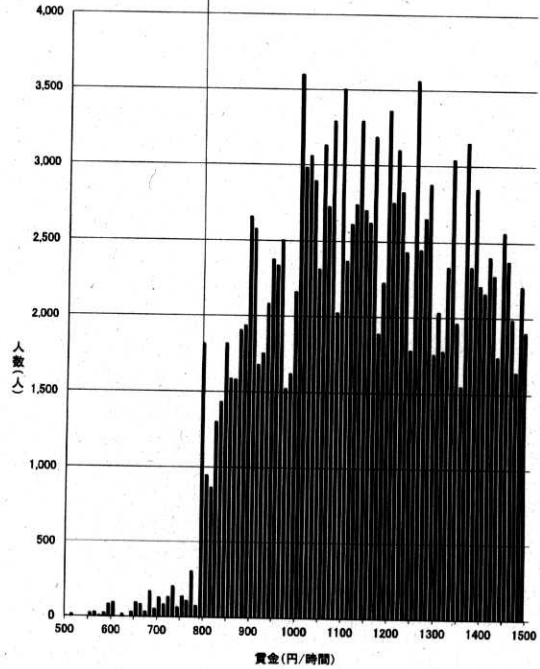
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(D)

792円



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

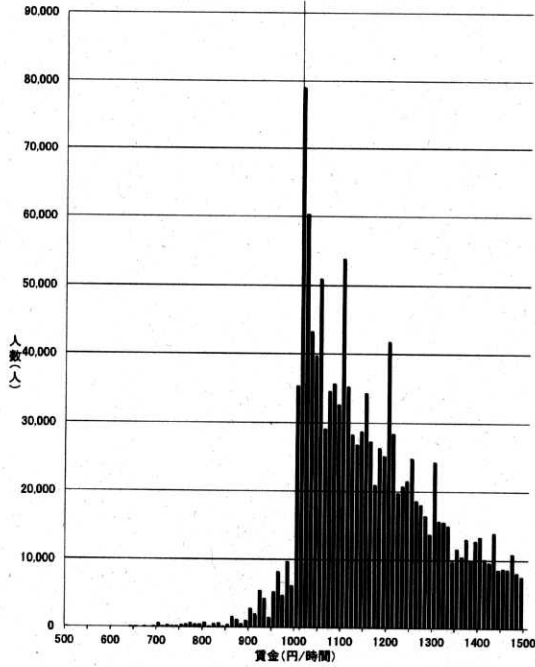


時間当たり賃金分布(短時間労働者)

資料No. 4-3

東京(A)

1013円



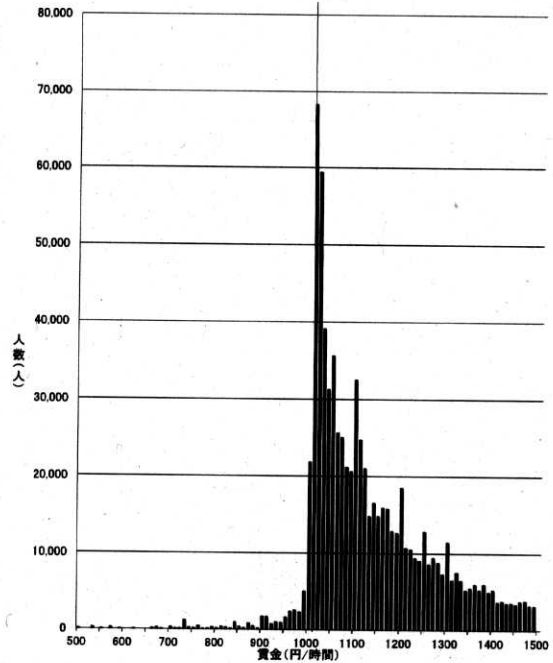
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

1012円



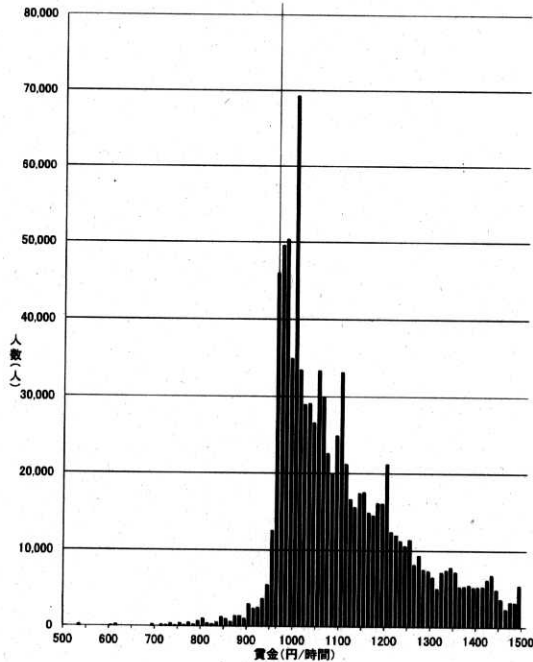
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

964円



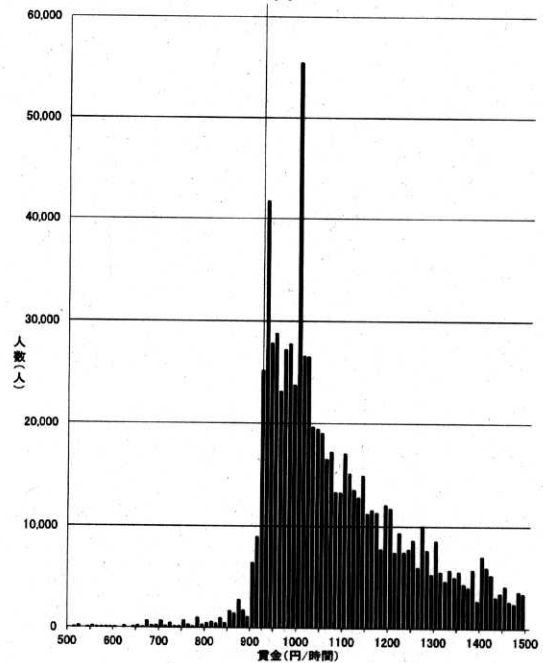
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

927円



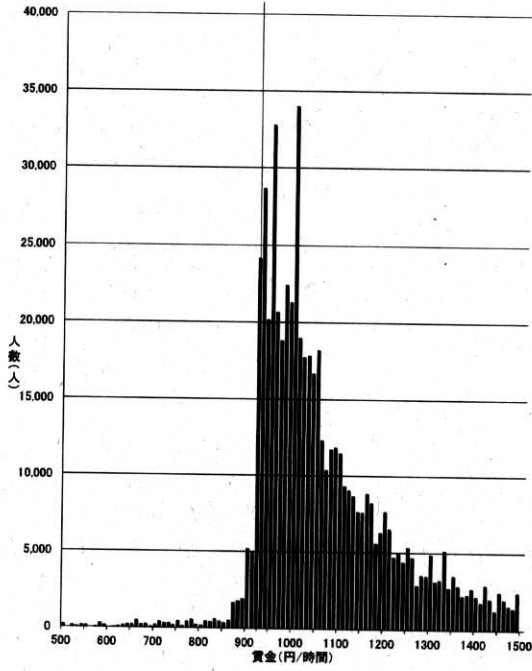
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

928円



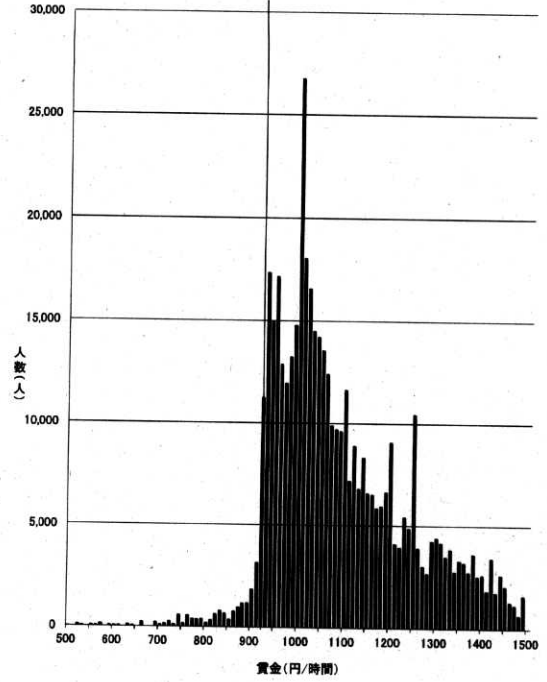
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

925円



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

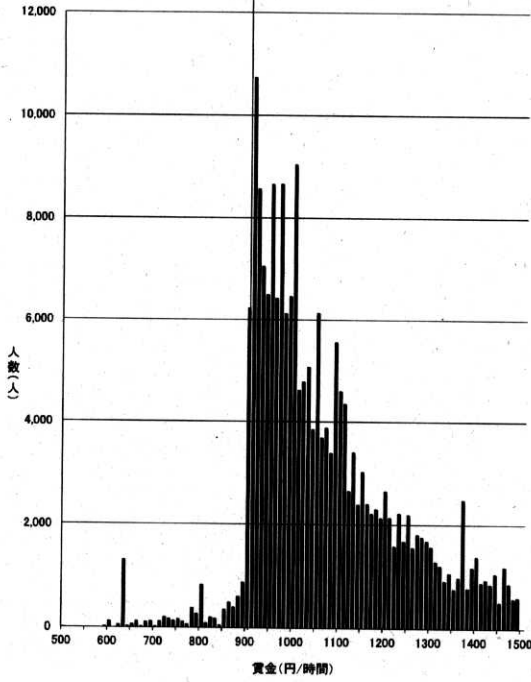
- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者



京都(B)

909円



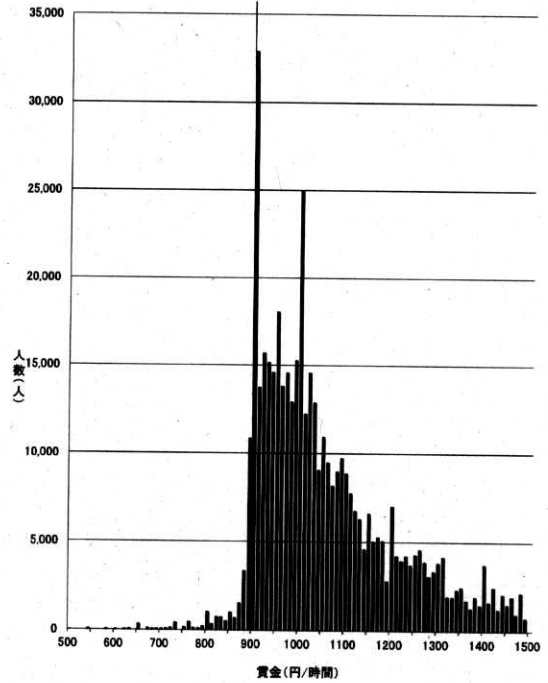
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

900円



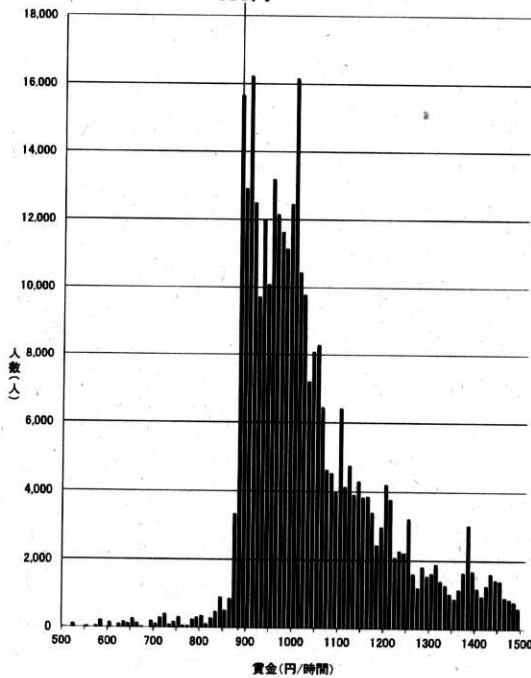
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

885円



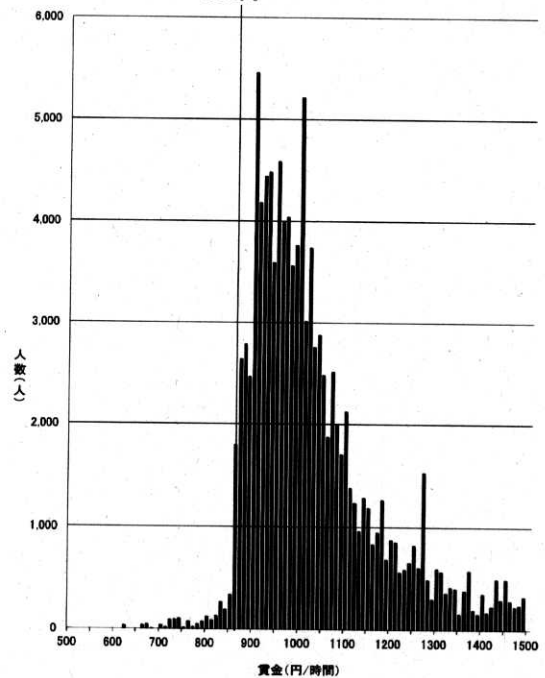
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

868円



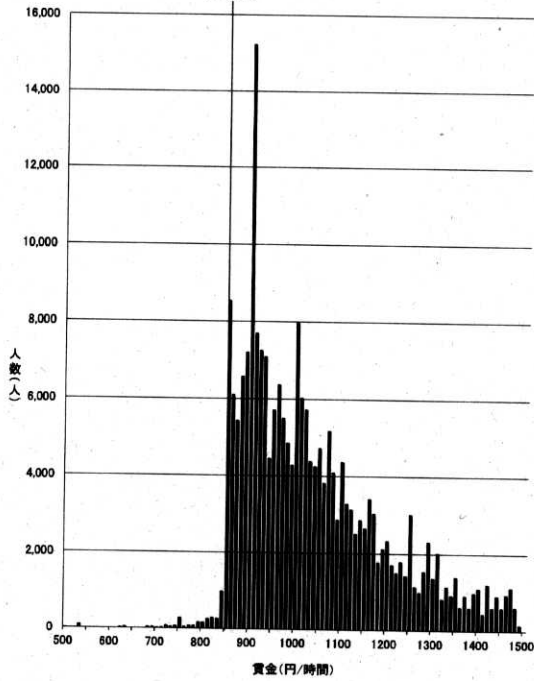
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

851円



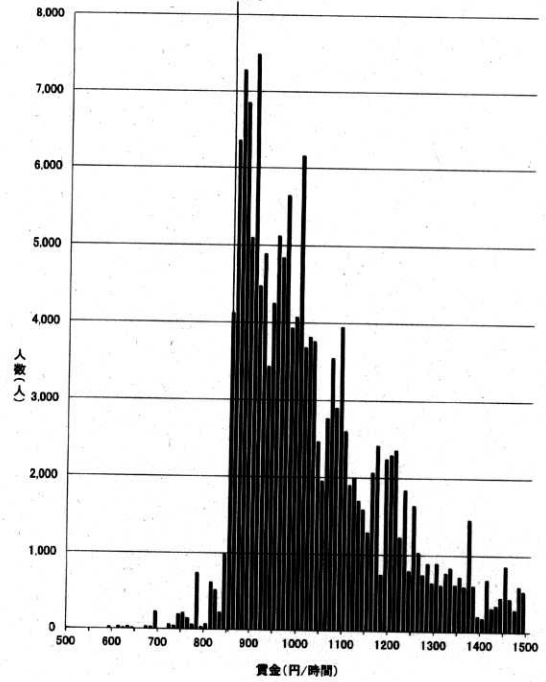
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

854円



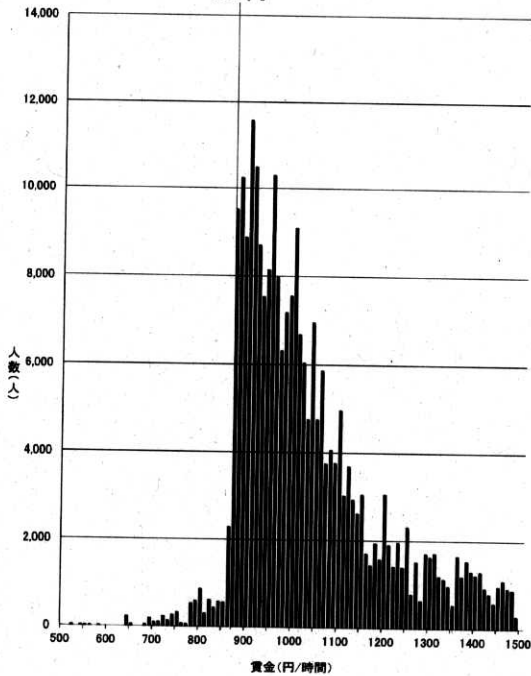
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

871円



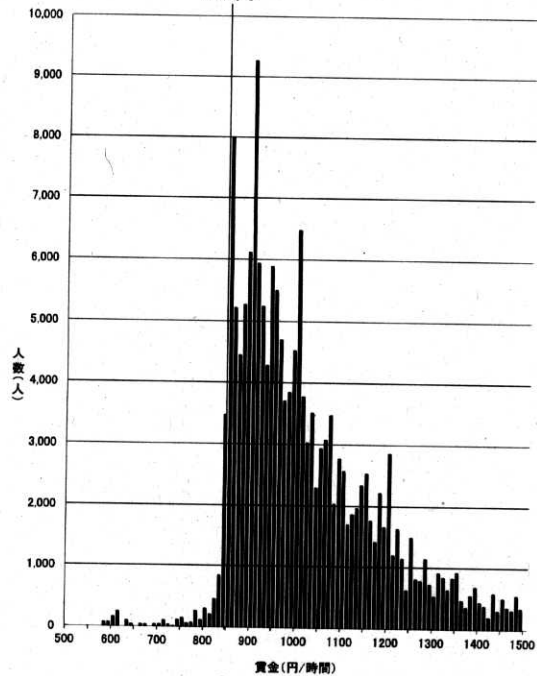
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

849円



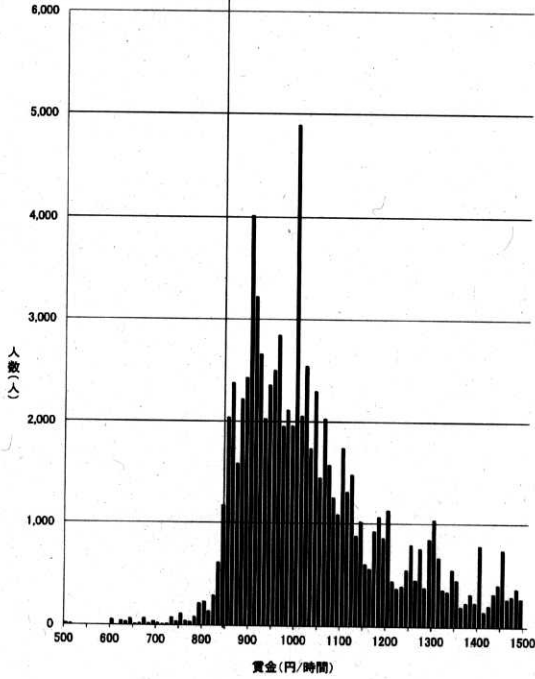
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

849円



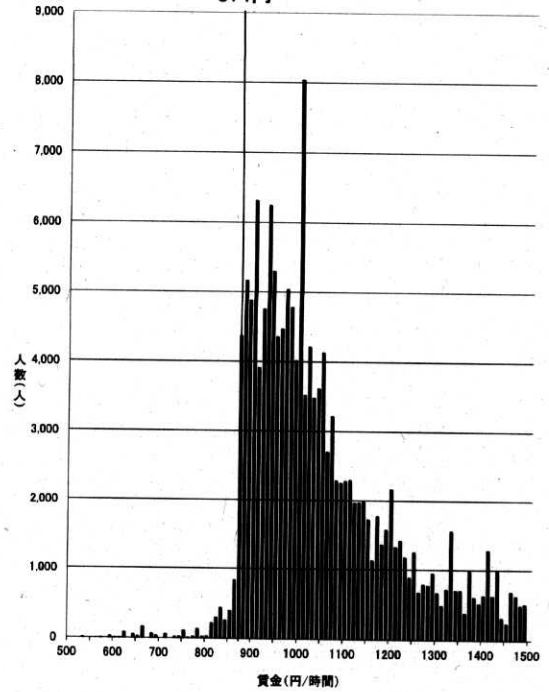
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

874円



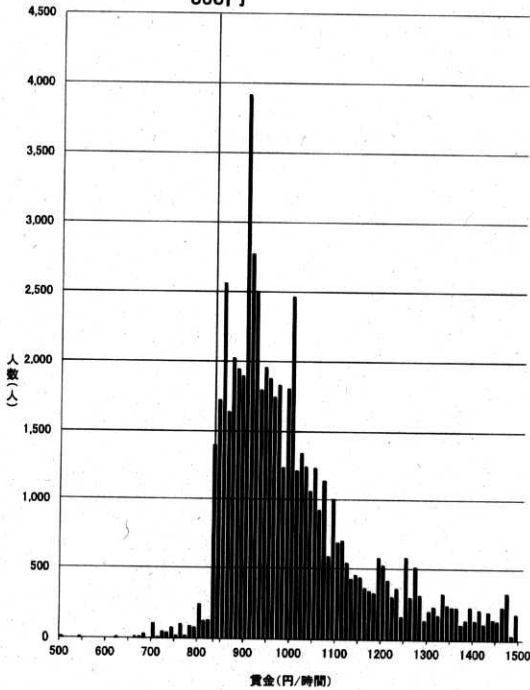
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

838円



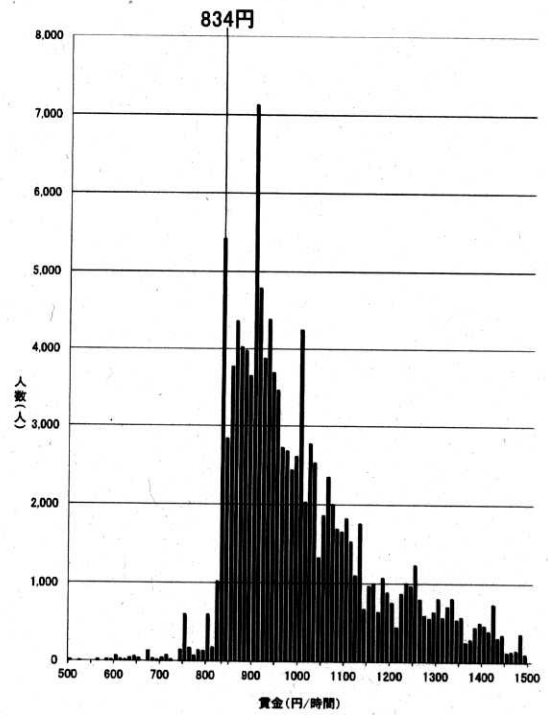
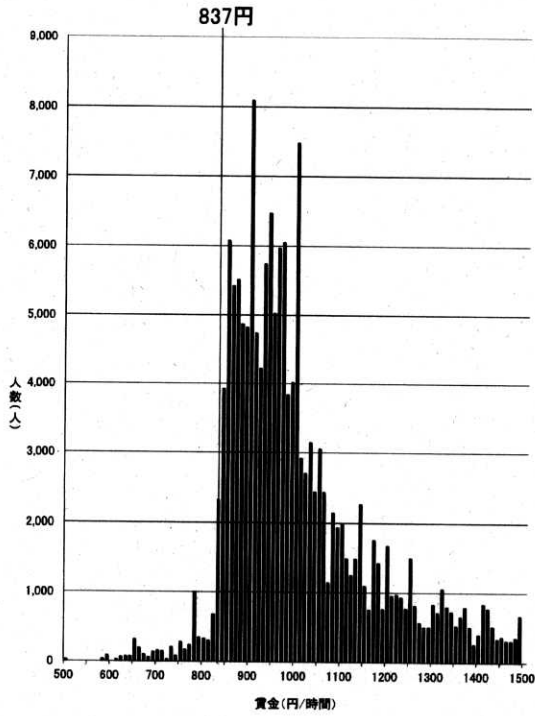
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(C)

岡山(C)



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

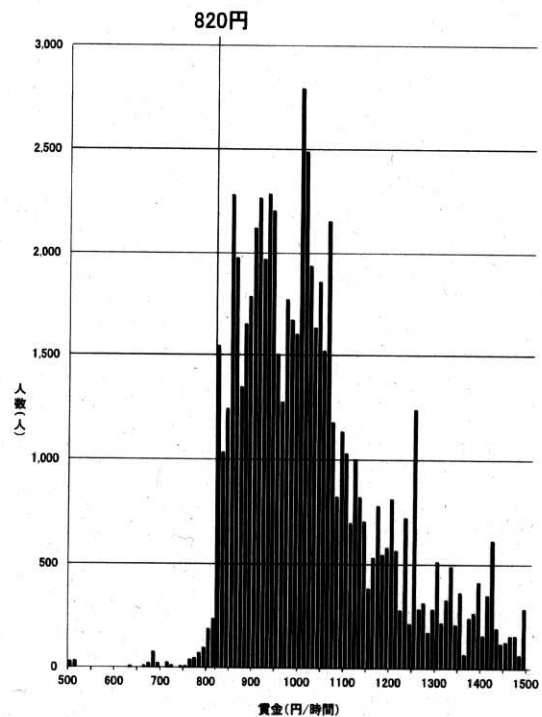
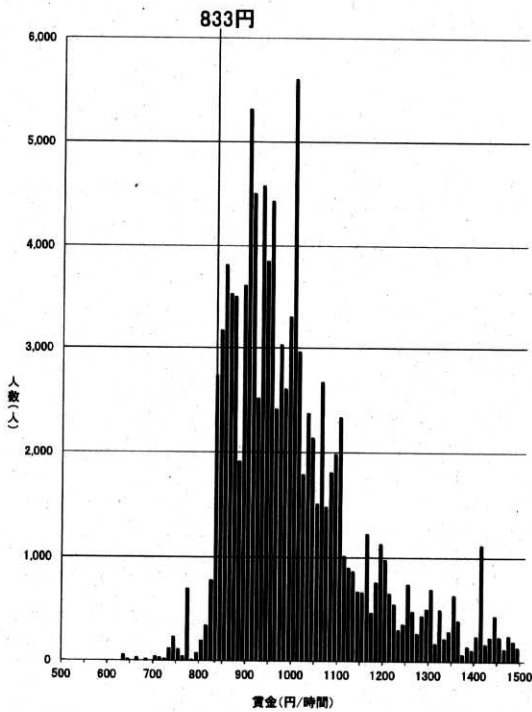
- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

石川(C)

香川(C)



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

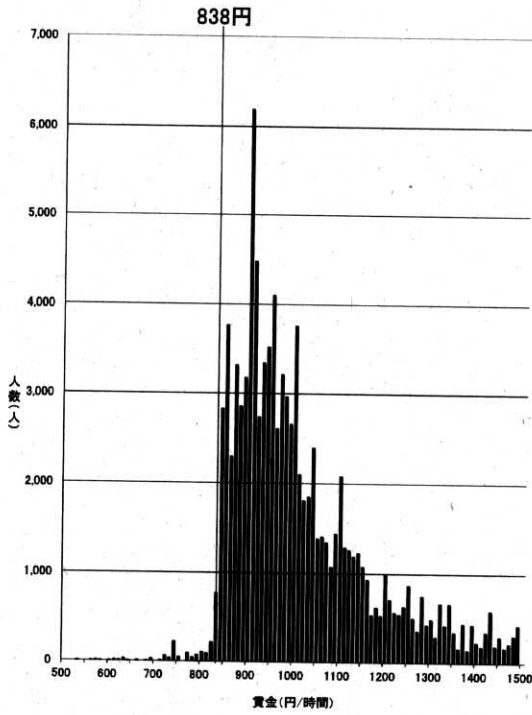
- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

奈良(C)

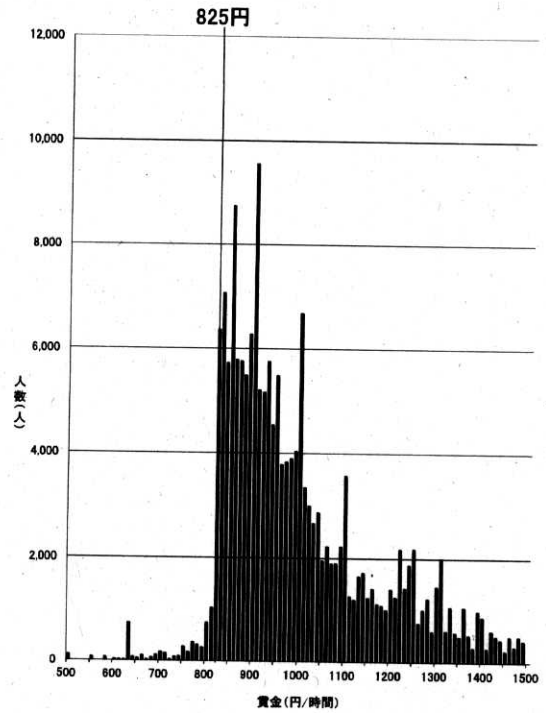


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(C)

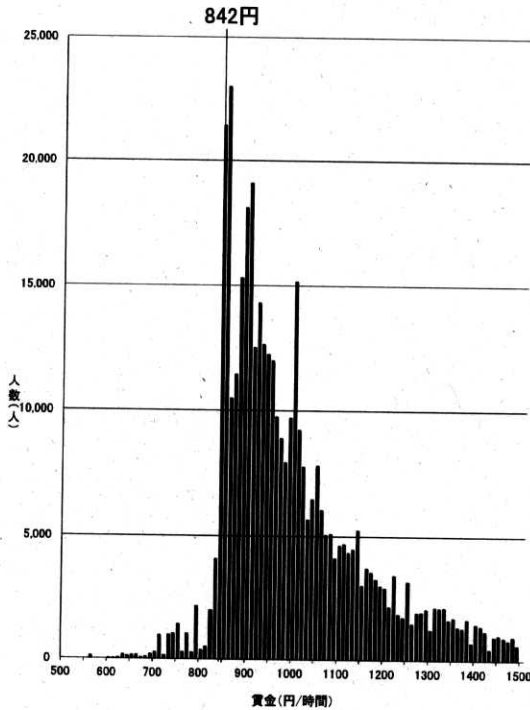


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(C)

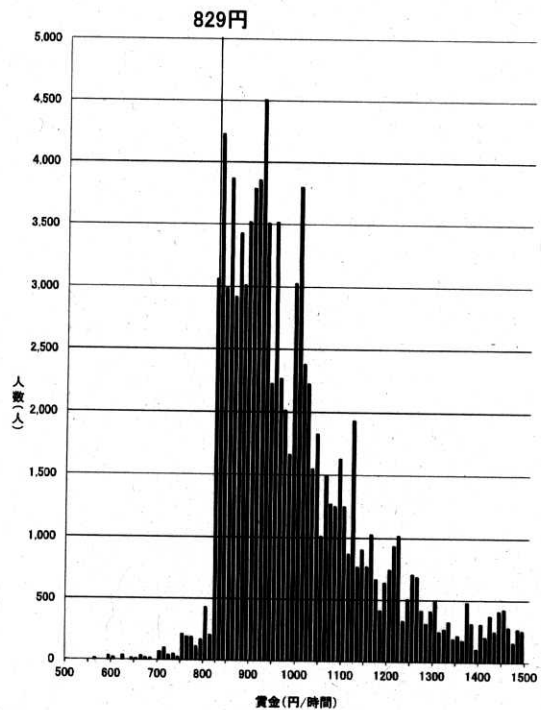


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(C)



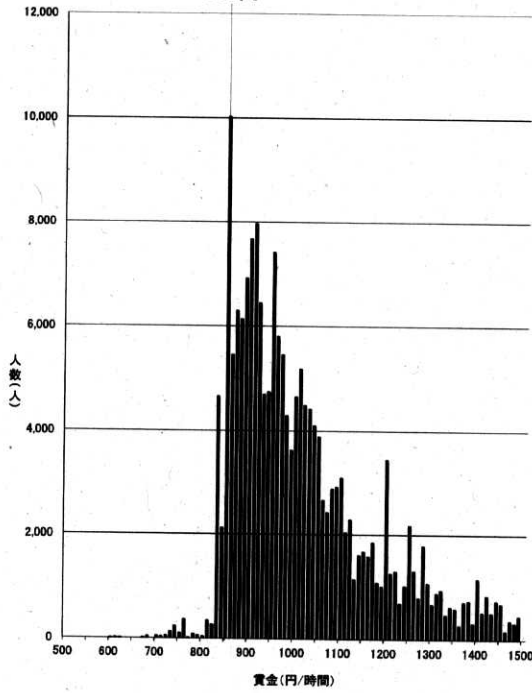
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(C)

852円



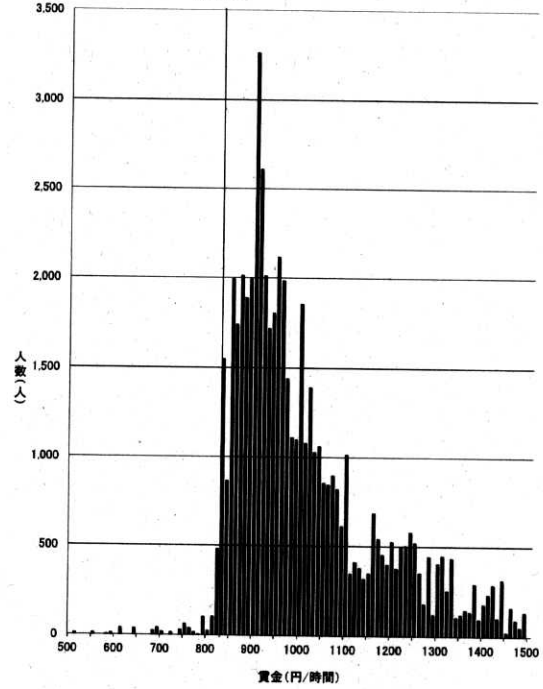
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(C)

830円



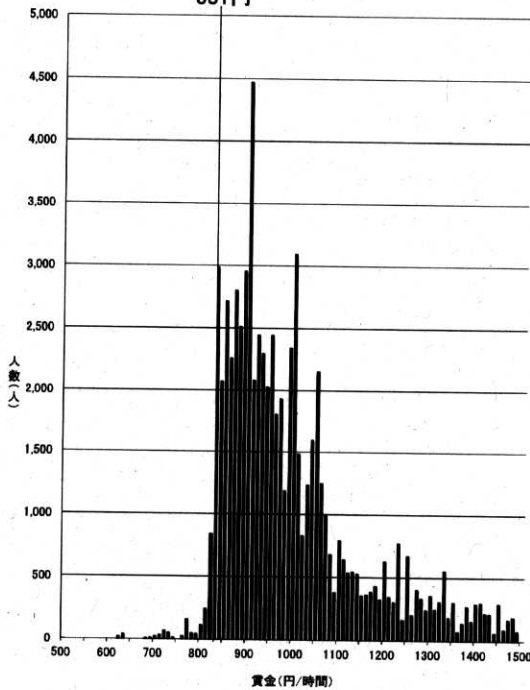
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(C)

831円



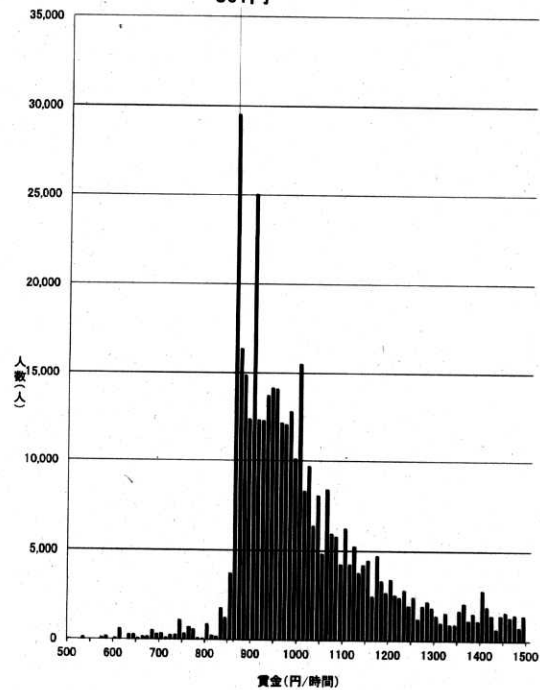
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(C)

861円



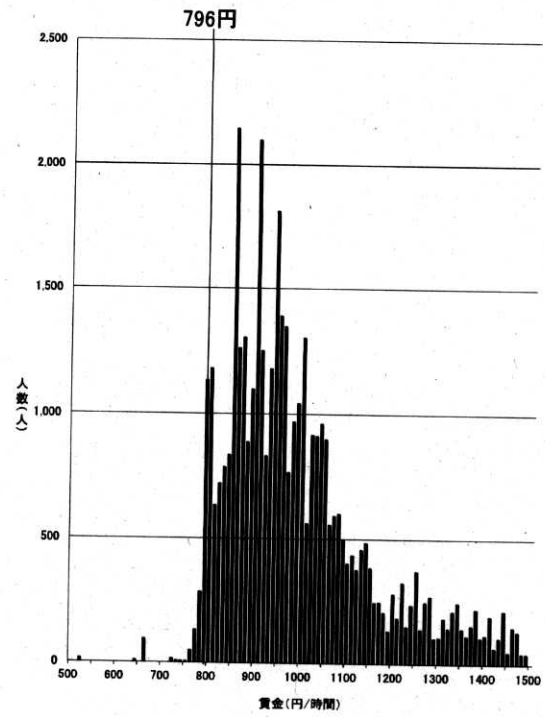
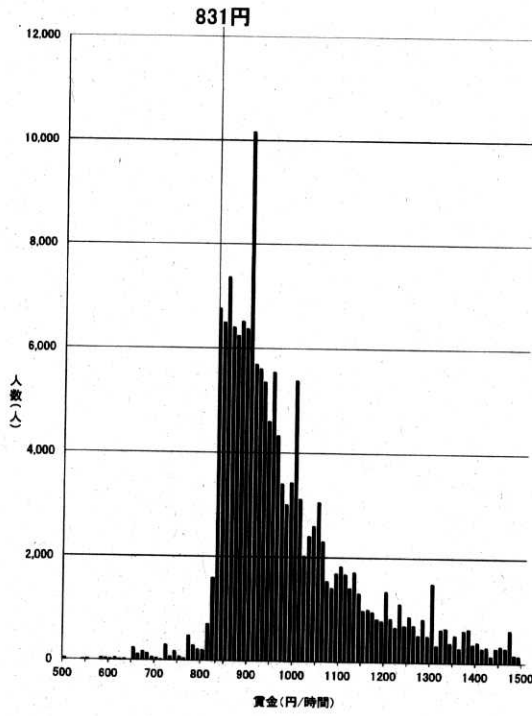
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(C)

徳島(C)



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

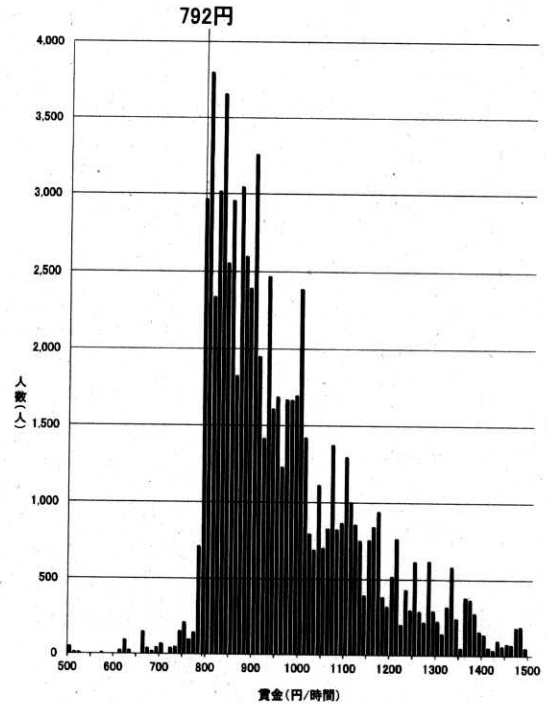
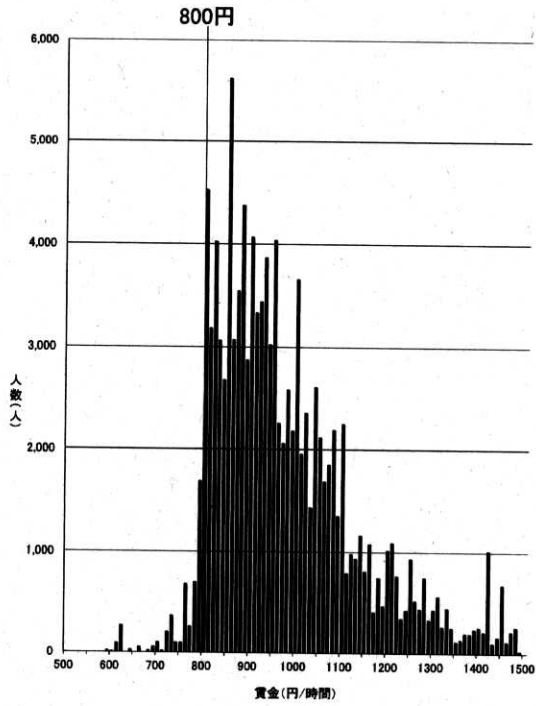
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(D)

大分(D)



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

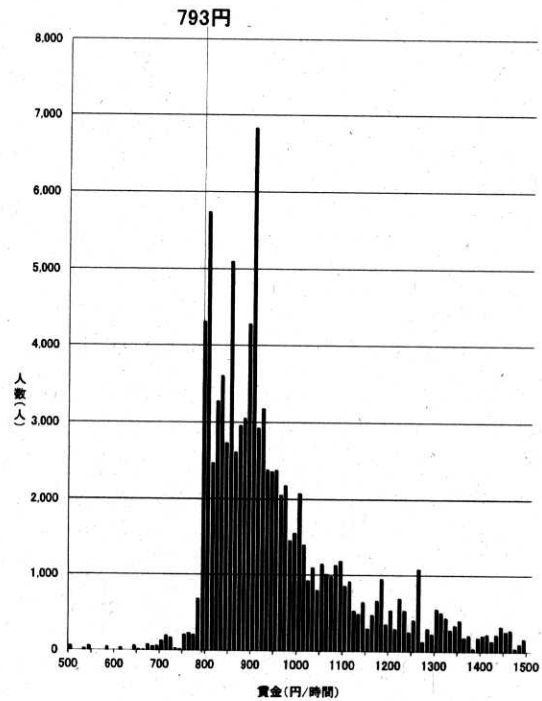
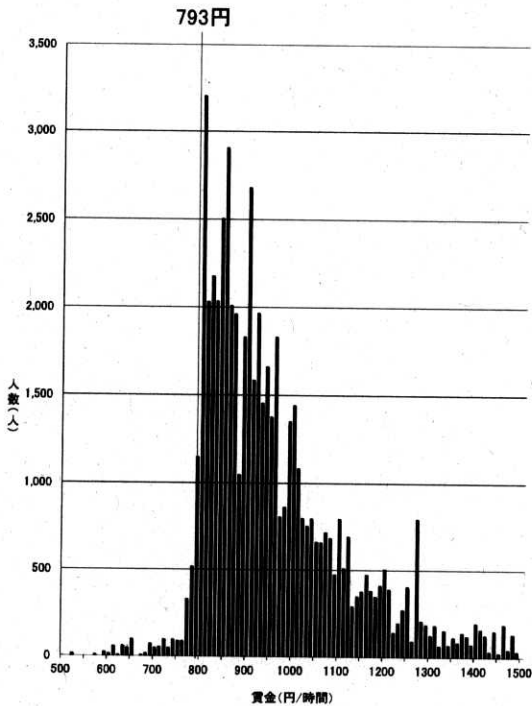
- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

山形(D)

愛媛(D)



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

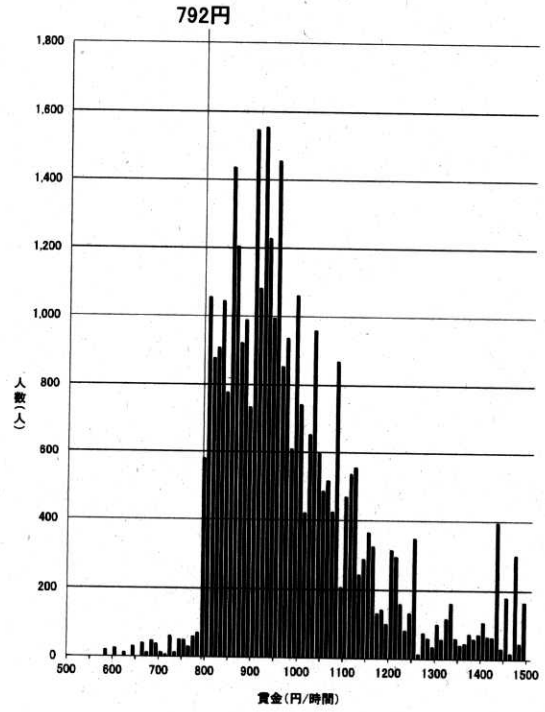
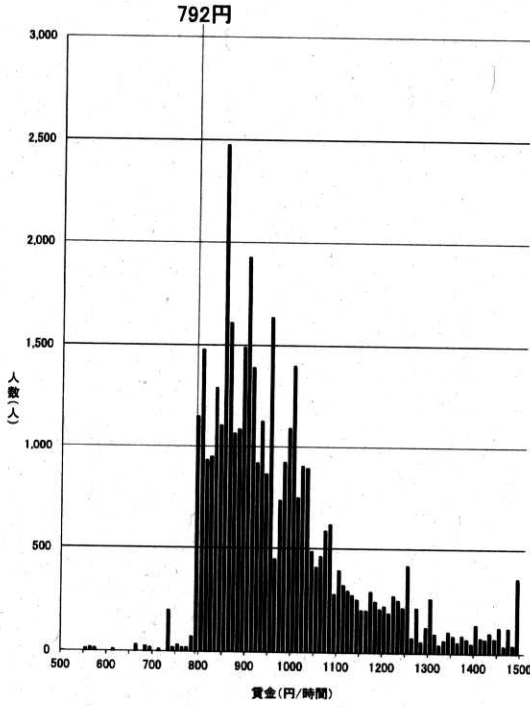
短時間労働者

短時間労働者



島根(D)

鳥取(D)



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

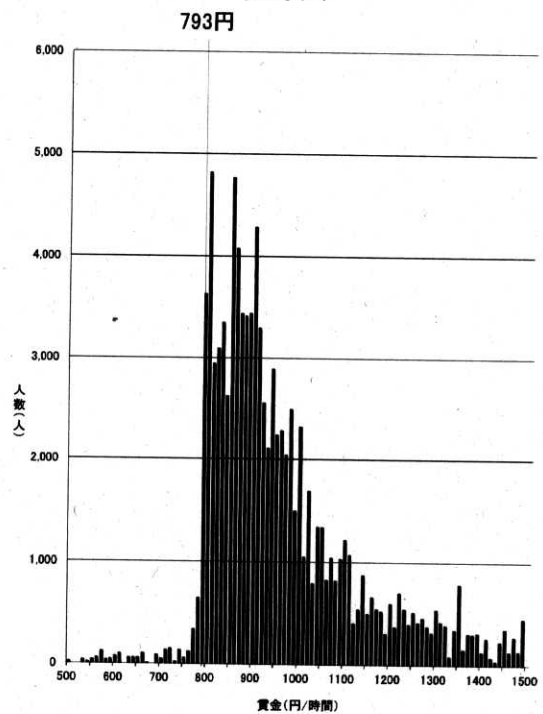
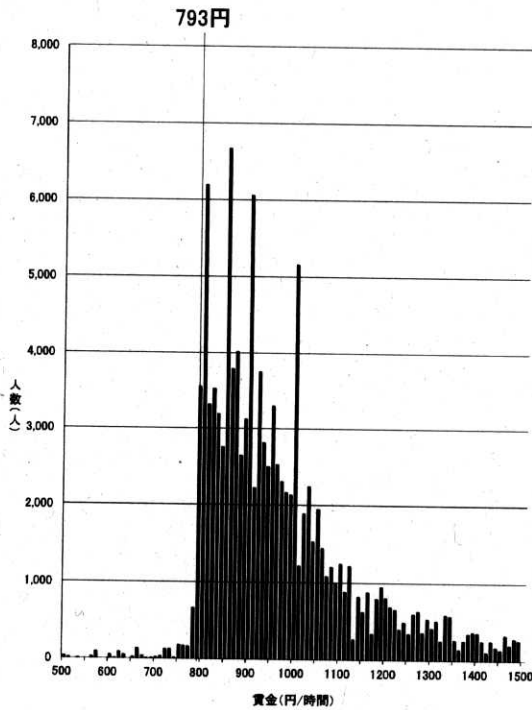
- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

熊本(D)

長崎(D)



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

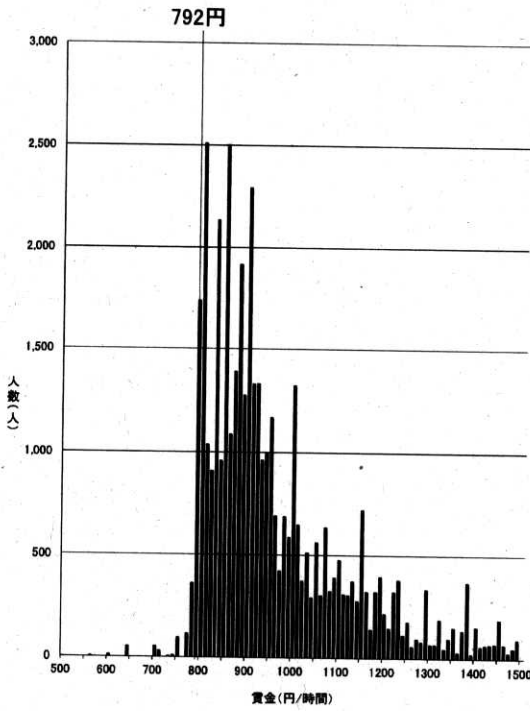
- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

高知(D)

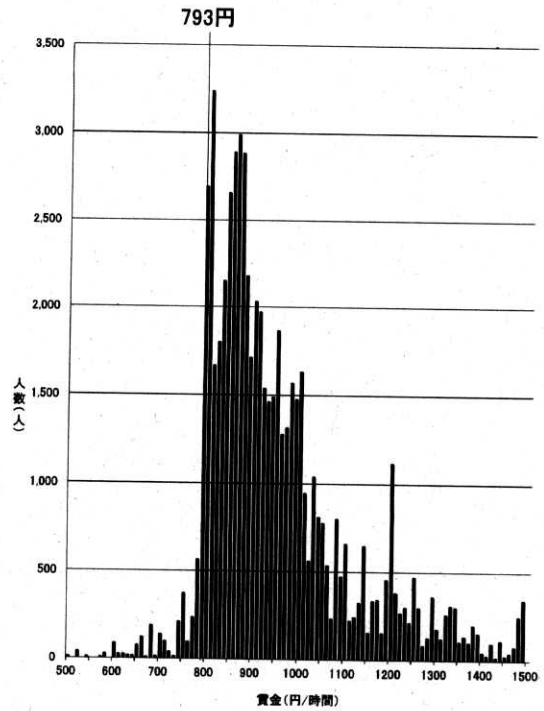


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(D)

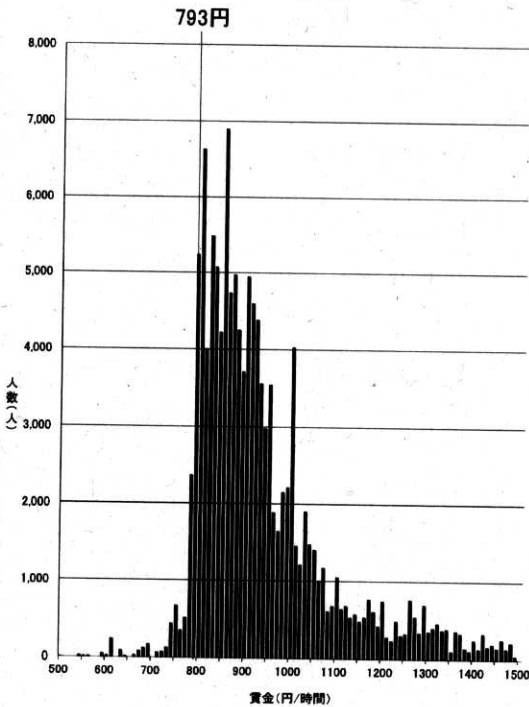


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(D)

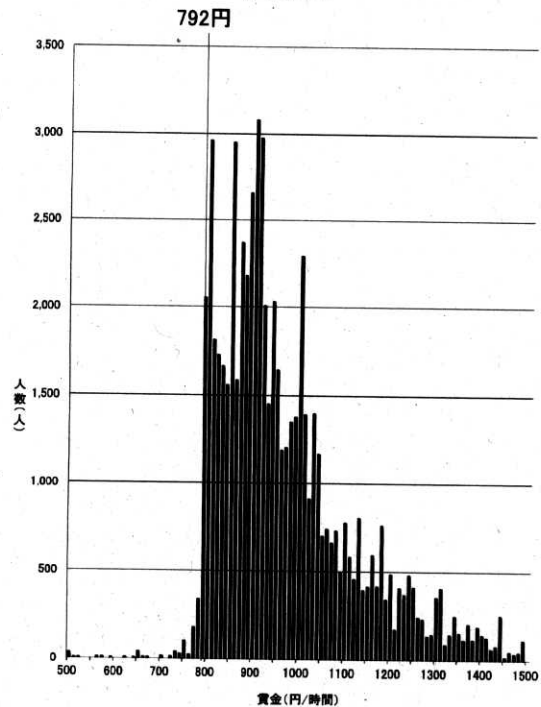


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(D)



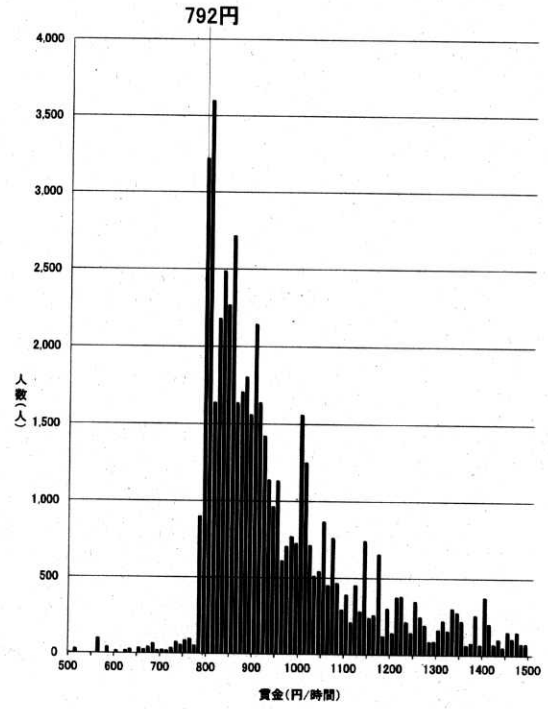
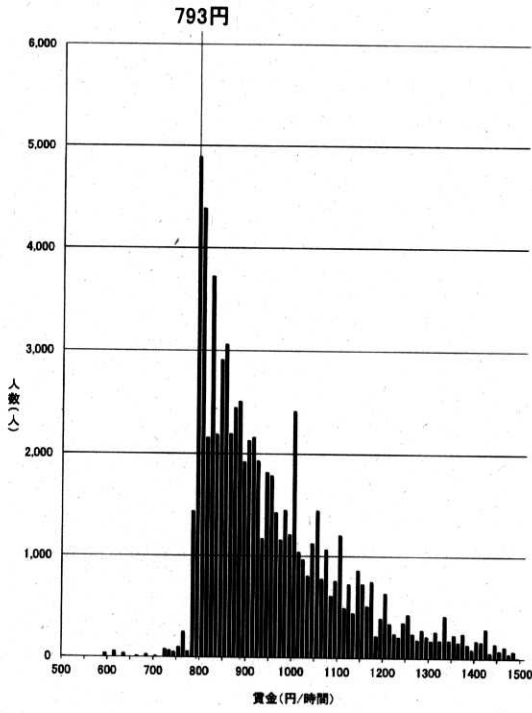
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(D)

秋田(D)



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

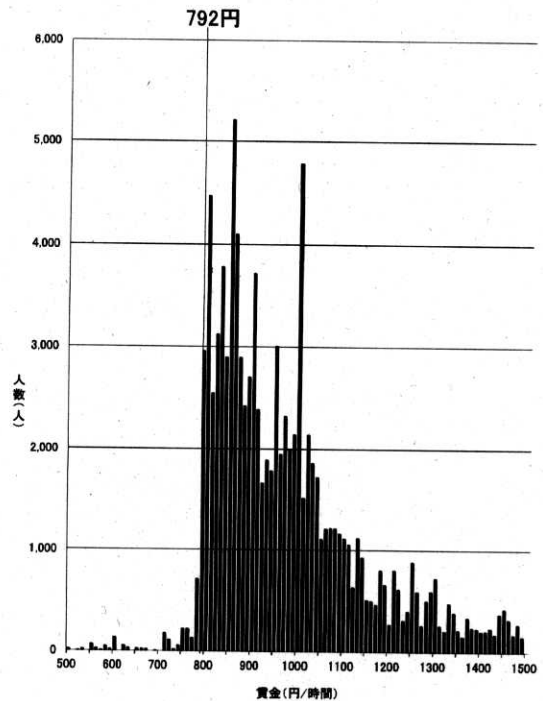
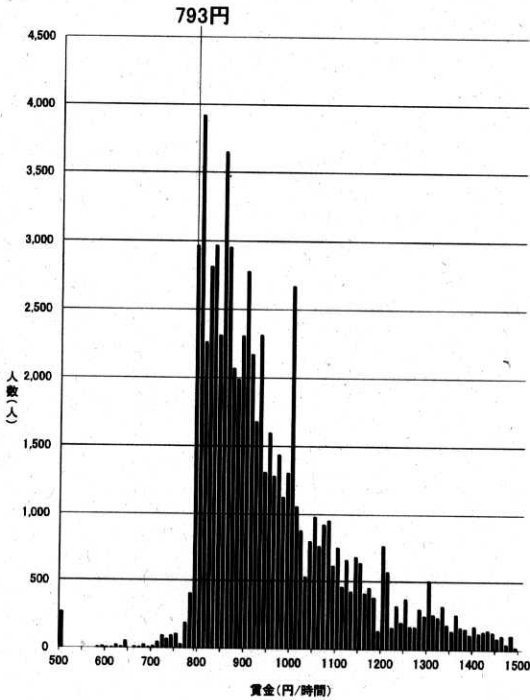
短時間労働者

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(D)

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

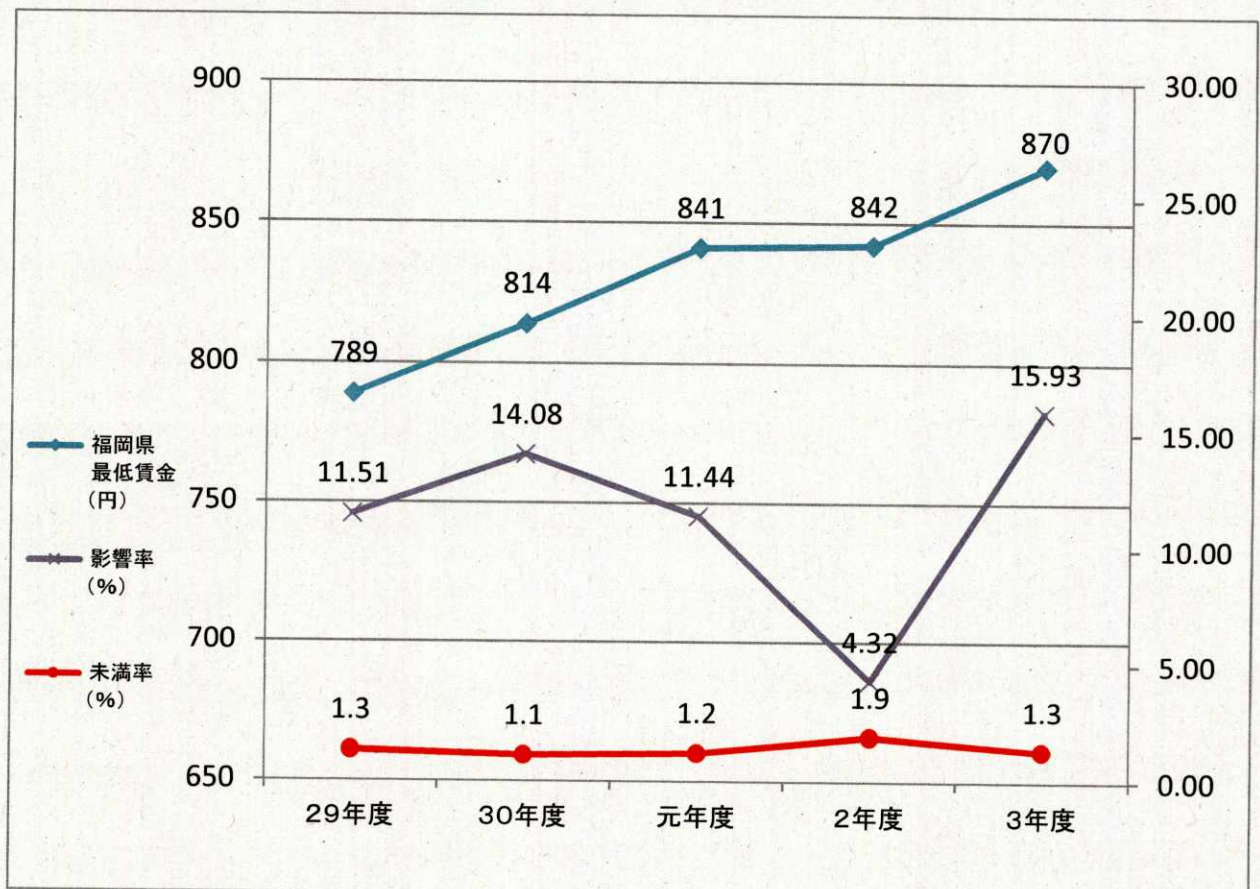


## 福岡県最低賃金額 未満率・影響率の推移（過去5年）

年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
福岡県最低賃金 (円)		789	814	841	842	870
(対前年度差) (円)		(24)	(25)	(27)	61)	(28)
福岡	改定前最賃額	765未満	789未満	814未満	841未満	842未満
	未満率 (%)	1.3	1.1	1.2	1.9	1.3
	影響率 (%)	11.51	14.08	11.44	4.32	15.93

※1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合である。

2 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正額の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合である。





# 月例経済報告

(令和4年7月)

—景気は、緩やかに持ち直している。—

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的に金融引締めが進む中での金融資本市場の変動や原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。

令和4年7月26日

内 閣 府

[参考]先月からの主要変更点

	6月月例	7月月例
基調判断	<p>景気は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果があっても、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中で、原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。</p>	<p>景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果があっても、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的に金融引締めが進む中で、融資本市場の変動や原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。</p>
政策態度	<p>政府は、今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていく。</p> <p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を具体化する令和3年度補正予算及び令和4年度予算を迅速かつ適切に執行する。「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を実行するとともに、「物価・賃金・生活総合対策本部」を立ち上げ、切れ目のない対応として、予備費の機動的な活用をはじめ、物価・景気両面の状況に応じた迅速かつ総合的な対策に取り組む。</p> <p>その上で、6月7日に閣議決定した骨太方針2022及び新しい資本主義のグランドデザインや実行計画に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、これらを前に進めるための総合的な方策を早急に具体化し、実行に移す。</p> <p>日本銀行においては、中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を継続する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。</p>	<p>政府は、今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていく。</p> <p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を具体化する令和3年度補正予算及び令和4年度予算を迅速かつ適切に執行する。「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を実行するとともに、「物価・賃金・生活総合対策本部」において、物価・景気の状態を把握し、予備費を機動的に活用しながら、状況に応じた迅速かつ総合的な対応に切れ目なく取り組む。</p> <p>その上で、骨太方針2022及び新しい資本主義のグランドデザインや実行計画に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、これらを前に進めるための総合的な方策を早急に具体化し、実行に移す。</p> <p>日本銀行においては、中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を継続する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。</p>

	6月月例	7月月例
個人消費	持ち直しの動きがみられる	緩やかに持ち直している
設備投資	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
住宅建設	底堅い動きとなっている	底堅い動きとなっている
公共投資	このところ底堅い動きとなっている	底堅い動きとなっている
輸出	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
輸入	下げ止まっている	持ち直しの動きがみられる
貿易・サービス収支	赤字となっている	赤字となっている
生産	持ち直しの動きに足踏みがみられる	持ち直しの動きに足踏みがみられる
企業収益	一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している	一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している
業況判断	持ち直しの動きに足踏みがみられる	持ち直しの動きに足踏みがみられる
倒産件数	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
雇用情勢	持ち直しの動きがみられる	持ち直している
国内企業物価	上昇している	上昇している
消費者物価	このところ上昇している	上昇している

(注) 下線部は先月から変更した部分。



# 月例経済報告

令和4年7月

## 総論

(我が国経済の基調判断)

景気は、緩やかに持ち直している。

- ・個人消費は、緩やかに持ち直している。
- ・設備投資は、持ち直しの動きがみられる。
- ・輸出は、おおむね横ばいとなっている。
- ・生産は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。
- ・企業収益は、一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。
- ・雇用情勢は、持ち直している。
- ・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的に金融引締めが進む中での金融資本市場の変動や原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。

(政策の基本的態度)

政府は、今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていく。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を具体化する令和3年度補正予算及び令和4年度予算を迅速かつ適切に執行する。「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を実行するとともに、「物価・賃金・生活総合対策本部」において、物価・景気の状態を把握し、予備費を機動的に活用しながら、状況に応じた迅速かつ総合的な対応に切れ目なく取り組む。

その上で、骨太方針2022及び新しい資本主義のグランドデザインや実行計画に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、これらを前に進めるための総合的な方策を早急に具体化し、実行に移す。

日本銀行においては、中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を継続する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

## 1. 消費・投資等の需要動向

### **個人消費は、緩やかに持ち直している。**

個別の指標について、需要側の統計をみると、「家計調査」(5月)では、実質消費支出は前月比1.9%減となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」(5月)では、小売業販売額は前月比0.7%増となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は、横ばい圏内となっている。また、消費者マインドは、下げ止まりの兆しがみられる。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、新車販売台数は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。家電販売は、おおむね横ばいとなっている。旅行及び外食は、持ち直している。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、緩やかに持ち直している。

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、持ち直していくことが期待される。

### **設備投資は、持ち直しの動きがみられる。**

設備投資は、持ち直しの動きがみられる。需要側統計である「法人企業統計季報」(1-3月期調査、含むソフトウェア)でみると、2022年1-3月期は前期比0.3%増となった。業種別にみると、製造業は同1.7%増、非製造業は同0.3%減となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給(国内向け出荷及び輸入)は、持ち直しの動きがみられる。ソフトウェア投資は、緩やかに増加している。

「日銀短観」(6月調査)によると、全産業の2022年度設備投資計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、おおむね横ばいとなっている。先行指標をみると、機械受注及び建築工事費予定額は、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、企業収益の改善等を背景に、持ち直し傾向が続くことが期待される。

### **住宅建設は、底堅い動きとなっている。**

住宅建設は、底堅い動きとなっている。持家の着工は、横ばいとなっている。貸家及び分譲住宅の着工は、底堅い動きとなっている。総戸数は、5月は前月比6.5%減の年率82.8万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、底堅く推移していくと見込まれる。

### **公共投資は、底堅い動きとなっている。**

公共投資は、底堅い動きとなっている。5月の公共工事出来高は前月比2.9%増、6月の公共工事請負金額は同7.7%増、5月の公共工事受注額は同28.4%減となった。

公共投資の関連予算をみると、国の一般会計予算における公共事業関係費は、令和3年度補正予算において、「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」などに係る予算措置を講じ、令和4年度当初予算では、前年度当初予算比0.0%増としている。また、令和4年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比1.6%増としている。

先行きについては、補正予算の効果もあって、底堅く推移していくことが見込まれる。

### **輸出は、おおむね横ばいとなっている。輸入は、持ち直しの動きがみられる。貿易・サービス収支は、赤字となっている。**

輸出は、おおむね横ばいとなっている。地域別にみると、アジア向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。アメリカ及びEU向けの輸出は、持ち直しの動きがみられる。その他地域向けの輸出は、このところ弱含んでいる。また、感染症によるインバウンドへの影響については、6月の訪日外客数は、2019年対比95.8%減となった。先行きについては、欧米経済の改善等を背景に、持ち直していくことが期待される。ただし、供給面での制約等による下振れリスクに注意する必要がある。

輸入は、持ち直しの動きがみられる。地域別にみると、アジア及びEUからの輸入は、持ち直しの動きがみられる。アメリカからの輸入は、おおむね横ばいとなっている。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、次第に持ち直していくことが期待される。ただし、供給面での制約等による下振れリスクに注意する必要がある。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

5月の貿易収支は、輸入金額が増加したことから、赤字幅が拡大した。また、サービス収支は、赤字幅が縮小した。

## **2. 企業活動と雇用情勢**

### **生産は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。**

鉱工業生産は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。鉱工業生産指数は、5月は前月比7.5%減となった。鉱工業在庫指数は、5月は前月比0.9%減となった。また、製造工業生産予測調査によると6月は同12.0%増、7月は同2.5%増となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械は持ち直しに足踏みがみられる。生産

用機械及び電子部品・デバイスは増勢が鈍化している。

生産の先行きについては、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、供給面での制約等による下振れリスクに注意する必要がある。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、第3次産業活動は、緩やかに持ち直している。

**企業収益は、一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。**

企業収益は、一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。「法人企業統計季報」（1－3月期調査）によると、2022年1－3月期の経常利益は、前年比13.7%増、前期比0.2%増となった。業種別にみると、製造業が前年比18.4%増、非製造業が同10.9%増となった。規模別にみると、大・中堅企業が前年比18.5%増、中小企業が同3.1%増となった。「日銀短観」（6月調査）によると、2022年度の売上高は、上期は前年比5.9%増、下期は同3.0%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比1.5%減、下期は同5.6%減が見込まれている。

企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。「日銀短観」（6月調査）によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」で上昇した。9月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」（6月調査）の企業動向関連DIによると、現状判断、先行き判断ともに低下した。

倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。5月は524件の後、6月は546件となった。負債総額は、5月は873億円の後、6月は1兆2,325億円となった。

**雇用情勢は、持ち直している。**

完全失業率は、5月は前月比0.1%ポイント上昇し、2.6%となった。労働力人口及び就業者数は減少し、完全失業者数は増加した。

就業率は持ち直している。新規求人数、有効求人倍率及び製造業の残業時間は持ち直している。

賃金をみると、定期給与は緩やかに増加している。現金給与総額は横ばい圏内となっている。これらの結果、実質総雇用者所得は、横ばい圏内となっている。

「日銀短観」（6月調査）によると、企業の雇用人員判断は、不足超となっている。

加えて、足下の状況については、日次有効求人件数や民間の求人動向は、持ち直している。

こうしたことを踏まえると、雇用情勢は、持ち直している。先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。

### 3. 物価と金融情勢

#### **国内企業物価は、上昇している。消費者物価は、上昇している。**

国内企業物価は、上昇している。6月の国内企業物価は、前月比0.7%となった。輸入物価（円ベース）は、上昇している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」で見ると、緩やかに上昇している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」で見ると、上昇している。6月は、前月比では、連鎖基準、固定基準ともに0.2%上昇した。前年比では、連鎖基準、固定基準ともに1.0%上昇した。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、上昇している。6月は、前月比では、連鎖基準で0.3%上昇し、固定基準で0.2%上昇した。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）で見ると、6月は前月比0.2%ポイント減少し、94.2%となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、当面、上昇していくことが見込まれる。

**株価（日経平均株価）は、26,200円台から27,000円台まで上昇した後、25,900円台まで下落し、その後27,900円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、135円台から138円台まで円安方向に推移した後、137円台まで円高方向に推移した。**

株価（日経平均株価）は、26,200円台から27,000円台まで上昇した後、25,900円台まで下落し、その後27,900円台まで上昇した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、135円台から138円台まで円安方向に推移した後、137円台まで円高方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、-0.04%台から-0.00%台で推移した。ユーロ円金利（3ヶ月物）は、-0.0%台から0.0%台で推移した。長期金利（10年物国債利回り）は、0.2%台で推移した。

企業金融については、企業の資金繰り状況は改善傾向にある。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比1.5%（6月）増加した。

マネタリーベースは、前年比3.9%（6月）増加した。M2は、前年比3.3%（6月）増加した。

（※ 6/21～7/22の動き）

#### 4. 海外経済

世界の景気は、一部に足踏みがみられるものの、持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めが進む中での金融資本市場の変動や物価上昇、供給面での制約等による下振れリスクに留意する必要がある。

アメリカでは、景気は持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

2022年1－3月期のGDP成長率（第3次推計値）は、個人消費や設備投資が増加した一方、純輸出が減少したことなどから、前期比で0.4%減（年率1.6%減）となった。

足下をみると、消費は緩やかに持ち直している。設備投資は緩やかに増加している。住宅着工はこのところ減少している。

生産はおおむね横ばいとなっている。非製造業景況感は低下している。雇用面では、雇用者数は増加しており、失業率はおおむね横ばいとなっている。物価面では、コア物価上昇率はこのところ低下しているが引き続き高水準となっている。貿易面では、財輸出は緩やかに増加している。

6月14～15日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利の誘導目標水準を0.75%ポイント引き上げ、1.50%から1.75%の範囲とすることが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は一部地方での経済活動の抑制の影響が残るものの、このところ持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、当面は一部地方での経済活動の抑制の影響が残ると見込まれる。また、金融資本市場の変動等を注視する必要がある。

韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復のテンポが鈍化している。インドネシアでは、景気は持ち直している。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は持ち直している。

中国では、景気は一部地方での経済活動の抑制の影響が残るものの、このところ持ち直しの動きがみられる。2022年4－6月期のGDP成長率は、前年同期比で0.4%増となった。消費はこのところ持ち直しの動きがみられる。固定資産投資はこのところ伸びがやや低下している。輸出は増加している。生産はこのところ持ち直しの動きがみられる。消費者物価上昇率は上昇している。

韓国では、景気は持ち直している。2022年1－3月期のGDP成

長率は、前期比で0.6%増（年率2.6%増）となった。台湾では、景気は回復のテンポが鈍化している。2022年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で3.1%増となった。

インドネシアでは、景気は持ち直している。2022年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で5.0%増となった。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。2022年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で2.2%増となった。

インドでは、景気は持ち直している。2022年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で4.1%増となった。

**ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。ドイツにおいては、景気は持ち直しのテンポが鈍化している。**

**先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響、ウクライナ情勢が経済活動に与える影響等による下振れリスクに留意する必要がある。**

**英国では、景気は持ち直している。**

**先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。**

ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。2022年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.5%増（年率2.0%増）となった。消費は持ち直しに足踏みがみられる。機械設備投資は持ち直している。生産は横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直しに足踏みがみられる。輸出は持ち直している。失業率は低下している。コア物価上昇率は上昇している。

ドイツにおいては、景気は持ち直しのテンポが鈍化している。2022年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.2%増（年率0.9%増）となった。

英国では、景気は持ち直している。2022年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.8%増（年率3.1%増）となった。消費は持ち直しに足踏みがみられる。設備投資は持ち直している。生産はこのところ横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直している。輸出はこのところ増加している。失業率は低下している。コア物価上昇率はこのところ横ばいとなっている。

欧州中央銀行は、7月21日の理事会で、政策金利を0.50%に引き上げることを決定した。イングランド銀行は、6月15日の金融政策委員会で、政策金利を1.25%に引き上げることを決定した。

### **国際金融情勢等**

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカでは上昇、英国ではやや上昇、ドイツ、中国ではおおむね横ばいで推移した。短期金利についてみると、ドル金利（3か月物）は上昇した。主要国の長期金利は、アメリカでは低下、英国、ドイツでは大幅に低下した。ドルは、ユーロ、ポンドに対して増価、円に対してやや増価した。原油価格（WTI）は大幅に下落した。金価格は下落した。